
滋賀県行政経営方針 2019

～ 変わる滋賀 変わる県庁 ～

実施計画

平成31年(2019年)3月

滋 賀 県

目 次

視座1「ヒト」

(1)人材	
①組織の基盤となる多様な人材の確保	1
②職員の意欲や能力を高めるための人材育成の推進	5
③職員一人ひとりの活躍の推進	8
④職員の健康の維持・増進 (職員の心と身体健康づくり)	12
④職員の健康の維持・増進 (職員の健康とワーク・ライフ・バランスを重視した働き方の推進)	15
(2)組織・体制等	
①最適な組織体制の構築	18
②地方機関のあり方検討	18
③業務(質・量)とのバランスを十分考慮した適正な定員管理および給与管理	20
④業務上のリスクに適切に対応するための内部統制体制の整備	22
(3)事務(広域自治)	
①市町との連携等を通じた地域課題への対応	24
②権限移譲・規制緩和や事務の共同化の推進	28
(4)事務(推進・改善)	
①協働・連携の更なる推進	32
②ICTの活用による事務の効率化や県民サービスの向上	36
③民間活力の活用	38
④事務の効率化・適正化	42
⑤業務の更なる見直し	44

視座2「モノ」

(1)整備	
①PPP/PFIの推進	46
(2)見直し	
①施設総量の適正化	48
②更なる見直しに向けた検討等	48
(3)管理	
①ファシリティマネジメントの推進	56
②指定管理者制度の導入拡大等 (指定管理者制度の見直しおよび新たな管理運営手法の研究・検討等)	50
②指定管理者制度の導入拡大等 (公募設置管理制度(Park-PFI)の導入検討)	54
③アセットマネジメントの推進	56

(4)活用	
①未利用地の有効活用	56
②サウンディング型市場調査の積極的活用	56
③国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催に向けて整備する施設の 有効活用	58

視座3「財源」

(2)財源不足への対応	
財政の健全化	60
①歳入確保	
ア 県税収入の安定確保と貸付金等未収債権の徴収	62
イ 地方税財源の充実強化	62
ウ 受益者負担の適正化	67
エ 県有資産の売却・利活用	68
オ 自主財源拡充に向けた歳入確保の積極的な推進	70
②歳出見直し	74
(3)特別会計等	
①公営企業の経営基盤の強化、自主性拡大	
ア モーターボート競走事業	76
イ 工業用水道事業および水道用水供給事業	80
ウ 流域下水道事業	82
エ 病院事業	84
②出資法人の経営改善、自立性拡大の推進	86
(4)「未来へと幸せが続く滋賀」構築に向けた行政需要と新たな財源	108

視座4「情報」

(1)収集	
①県民とのきめ細かな対話の実践、県民の声の施策への一層の反映	112
②情報収集・活用の研究	114
(2)活用	
①客観的な証拠に基づく政策立案(EBPM)の推進	116
(3)公開	
①オープンデータ化の徹底と民間活用の推進	118
②条例に基づく現用公文書の適正な管理および特定歴史公文書等の 適切な保存、利用等の推進	120

行政経営方針の着実かつ迅速な推進を図るために

(1)職員の理解と行動	122
(3)進行管理	124

※各取組項目の「推進担当課(局・室)」は、平成31年(2019年)4月1日現在のものを記載している。

取組 項目	視座 1「ヒト」	(1)人材	推進担当課 (局・室)	総務部 人事課 人事委員会事務局
	①組織の基盤となる多様な人材の確保			

1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性

(1)目指す県庁の姿 iv スマートでしなやかな県庁

(2)基本的な考え方

多様な人材が集う「スマートでしなやかな県庁」の実現に向け、最大の経営資源である将来の滋賀を担う優秀で多様な人材を確保するため、人材確保策について不断の見直しを行う。

<これまでの取組状況・課題等>

次のとおり、様々な受験者確保策を講じてきた。

[平成 27 年度(2015 年度)]

- ・教養試験の出題分野変更(知識分野を減らし知能分野を増やした)
- ・インターンシップ制度の拡充
- ・大学や専門学校等が開催する説明会への参加の拡大
- ・女性ガイダンスの開始

[平成 28 年度(2016 年度)]

- ・採用パンフレットのリニューアル
- ・専門試験の出題分野を拡大、選択制の導入。出題数を事前公表
- ・高校生を対象とした、しごとセミナーの開始

[平成 29 年度(2017 年度)]

- ・専門試験を課さない「行政(アピール試験型)」の創設
- ・「社会福祉」区分の新設
- ・経験者採用試験の再開
- ・リクルーター制度の創設
- ・SNS による情報発信
- ・技術系ガイダンスの開始

[平成 30 年度(2018 年度)]

- ・経験者採用試験および初級試験において「総合土木」区分を新設
- ・経験者採用試験の受験上限年齢を 34 歳から 40 歳に引上げ
- ・経験者採用試験の「総合土木」において、職務基礎力試験を導入
- ・社会人を対象とした説明会の開始

様々な受験者確保策を講じてきた結果、受験者数は平成 29 年度(2017 年度)まではほぼ横ばいで推移してきたが、平成 30 年度(2018 年度)は前年度比 17%減となった。近年、民間企業の採用意欲が高く「売り手市場」が続いていること、また、本県の採用予定数も多いことから、競争倍率は年々低下傾向にあり、人材確保は厳しさを増している。

【上級試験受験者数および倍率】 ※特別募集および経験者採用試験を除く

	受験者数	最終合格者数	最終合格倍率
平成 26 年度(2014 年度)	765 人	113 人	6.8 倍
平成 27 年度(2015 年度)	746 人	121 人	6.2 倍
平成 28 年度(2016 年度)	760 人	127 人	6.0 倍
平成 29 年度(2017 年度)	747 人	133 人	5.6 倍
平成 30 年度(2018 年度)	622 人	131 人	4.7 倍

2 取組期間中における取組

(1)取組の概要

説明会やインターンシップ制度の充実等、滋賀県で働くことの魅力や情報発信を強化するとともに、試験制度の見直しを行い、職員採用試験受験者数の確保を図る。

併せて、任期付職員制度や平成30年度(2018年度)に導入したキャリアターン制度の一層の活用、2020年度に法施行予定である会計年度任用職員制度の円滑な導入等により、多様な人材確保策を展開する。

(2)具体的な取組内容

(ア)採用活動の強化

a 大学等での採用説明会や各種セミナーの開催およびリクルーター制度の活用

県庁就職セミナーの他、女性、技術系職種、経験者、高校生などターゲットを絞ったセミナーの開催や、大学等が主催する説明会等への参加、リクルーター制度による学生へのはたらきかけにより、滋賀県職員の具体的な業務内容や仕事のやりがい・魅力、働きやすい職場であることなどを積極的にPRする。

b インターンシップ制度の充実

募集方法、実施期間等を随時見直すとともに、実習生へ滋賀県職員として働くことの魅力を伝え、採用試験受験者数を増加させる。

c インターネットを活用した情報発信

県HPや民間就職サイトに情報を掲載するほか、ツイッターおよびフェイスブックといったSNSを活用し情報発信を行う。

(イ)試験制度の見直し

SPI等の導入や首都圏会場の設置など、民間企業志望の学生や社会人、UIJターン希望者などがより受験しやすい試験方法や会場、日程等について検討し実施する。

(ウ)任期付職員制度等の活用および会計年度任用職員制度の円滑な導入と運用

既存の任期付職員制度、キャリアターン制度等を活用するとともに、2020年度に制度がスタートする会計年度任用職員制度の導入を円滑に行い、必要な人員を確保する。

(3)目標(2022年度)

(ア)採用活動の強化

a 大学等での採用説明会や各種セミナーの開催およびリクルーター制度の活用

・競争試験全体において平成30年度(2018年度)を上回る受験者数の確保

b インターンシップ制度の充実

・インターンシップ実習生における採用試験受験者数の割合 40%

c インターネットを活用した情報発信

・滋賀県職員採用ポータルサイトの年間閲覧者数を平成30年度(2018年度)比で10%向上

(イ)試験制度の見直し

・競争試験全体において平成30年度(2018年度)を上回る受験者数の確保(再掲)

(ウ)任期付職員制度等の活用および会計年度任用職員制度の円滑な導入と運用
・2020 年度に円滑に会計年度任用職員制度が導入できるよう、必要な手続を 2019 年度中に実施

<目標設定の考え方>

(ア)採用活動の強化

a 大学等での採用説明会や各種セミナーの開催およびリクレーター制度の活用

・受験者数の低下傾向を食い止め、平成 30 年度(2018 年度)を上回る受験者数を確保する。

b インターンシップ制度の充実

・平成 27 年度(2015 年度)～29 年度(2017 年度)の平均が 33.3%であることから、インターンシップ実習生が採用試験を受験する割合の上昇を目指すこととする。

c インターネットを活用した情報発信

・ポータルサイトが受験者の重要な情報源となっており、平成 30 年度(2018 年度)よりも閲覧者数を増やす。

平成 29 年度(2017 年度) 150,636 件、平成 30 年度(2018 年度)上期 87,671 件

(イ)試験制度の見直し

・受験者層の動向を踏まえたうえで、試験方法、試験会場および実施時期について効果的な方法を検討し実施することで、受験者数を確保する。

(ウ)任期付職員制度等の活用および会計年度任用職員制度の円滑な導入と運用

・2020 年度の改正地方公務員法等施行までに制度構築を完了する必要がある。

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
(ア)採用活動の強化 a 採用説明会等 ・大学等での説明会開催	継続実施	→			
	継続実施	→			
	継続実施	→			
b インターンシップ制度 の充実	実習生への働きかけ	→			
	制度改善	→			
c インターネットを活用し た情報発信		HPリニューアル スマホを想定した内容に改善、内容の充実	→		
	SNSによる 情報発信	→			
(イ)試験制度の見直し		首都圏会場の実施 SPI等導入検討、実施	→		
	(2018年度) ・経験者で年齢引上 ・経験者と初級で「総合土木」実施 ・経験者の「総合土木」で職務基礎力試験実施	試験実施時期の検討および見直し →			
	(2017年度以前～) ・試験科目見直し ・「行政(アピール試験型)」実施 ・「社会福祉」新設 ・経験者採用再開	→			
(ウ)会計年度任用職員 制度の円滑な導入と運用	制度設計・例規整備	→			
		募集・採用	→		

取組項目	視座 1「ヒト」	(1) 人材	推進担当課 (局・室)	総務部 人事課
	②職員の意欲や能力を高めるための人材育成の推進			総務部 行政経営企画室 政策研修センター
1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性				
(1)目指す県庁の姿	v 健康経営を実践する県庁			
(2)基本的な考え方	<p>「健康経営を実践する県庁」の実現に向け、職員の意欲や能力を高めるための人材育成を進めていくことが重要である。人口減少や飛躍的な技術革新など、大きな変化に直面する中で、このような変化に柔軟に対応し、県民一人ひとりが幸せを感じることのできる滋賀を築くため、新たな視点や発想で県政を担うことができる人材の育成に取り組む。</p> <p><これまでの取組状況・課題等> 平成 28 年(2016 年)3 月に、人材育成のマスタープランである「滋賀県人材育成基本方針」を策定し、それに掲げた目指す職員像「チャレンジ精神を持ち、県民とともに、滋賀の未来を切り拓く行政のプロフェッショナル」の実現に向けて、「人材育成に積極的な組織づくり」、「誰もが能力を発揮できる環境づくり」および「人を育てる人事」を基盤として「職員の能力開発」に取り組んでいる。 今後も同基本方針に基づく取組を進めるとともに、その効果を高めるため、職員の意欲を高めるための自発的な学び等の促進や、「係」を基盤とした効果的な OJT や円滑な組織運営に向けた支援、幅広い視野や柔軟な発想を身に付けるための取組を推進する必要がある。</p>			
2 取組期間中における取組				
(1)取組の概要	<p>人材育成基本方針に基づき、研修等の取組を実施するとともに、効果的な OJT や円滑な組織運営に向けた支援を行う。 引き続き、組織目標や職員提案を実施するとともに、自発的な学びや地域活動等への参加を促進する。 毎年度効果を検証して見直しを行い、県と市町等との人事交流等の充実を図る。</p>			
(2)具体的な取組内容	<p>(ア)人材育成基本方針に基づく研修等の取組の実施 研修など人材育成基本方針に基づく取組を実施し、その効果等を定期的に把握するとともに、情勢や環境の変化に応じて、基本方針の検証を行う。</p> <p>(イ)効果的な OJT や円滑な組織運営に向けた支援 職場における OJT の実施状況等について定期的な調査を行い、人材育成推進会議等での議論を通じて、研修などの支援策に反映し実施する。</p> <p>(ウ)組織目標の実施 各部局や課室が当該年度に重点的に取り組む項目およびその目標を明らかにし、共有することで、職務の使命・責務の再認識につなげ、職員の意欲と連帯感の向上を図る。</p> <p>(エ)自発的な学びの促進 「自らの学び」に向けた意識の醸成を図るため、若手職員等が自主的に行う勉強会や研究会の開催</p>			

を支援する。

(オ)職員提案の実施

職員からの施策提案を引き続き実施することにより、職員の柔軟な発想を積極的に生かす組織風土を醸成するとともに、県政のあり方について幅広い視野で意欲的に思考する人材を育てる。

(カ)地域活動等への参加促進

職員の意識啓発や協働マインドの醸成に向け、研修等を通じて、「地域に飛び出す活動」等に取り組んでいる職員の事例や諸制度の紹介等を行い、活動への参加を促すとともに、多様な主体との協働を進めるための知識の習得を図る。

(キ)県と市町等の人事交流の充実

省庁、他府県、県内市町、民間企業等との間で行っている派遣研修、人事交流等について、毎年度効果を検証して見直しを行い、相互交流の充実を図る。

(3)目標(2022 年度)

(ア)人材育成基本方針に基づく研修等の取組の実施

(イ)効果的な OJT や円滑な組織運営に向けた支援

・所属における OJT の実施率 平成 30 年度(2018 年度) 77.7% → 100%

(エ)自発的な学びの促進

(オ)職員提案の実施

(カ)地域活動等への参加促進

・自ら進んで研修や勉強会、交流会等に参加したり、日頃から情報収集に努めるなど、積極的にスキルアップに取り組む職員の割合:95%以上

(キ)県と市町等の人事交流の充実

・いきいき新自治交流研修の拡大 平成 30 年度(2018 年度) 2 市 → 4 市町

<目標設定の考え方>

(ア)人材育成基本方針に基づく研修等の取組の実施

(イ)効果的な OJT や円滑な組織運営に向けた支援

・OJT が人材育成にとって不可欠であるとの認識の下、取組を推進するため、全ての所属における実施を目指すこととする。

(エ)自発的な学びの促進

(オ)職員提案の実施

(カ)地域活動等への参加促進

・「県庁における健康経営計画」に基づき、平成 30 年度(2018 年度)は 80%以上を目指しているところであり、毎年 5 ポイントずつの増加を目指す。ただし、時間制約のある職員についても考慮し、当該目標値とする。

(キ)県と市町等の人事交流の充実

・隔年で募集、派遣を行っている新自治交流研修について、毎年度募集を行い、交流数を拡大する。

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
(ア)人材育成基本方針に基づく研修等の取組の実施	取組の実施 状況調査 検証 次年度計画 策定 →	→	→	→	→
		環境・状況の変化に応じた基本方針の検証・反映 →			
(イ)効果的なOJTや円滑な組織運営に向けた支援	取組の実施 状況調査 検証 次年度計画 策定 →	→	→	→	→
(ウ)組織目標の実施	継続実施 →				
(エ)自発的な学びの促進	事業構築	事業募集 事業実施 事例周知 →			
(オ)職員提案の実施	継続実施 →				
(カ)地域活動等への参加促進	研修企画	研修実施 検証 次年度計画 策定 →	→	→	→
(キ)県と市町等の人事交流の充実(新自治交流研修の拡大)	2市 →	3市町	4市町	4市町	4市町 →

取組 項目	視座 1「ヒト」	(1)人材	推進担当課 (局・室)	総務部 人事課 政策研修センター
	③職員一人ひとりの活躍の推進			
1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性				
(1)目指す県庁の姿		iv スマートでしなやかな県庁 v 健康経営を実践する県庁		
(2)基本的な考え方		<p>チームワークによって事務を遂行する「スマートでしなやかな県庁」および「健康経営を実践する県庁」の実現に向け、「職員こそは、最大の経営資源である」との認識のもと、年齢、性別、職階等に関わらず、一人ひとりの能力を高めるとともに、全ての職員が持てる能力を最大限に発揮し、活躍できる職場環境づくりを図る。</p> <p><これまでの取組状況・課題等></p> <p>[若手職員] [中堅職員] 平成 28 年度(2016 年度)の係制移行に伴い、係長への登用をはじめ若手職員の積極的な登用に努めてきた。 今後、大量退職が続き、職員の年齢構成の若返りが進む中、技術の継承が課題となっており、若手職員の育成および組織の最小単位である係の長である係長支援の充実を図る必要がある。</p> <p>[高齢層の職員] 平成 13 年度(2001 年度)末定年退職者から再任用制度を導入し、平成 30 年度(2018 年度)現在、定年退職者の 8 割が再任用を希望し、退職前の知識・経験を生かした業務に従事している。 平成 30 年(2018 年)8 月に、人事院が国家公務員の定年を段階的に 60 歳から 65 歳に引き上げるよう勧告しており、地方公務員においても準じた対応が必要となる。再任用制度の見直しを含め、意欲と能力のある高齢者が活躍できる制度となるよう検討が必要となる。</p> <p>[女性職員] 平成 26 年度(2014 年度)に策定した「女性職員の活躍推進のための取組方針(特定事業主行動計画)」に基づき、女性職員の登用を一層進めるとともに、中長期的な視点に立った育成および支援を行い、併せて、誰もが働きやすい職場づくりの取組を推進した。平成 30 年度(2018 年度)が同取組方針の最終年度であるため、改定後の取組方針に基づき、取組を推進する必要がある。</p> <p>[障害を有する職員] 平成 4 年度(1992 年度)から身体障害者を対象とする職員採用試験を、平成 30 年度(2018 年度)からは知的および精神障害者を対象とするチャレンジ雇用制度を運用している。 民間事業主に対し率先して障害者雇用に取り組むべき地方公共団体として、また、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例を制定し、取組を進める滋賀県として、雇用率の達成に留まらない障害者雇用の取組を推進する必要がある。</p>		
2 取組期間中における取組				
(1)取組の概要		<p>若手職員の育成を充実するとともに、効果的な OJT や円滑な組織運営に向けた支援を行う。 国家公務員の動向を踏まえ、本県の実情にあわせて定年延長および再任用制度の見直しを検討する。 引き続き、女性職員の活躍を推進するとともに、県における障害者雇用の今後のあり方を検討する。 全ての職員が安心して活躍できるよう、ハラスメントゼロに向けた取組を行う。</p>		

(2)具体的な取組内容

(ア)若手職員の育成の充実

職場における積極的な若手職員の育成を推進するため、研修等を通じた、学び合い・育ちあいに向けた意識啓発等の取組を実施する。

(イ)効果的な OJT や円滑な組織運営に向けた支援(再掲)

職場における OJT の実施状況等について定期的な調査を行い、人材育成推進会議等での議論を通じて、研修などの支援策に反映し実施する。

(ウ)定年延長制度の構築および再任用制度の見直し

国家公務員の定年延長等にかかる制度構築について情報収集を行い、定年延長および再任用制度の見直しを本県の実情にあわせて検討し、新たな制度を導入する。

(エ)女性職員の活躍の推進

平成 30 年度(2018 年度)改定の「次世代育成支援および女性職員の活躍推進のための取組方針」に基づき、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、研修や啓発等を通じて、誰もが活躍できる職場づくりを推進するとともに、県民サービスの向上に向け、女性職員の積極的な登用や中長期の視点に立った、幅広い業務経験を通じた人材育成に努める。

(オ)県における障害者雇用の今後のあり方検討

庁内関係所属および庁外関係機関との協議の場を設置し、障害を有する職員への合理的配慮の内容や職域の拡大について、課題と対応を議論し、取組方針を策定する。以後、方針に基づく取組を実施する。

(カ)ハラスメントゼロに向けた取組の実施

全ての職員が安心して活躍できるよう、各種ハラスメントに関する相談窓口の周知やハラスメント防止に向けた研修など、ハラスメントゼロに向けた取組を行う。

(3)目標(2022 年度)

(ア)若手職員の育成の充実

・自分の能力を十分に発揮できるような仕事・機会を与えられていると思う職員の割合
平成 30 年度(2018 年度) 89% → 100%

(イ)効果的な OJT や円滑な組織運営に向けた支援(再掲)

・所属における OJT の実施率 平成 30 年度(2018 年度) 77.7% → 100%

(ウ)定年延長制度の構築および再任用制度の見直し

・国家公務員の制度見直しを踏まえて、速やかに定年延長等の制度を検討・実施

(エ)女性職員の活躍の推進

・参事級以上に占める女性職員の割合 10.0%以上
・係長職に占める女性職員の割合 20.0%以上

(オ)県における障害者雇用の今後のあり方検討

・2019 年度中に今後の県の障害者雇用のあり方についての方針を策定し、方針に基づく取組を実施

＜目標設定の考え方＞

(ア)若手職員の育成の充実

・県庁力の最大化に向け、全ての職員が、自らの活躍を実感できることを目指すこととする。

(イ)効果的な OJT や円滑な組織運営に向けた支援(再掲)

・OJT が人材育成にとって不可欠であるとの認識の下、取組を推進するため、全ての所属における実施を目指すこととする。

(ウ)定年延長制度の構築および再任用制度の見直し

・国家公務員の制度改正の時期が未定であるため、時期は流動的であるが、高齢層の職員の能力活用の観点から、速やかな制度検討が必要である。

(エ)女性職員の活躍の推進

・県民サービスの向上に向け、女性職員による県の政策や方針などの重要事項の決定過程への参画を推進する。

(オ)県における障害者雇用の今後のあり方検討

・2021 年度までには障害者雇用率が 2.5%から 2.6%に引き上げられる予定であることから、雇用率の達成に留まらない県としての障害者雇用のあり方を検討し、2020 年度における職員採用等から取り組んでいく必要がある。

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
(ア)若手職員の育成の充実	取組の検討	取組の実施 状況調査 検証 次年度計画 策定	→	→	→
(イ)効果的なOJTや円滑な組織運営に向けた支援(再掲)	取組の実施 状況調査 検証 次年度計画 策定	→	→	→	→
(ウ)定年延長制度の構築および再任用制度の見直し	情報収集	→	制度検討・制度実施	→	→
(エ)女性職員の活躍の推進	「次世代育成支援および女性職員の活躍推進のための取組方針」の改定	取組の実施 状況調査 検証 次年度の取組へ反映	→	→	→
(オ)県における障害者雇用の今後のあり方検討		方針検討	方針に基づく対応の実施	→	→
(カ)ハラスメントゼロに向けた取組の実施	継続実施	→	→	→	→

取組項目	視座 1「ヒト」	(1)人材	推進担当課 (局・室)	総務部 総務課 総務部 人事課 総務部 総務事務・厚生課 健康医療福祉部 健康寿命推進課 土木交通部 監理課
	④職員の健康の維持・増進 (職員の心と身体健康づくり)			
1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性				
(1)目指す県庁の姿	v 健康経営を実践する県庁			
(2)基本的な考え方	<p>「健康経営を実践する県庁」の実現に向け、「職員こそは、最大の経営資源である」との認識のもと、全ての職員が能力や個性を最大限発揮することにより、県庁の組織としての力を高めていく。</p> <p>職員の能力や個性の発揮には、職員の健康の維持・増進が欠かせないとの考え方に基づき、職員が健康でいきいきとやりがいをもって働くことができる職場の環境づくりに取り組むとともに、「身体健康」や「心の健康」も合わせた総合的でバランスの取れた健康づくりを推進する。</p> <p><これまでの取組状況・課題等></p> <p>県では、これまでから、長時間労働による健康リスクやセルフチェックの必要性を広く周知し、健康に関する日常的な自己管理の徹底を促すなど取り組んできた。</p> <p>また、職員全員がストレスチェックを受検するよう勧奨するとともに、職員のストレスや職場の理解を深めるための研修を実施するなど取り組んできた。</p>			
2 取組期間中における取組				
(1)取組の概要	<p>引き続き、健康診断の完全実施と精密検査・要治療者への受診勧奨を行うとともに、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境の改善の取組を促進する。</p> <p>また、滋賀県職員版スマート ライフ プロジェクトを推進し、健康を支援する職場環境づくりに取り組む。</p>			
(2)具体的な取組内容	<p>(ア)健康診断の完全実施と精密検査・要治療者への受診勧奨 「安全配慮義務」に基づき、各所属管理監督者が、受診に関する業務の配慮や声掛けを行うよう啓発を行う。</p> <p>(イ)ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境の改善 管理監督者向けの研修を実施し、各職場での職場環境改善の取組実施を促すとともに、取組の結果報告をとりまとめ、好事例等を還元するなど、情報共有を図る。</p> <p>(ウ)滋賀県職員版スマート ライフ プロジェクトの推進 「運動」「食事」「禁煙」「睡眠」「健診・検診」の 5 つの健康習慣が容易に実施できるような環境づくりに取り組む。</p>			
(3)目標(2022 年度)	<p>(ア)健康診断の完全実施と精密検査・要治療者への受診勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期健康診断受診率 100% ・がん検診にかかる精検受診率 100% <p>(イ)ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各職場での職場環境改善の取組実施率 平成 29 年度(2017 年度) 66.0% → 80%以上 			

(ウ)滋賀県職員版スマート ライフ プロジェクトの推進

- ・「運動」:積極的に階段を利用したり、週1回以上の定期運動をしたりする職員の割合
平成 29 年度(2017 年度) 82.2% → 85%以上
- ・「食事」:毎朝、朝食をとっている職員の割合
平成 29 年度(2017 年度) 87.7% → 90%以上
- ・「禁煙」:煙草を吸う職員の割合
平成 29 年度(2017 年度) 12.4% → 10%未満
- ・「睡眠」:睡眠で休養が十分とれている職員の割合
平成 29 年度(2017 年度) 49.9% → 60%以上

<目標設定の考え方>

(ア) 健康診断の完全実施と精密検査・要治療者への受診勧奨

- ・定期健康診断は、労働安全衛生法により事業者には実施の義務が、労働者には受診の義務が課せられているため、受診率 100%を目指すもの。
- ・がん検診（任意型検診）は、がんの早期発見により現役死亡者を減らすため、精密検査の対象者には必ず受診してもらえよう受診率 100%を目指すもの。

(イ) ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境の改善

- ・平成 29 年度（2017 年度）は、「特に問題点がなかったので職場環境改善に取り組まなかった」と回答した所属が 17%あり、「集団分析結果が参考となった」と回答した所属が 80%あることから、80%以上を目標に設定する。

(ウ) 滋賀県職員版スマート ライフ プロジェクトの推進

- ・「運動」:平成 28 年度（2016 年度）の 81.5%から平成 29 年度（2017 年度）は 82.2%と 0.7 ポイント上昇していることから、この上昇率を維持することにより、85%以上を目標として設定する。
- ・「食事」:平成 28 年度（2016 年度）の 88.4%から平成 29 年度（2017 年度）は 87.7%と低下していることから、一転上昇させるため 90%以上を目標として設定する。
- ・「禁煙」:平成 25 年度（2013 年度）の 14.8%から平成 29 年度（2017 年度）は 12.4%と年平均 0.6 ポイント低下していることから、この低下傾向を維持することにより、10%未満を目標として設定する。
- ・「睡眠」:平成 25 年度（2013 年度）の 55.0%から平成 29 年度（2017 年度）は 49.9%と年々低下傾向にあることから、この傾向を打破するため、平成 25 年度（2013 年度）の 55.0%を上回る 60.0%以上を目標として設定する。

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
(ア)健康診断の完全実施と精密検査・要治療者への受診勧奨	個別受診勧奨	→			
	経営会議での依頼 実施方法見直し検討	→			
	管理監督者研修で周知	→			
(イ)ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境の改善	ストレスチェックの実施 集団分析、管理監督者への研修 各職場での職場環境改善(PDCA サイクル) 職場からの実施報告 職場環境改善の方法情報共有	→			
(ウ)滋賀県職員版スマートライフプロジェクトの推進	追加問診で現状調査	→			
	取組・メリット啓発	→			
	安全衛生委員会で検討	→			
	県庁舎・各合同庁舎等敷地内 全面禁煙の検討・実施	→			

取組 項目	視座 1「ヒト」	(1)人材	推進担当課 (局・室)	総務部 人事課 総務部 行政経営企画室
	④職員の健康の維持・増進 (職員の健康とワーク・ライフ・バランスを重視 した働き方の推進)			
1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性				
(1)目指す県庁の姿	v 健康経営を実践する県庁			
(2)基本的な考え方	<p>「健康経営を実践する県庁」の実現に向け、「職員こそは、最大の経営資源である」との認識のもと、全ての職員が能力や個性を最大限発揮することにより、県庁の組織としての力を高めていく。</p> <p>職員の能力や個性の発揮には、職員の健康の維持・増進が欠かせないとの考え方に基づき、職員が健康でいきいきとやりがいをもって働くことができる職場の環境づくりに取り組むとともに、職員が心身ともに健康で公私ともに充実した生活を通じて成長していけるよう、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進する。</p> <p><これまでの取組状況・課題等></p> <p>職場内の情報共有や計画的取得の呼びかけなどを通じ年次有給休暇の取得促進に取り組んできたほか、遅出等勤務制度や夏季朝型勤務制度を実施するなど勤務時間制度の弾力化に取り組んできた。</p> <p>また、個人の状況に応じた働き方が可能となるよう、平成 29 年度(2017 年度)から在宅勤務を本格導入したほか、平成 30 年度(2018 年度)には県庁および各地方合同庁舎にサテライトオフィスを設置した。</p>			
2 取組期間中における取組				
(1)取組の概要	<p>引き続き、年次有給休暇取得を促進するとともに、定時退庁日における定時退庁を徹底する。また、勤務間インターバルの確保に向けた取組を推進する。</p> <p>在宅勤務およびサテライトオフィス勤務を推進するとともに、勤務時間制度の更なる弾力化を検討する。</p> <p>「イクボス宣言」を通じて、管理職員の意識改革を促す。</p>			
(2)具体的な取組内容	<p>(ア)年次有給休暇の取得促進</p> <p>管理監督職員による率先取得や朝礼・終礼等による職場内での情報共有で休暇を取得しやすい雰囲気醸成しつつ、夏季の計画的取得やゴールデンウィーク等の取得促進期間における 2 日以上取得を呼びかける。</p> <p>(イ)定時退庁日における定時退庁の徹底</p> <p>定時退庁日の呼びかけ(全庁放送、庁内LANへの掲示)、定時退庁実施率の公表などを行い、定時退庁の徹底を図る。</p> <p>(ウ)勤務間インターバルの確保に向けた取組の推進</p> <p>災害対応など業務の都合によりその時間帯に行うことが必要な場合や、行わなければ翌日の業務に重大な影響を及ぼす業務がある場合を除き、午後 10 時以降の時間外勤務を原則として行わないこととし、共通事務端末への一斉メッセージの表示等による退庁の呼びかけや、午後 10 時以降の時間外勤務の状況の公表を行う。</p> <p>(エ)在宅勤務およびサテライトオフィス勤務の推進</p> <p>在宅勤務およびサテライトオフィス勤務を実際に利用した職員の活用事例の周知等により、制度への理解を深める取組を行い、必要な職員が必要な時に利用できる制度となるよう、引き続き環境整備を進</p>			

める。

(オ)勤務時間制度の更なる弾力化の検討

職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、柔軟な勤務時間制度の導入に向けた取組を進める。

(カ)管理職員の意識改革

管理職員が「イクボス宣言」を行い宣言書を執務室に掲示することや研修等を通じて、管理職員の意識改革を促す。

(3)目標(2022 年度)

(ア)年次有給休暇の取得促進

・年次有給休暇の職員一人あたりの年間平均取得日数
平成 29 年(2017 年) 12.0 日 → 2022 年 14.0 日

(イ)定時退庁日における定時退庁の徹底

・定時退庁実施率
平成 29 年度(2017 年度) 87.9% → 95%

(ウ)勤務間インターバルの確保に向けた取組の推進

・午後 10 時以降の時間外勤務(災害対応等を除く)の件数(知事部局)
平成 29 年度(2017 年度) 17,521 件 → 9,000 件

(エ)在宅勤務およびサテライトオフィス勤務の推進

・在宅勤務およびサテライトオフィス勤務の実施者数
平成 29 年度(2017 年度) 23 名 → 300 名

(オ)勤務時間制度の更なる弾力化の検討

・ワーク・ライフ・バランスの実現ができていない職員の割合
平成 29 年度(2017 年度) 53.9% → 80%

<目標設定の考え方>

(ア)年次有給休暇の取得促進

・政府目標(取得率 70%)を踏まえ、県においても付与日数(20 日)の 70%にあたる 14 日とする。

(イ)定時退庁日における定時退庁の徹底

・平成 26 年度(2014 年度)策定の滋賀県行政経営方針実施計画で掲げる目標を踏襲し、引き続き目標達成を目指すこととする。

(ウ)勤務間インターバルの確保に向けた取組の推進

・職員が十分な休息時間を確保する観点から、できる限り午後 10 時以降に及ぶ時間外勤務を無くしていく必要があるが、行わなければ翌日の業務に重大な影響を及ぼす業務等もあることから、まずは現状から半減させることを目指し、当該目標値とする。

(エ)在宅勤務およびサテライトオフィス勤務の推進

・政府目標(全労働者数の 10%以上)を踏まえ、県においても、在宅勤務およびサテライトオフィス勤務を実施した職員数について、平成 29 年度(2017 年度)における職員数(3,043 名)の概ね 10%を目指すこととする。

(オ)勤務時間制度の更なる弾力化の検討

・県庁における健康経営計画で掲げる目標を踏襲し、引き続き目標達成を目指すこととする。

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
(ア)年次有給休暇の取得促進	継続実施	→			
(イ)定時退庁日における定時退庁の徹底	継続実施	→			
(ウ)勤務間インターバルの確保に向けた取組の推進	共通事務支援端末への一斉メッセージの表示等による呼びかけ				
	午後 10 時以降の時間外勤務の状況の公表				
(エ)在宅勤務およびサテライトオフィス勤務の推進	全ての管理職員を対象としたリモート接続環境整備の呼びかけ				
	活用事例等による制度の周知				
(オ)勤務時間制度の更なる弾力化の検討	柔軟な勤務時間制度の導入に向けた取組の推進				
	時差出勤制度の試行				
(カ)管理職員の意識改革	イクボス宣言の対象者拡大	継続実施	→		

取組 項目	視座 1「ヒト」	(2)組織・体制等	推進担当課 (局・室)	総務部 人事課
	①最適な組織体制の構築 ②地方機関のあり方検討			
1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性				
(1)目指す県庁の姿		iii 市町とともに自治を担う県庁 iv スマートでしなやかな県庁		
(2)基本的な考え方		<p>広域自治体の機能に特化する「市町とともに自治を担う県庁」およびスリムで柔軟な組織体制をとる「スマートでしなやかな県庁」の実現に向け、簡素で効率的であることを前提に、安定性と柔軟性を大切にしながら、様々な行政課題への対応や県民ニーズに即応した行政サービスを提供できる最適な組織体制を整備する。</p> <p>今後、本県においても、人口減少、少子高齢化をはじめ、社会経済情勢が大きく変化していくため、中・長期的な視点に立って、各地域において広域自治体である県が真に担うべき役割と、その役割の一翼を担う地方機関のあり方について幅広く検討し、必要な見直しを行う。</p> <p><これまでの取組状況・課題等></p> <p>組織については、これまでから様々な行政課題に的確に対応できるよう、県の役割の変化も踏まえながら、必要な見直しを行ってきたところであり、引き続き、最適な組織体制の整備を行っていく必要がある。</p> <p>地方機関については、平成 21 年度(2009 年度)に、それまでの総合地方機関を行政分野ごとの単独事務所にして以降、大きな見直しを行ってきていないことから、基本構想で描く 2030 年に向けて、各地域の将来の姿をイメージしつつ、市町との適切な役割分担などの観点も踏まえながら、そのあり方を幅広く検討していく必要がある。</p> <p>[地方機関の変遷] ※平成 13 年度以降</p> <p>平成 13 年度 県事務所、土木事務所等を統合し、総合地方機関として 6 地域振興局を設置</p> <p>平成 17 年度 湖南地域振興局と甲賀地域振興局を統合して南部振興局を新設し、南部振興局に甲賀県事務所を設置</p> <p>湖西地域振興局を廃止し、高島県事務所を設置</p> <p>平成 21 年度 総合地方機関を廃止し、行政分野(税務、環境、福祉、土木等)ごとの単独事務所を設置</p>		
2 取組期間中における取組				
(1)取組の概要		<p>①最適な組織体制の構築 毎年度、必要な見直しを行い、最適な組織体制を整備する。</p> <p>②地方機関のあり方検討 地方機関のあり方について検討し、必要な見直しを行う。</p>		
(2)具体的な取組内容		<p>①最適な組織体制の構築 (ア)必要な見直しの毎年度実施 県行政を取り巻く諸情勢を勘案し、各部局からの提案・意見や他府県の動向などを踏まえながら、組織体制について、毎年度、必要な見直しを行う。</p> <p>②地方機関のあり方検討 (ア)対話と丁寧な議論を経ての必要な見直し 地方機関のあり方について、幅広く意見を聞き取り、対話を重ねながら、丁寧に議論を進め、必要な見直しを行う。</p>		

(3)目標(2022 年度)

①最適な組織体制の構築

(ア)必要な見直しの毎年度実施

・毎年度、必要な見直しを行い、その結果を次年度の組織体制に反映

②地方機関のあり方検討

(ア)対話と丁寧な議論を経ての必要な見直し

・2019 年度から検討を開始し、実施可能なものから順次見直しを反映

<目標設定の考え方>

①最適な組織体制の構築

(ア)必要な見直しの毎年度実施

・時々の行政課題や県民ニーズに対応していくため、毎年度の見直しが必要である。

②地方機関のあり方検討

(ア)対話と丁寧な議論を経ての必要な見直し

・市町行政や県民生活に大きな影響を与える可能性があることから、時間をかけて、庁内および市町をはじめ、幅広く意見を聞き取り、対話を重ねながら、丁寧に議論を進めていく必要がある。

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
①最適な組織体制の構築 (ア)必要な見直しの毎年度実施	最適な組織体制について検討 次年度組織体制に反映	→	→	→	→
②地方機関のあり方検討 (ア)対話と丁寧な議論を経ての必要な見直し		論点整理 →	必要な見直し案作成 →	庁内・市町等意見照会、調整 →	必要な見直し案の決定 →
				必要な見直しに向けた準備 →	(必要な見直しを組織に反映)

取組項目	視座1「ヒト」	(2)組織・体制等	推進担当課 (局・室)	総務部 人事課
	③業務(質・量)とのバランスを十分考慮した適正な定員管理および給与管理			

1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性

(1)目指す県庁の姿

- iv スマートでしなやかな県庁
- v 健康経営を実践する県庁

(2)基本的な考え方

スリムで柔軟な組織体制をとる「スマートでしなやかな県庁」および「健康経営を実践する県庁」の実現に向け、引き続き、業務(質・量)とのバランスを十分考慮した適正な定員管理に取り組む。

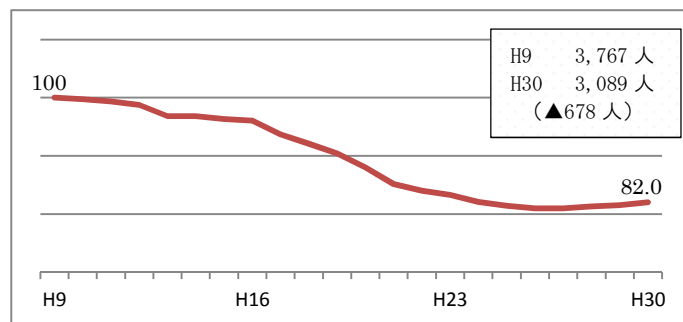
併せて、職員の給与については、人事委員会勧告を基本に、国家公務員の給与水準等を踏まえて、必要な見直しを行い、適正な給与管理に取り組む。

<これまでの取組状況・課題等>

本県の知事部局の職員定数は、これまでの数次にわたる行政改革の取組により、ピークであった平成9年度(1997年度)の3,767人に比べ、平成30年度(2018年度)は3,089人と678人削減しており、全国的に見てもスリムな状況にある。

2019年度以降は、増加する公共工事への対応や、2024年に本県で開催する国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催準備など、増大する行政需要に的確に対応しうる体制を整備していく必要がある。

職員定数の推移(知事部局)(H9=100)



定員回帰指標による職員数の状況

本県の一般行政部門の職員数(H29)は3,043人で、総務省定員回帰指標による試算職員数と比較した率では82.7%となり、全国で最少の水準となっている。

試算職員数に対する実職員数(H29)の率(低い順)

- 1位 滋賀県 82.7%
- 2位 兵庫県 83.8%
- 3位 秋田県 86.1%
- 4位 奈良県 86.3%
- 5位 広島県 86.9%

2 取組期間中における取組

(1)取組の概要

毎年度、適正な定員管理に取り組むとともに、適正な給与管理に取り組む。

(2)具体的な取組内容

(ア)適正な定員管理および給与管理

事務事業の不断の見直し、事業の効率化に加え、本庁と地方、部局間、所属間における業務(質・量)に見合った人員配置のバランスの点検を行うとともに、増大する行政需要に的確に対応できるよう、毎年度、職員定数の見直しを行う。

年度途中においては、業務の繁閑調整や優先度に応じて、部局間、所属間、係間で柔軟に人員の再配置や応援体制の構築を行う。

これらの取組により、一人当たりの総労働時間数の削減を図る。

また、人事委員会勧告を基本に、国家公務員の給与水準等を踏まえて、必要な見直しを行い、適正な給与管理に取り組む。

(3)目標(2022 年度)

(ア)適正な定員管理および給与管理
・毎年度、適正な定員管理および給与管理を実施

<目標設定の考え方>

(ア)適正な定員管理および給与管理
・時々の行政需要に対応しうる体制を整備するため、毎年度の見直しが必要である。

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
(ア)適正な定員管理および給与管理	業務(質・量)とのバランスを十分考慮した定員管理および給与管理 →	→	→	→	→

取組 項目	視座 1「ヒト」	(2)組織・体制等	推進担当課 (局・室)	総務部 行政経営企画室
	④業務上のリスクに適切に対応するための内部統制体制の整備			
1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性				
(1)目指す県庁の姿		i '持続可能な滋賀'を支える県庁		
(2)基本的な考え方		<p>健全な行政基盤を有し、業務上のリスクに適切に対応する「'持続可能な滋賀'を支える県庁」の実現に向け、政策的な課題に対して重点的に資源を投入するとともに、職員にとっても安心して働きやすい魅力的な職場環境を実現するため、適正に業務を執行するための組織的な取組を徹底する。</p> <p>組織として、予めリスクがあることを前提として、法令等を遵守しつつ、適正に業務を執行することができるよう、内部統制に関する方針を策定するとともに、全庁的な体制を整備する。</p> <p><これまでの取組状況・課題等></p> <p>これまでから、事務処理誤りや不適正な業務処理等の防止に向けて、各所属における業務マニュアルの整備やチェック体制の強化、発生時の情報共有などに取り組んできたが、既存の統制を可視化・整理した上で、業務に組み込まれ、組織内の全ての者により遂行されるプロセスとなるよう、内部統制体制を整備する必要がある。</p>		
2 取組期間中における取組				
(1)取組の概要		業務上のリスクに適切に対応するための内部統制体制の整備を行う。		
(2)具体的な取組内容		<p>(ア)内部統制体制の整備</p> <p>組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別および評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保する内部統制を整備し、その適切な運用を図る。</p>		
(3)目標(2022年度)		<p>(ア)内部統制体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正地方自治法の施行に向けた試行の実施 円滑な内部統制制度の導入および監査委員の視点も踏まえた効果的な制度の運用 		
<目標設定の考え方>				
<p>内部統制体制の整備にあたっては、整備および運用に要するコストと得られる便益を踏まえつつ、現状の業務のあり方の見直し等を通じて、組織としてリスクに備えることができる体制の整備を図ることとする。</p> <p>また、制度の運用にあたっては、監査委員の視点を踏まえるとともに、業務に組み込まれ、全職員が主体的に取り組むことができる制度となるよう、必要に応じて制度の見直しを図る。</p> <p>事務処理誤り等に関する数値目標については、リスクの発現を完全にゼロにすることを可能とするものではないとする、内部統制の限界にも留意しながら、内部統制の運用を行う中で、必要に応じて、適切な目標を設定する。</p>				

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
(ア)内部統制体制の整備	既存の統制の点検・整理 →	全庁的な体制の整備 →			
		試行 →	内部統制体制の運用 →		
	リスク例の収集 →	業務レベルのリスク対応策の整備 →			
				内部統制体制評価報告書の作成 →	

取組 項目	視座 1「ヒト」	(3) 事務(広域自治)	推進担当課 (局・室)	総務部 市町振興課
	①市町との連携等を通じた地域課題への対応			
1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性				
(1)目指す県庁の姿	iii 市町とともに自治を担う県庁			
(2)基本的な考え方	<p>「市町とともに自治を担う県庁」の実現に向け、県と市町で共通する地域課題に対しては、密接な連携の下、双方の強みを生かして対応するとともに、規模や性質において市町単独で対応することが困難な地域課題に対しては、市町からの要請に応じて支援・調整等を行う。</p> <p><これまでの取組状況・課題等></p> <p>これまでから、住民に最も近い市町と対話を重ね、地域課題とその対応策や豊かな地域の創造に向けた将来展望を共有し、市町と連携して地域の活性化を図ってきた。今後、本県においても、人口減少が現実のものとなる中、これまで以上に市町と連携し、市町を補完することが重要となる。</p> <p>[新たな自治体行政]</p> <p>平成 30 年度(2018 年度)に、国においては、人口減少に対応した新たな自治体行政の基本的な考え方が示され、それに向けた検討が開始されている。</p> <p>[水道]</p> <p>平成 28 年度(2016 年度)に、県内の全水道事業者等の参加により「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会」を設置し、多様な広域連携の形態について検討を行い、経理事務研修会や共同発注勉強会、資機材保有情報共有システムについて具体化した。</p> <p>今後の広域連携の検討にあたっては、客観的なデータによる水道事業経営シミュレーションが必要である。平成 30 年(2018 年)改正の水道法で規定された「水道基盤強化計画」や平成 31 年(2019 年)1 月の国通知により策定が求められた「水道広域化推進プラン」については、その後の国等の動向を注視し、適切な時期に対応する必要がある。</p> <p>[下水道]</p> <p>県では当初から県内の大半を流域下水道として整備し、また、「滋賀県汚水処理施設整備構想 2016」に基づき農業集落排水施設を下水道に接続するなど、施設の広域化を進めている。今後、施設の老朽化や財政難、職員不足などの課題が深刻化することが予想され、より一層の広域化・共同化を進める必要がある。</p> <p>[森林・林業分野]</p> <p>2019 年度から施行される森林経営管理法に基づく森林整備を円滑に実施するためには、市町担当職員の森林・林業に関する知識や技術の向上が不可欠である。しかし、これまでの取組は、いずれも行政事務一般分野での基本的な内容であり、放置林の整備方法や木材利用のあり方などの専門性が求められる内容には対応できていない。</p> <p>[土木分野]</p> <p>(公財)滋賀県建設技術センター(以下「センター」という。)において、平成 6 年度(1994 年度)から土木基礎研修および積算・施工管理の市町支援を行ってきた。近年の各種制度の改正や ICT をはじめとする高度化・専門化する技術への市町の対応が不十分であるため、センターによる支援を見直すとともに、県における新たな支援が必要である。</p>			

2 取組期間中における取組

(1)取組の概要

県と市町が新たな自治体のあり方について議論する場の設置に向けて検討する。
県と市町等が、水道事業にかかる広域連携について検討するとともに、下水道事業等にかかる広域化・共同化計画を策定する。
森林・林業および土木分野において、市町職員の人材育成等を支援する。

(2)具体的な取組内容

(ア)地方自治にかかる様々な課題について議論する場の設置検討

国の動向等の情報収集等を行うとともに、県と市町が新たな自治体のあり方について議論する場の設置に向けて検討する。

(イ)水道事業における広域連携の推進

「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会」の活動を継続し、引き続き多様な形態による広域連携の段階的な検討を進める。

(ウ)下水道事業等にかかる広域化・共同化計画の策定

県・市町等による広域化・共同化計画の検討を目的に、「滋賀県汚水処理事業広域化・共同化研究会」を設置し、検討を進める。導入が想定される広域化・共同化施策を整理する。

導入が想定される広域化・共同化施策ごとに、県・市町等による連携ブロックを取りまとめ、更に連携ブロックごとに検討を行い、計画書として取りまとめる。

(エ)森林・林業分野の人材育成支援等

森林・林業に関する専門的な知識や技能の習得および森林整備業務に必要な森林調査等の実地指導を行う研修機関((仮称)フォレストアカデミー)の設置など新たな仕組みを構築し、新制度に対応できる市町職員の育成を支援する。

(オ)土木分野の人材育成支援等

a 土木分野の人材育成支援

市町のニーズや社会情勢の変化を的確に捉えた研修となるよう内容を充実させるとともに、新しい行政課題や高度化・専門化する設計・施工技術に対応できる人材育成を支援するため、技術相談窓口を開設し、出前講座等の積極的支援を実施する。

b 土木分野の市町公共事業の発注支援等

公共工事の積算、施工管理に関する支援を継続し、総合評価方式の導入や最新の成績評定要領の活用に向けて、滋賀県地域発注者協議会に分科会・勉強会を立上げ、支援を行う。

(3)目標(2022 年度)

(ア)地方自治にかかる様々な課題について議論する場の設置検討

・2022 年度を目途に県と市町が地方自治のあり方を検討し、ビジョンを共有できる場を設置

(イ)水道事業における広域連携の推進

・滋賀県水道ビジョンに基づき、広域化にかかる方向性とそのロードマップについて検討

(ウ)下水道事業等にかかる広域化・共同化計画の策定

・管内の市町等と連携して 2022 年度までに広域化・共同化計画を策定

(エ)森林・林業分野の人材育成支援等

・放置林対策に係る森林整備業務の発注が円滑に実施できる体制の構築 11 市町

・市町職員の人材育成支援 19 市町

(オ)土木分野の人材育成支援等

a 土木分野の人材育成支援

・ICT 等の高度化・専門化する技術や入札事務等に円滑に対応できる人材の育成

b 土木分野の市町公共事業の発注支援等

・総合評価方式の導入・実施 10 市町

・最新の成績評定要領の採用 19 市町

<目標設定の考え方>

(ア)地方自治にかかる様々な課題について議論する場の設置検討

・国の検討状況等を踏まえて議論を行う必要があることから、2022 年度を目途に議論する場の設置に向けた検討を行うこととする。

(イ)水道事業における広域連携の推進

・水道事業の実施主体である県内水道事業者とのコンセンサスを重視し、「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会」を活用して広域連携の取組を進める。

(ウ)下水道事業等にかかる広域化・共同化計画の策定

・県・市町等による広域化・共同化研究会により必要な検討を行い、県・市町等の合意を踏まえて、2022 年度までに広域化・共同化計画を策定することとする。

(エ)森林・林業分野の人材育成支援等

・森林面積の多い 11 市町について重点的に指導を行い、放置林対策における森林整備業務の発注がスムーズに実施できる体制づくりを支援することとする。

(オ)土木分野の人材育成支援等

a 土木分野の人材育成支援

・高度化する技術や入札事務等に対応できる人材を育成することにより、公共事業の推進を主体的に進めることができる体制づくりを支援することとする。

b 土木分野の市町公共事業の発注支援等

・価格以外の多様な要素を考慮した総合評価方式の導入や、工事の適正な履行を確保する成績評定を行うことにより、公共工事の品質確保を促進することとする。

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
(ア) 地方自治にかかる様々な課題について議論する場の設置検討					
	国の動向等の情報収集・研究			議論する場の検討・設置	
(イ) 水道事業における広域連携の推進					
	滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会の意見交換の継続、多様な形態の広域連携の段階的検討				
		連携の実現性が高い水道事業者間への聞き取り調査、当該水道事業者間の調整			
(ウ) 下水道事業等にかかる広域化・共同化計画の策定	検討体制の構築や基礎調査等	施策の整理、ブロック案の取りまとめ			
			連携ブロックごとの施策検討		計画策定
(エ) 森林・林業分野の人材育成支援等	市町担当職員研修(森林・林業行政全般)研修機関の設置検討	研修の新たな仕組みの構築・研修実施			
			研修実施・内容見直し		
(オ) 土木分野の人材育成支援等 a 土木分野の人材育成支援	相談窓口開設				
		研修の見直し、充実 出前講座等の積極支援			
b 土木分野の市町公共事業の発注支援等	立上げ準備	分科会・勉強会立上げ			
			試行導入		本格導入

取組 項目	視座 1「ヒト」	(3) 事務(広域自治)	推進担当課 (局・室)	総務部 行政経営企画室
	②権限移譲・規制緩和や事務の共同化の推進			総務部 税政課 土木交通部 監理課
1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性				
(1)目指す県庁の姿	iii 市町とともに自治を担う県庁			
(2)基本的な考え方	<p>市町との適切な役割分担の下、市町と連携する「市町とともに自治を担う県庁」の実現に向け、権限移譲・規制緩和や事務の共同化を推進し、連携して地域課題へ対応するとともに、事務の効率化と行政サービスの向上を図る。</p> <p><これまでの取組状況・課題等></p> <p>[権限移譲] 平成 29 年(2017 年)3 月に、権限移譲に関する市町からの提案制度を設け、市町から移譲の希望があった事務について検討を進めることとしている。平成 31 年(2019 年)3 月現在、市町からの提案実績はない状況である。</p> <p>[規制緩和] 平成 30 年(2018 年)10 月に、県による規制の緩和に関する市町からの提案制度を創設し、提案内容についての全庁的な視点からの検討の促進と、市町における地域課題に応じたまちづくりの推進を図ることとしている。提案内容、提案に対する検討結果を県内市町と共有し「見える化」することで、相互の理解を深め、県・市町の一層の連携につなげていく。</p> <p>[事務の共同化] 県税・市町税の徴収業務の共同化を平成 25 年度(2013 年度)から高島地域(高島市)、平成 27 年度(2015 年度)から湖東地域(愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町)、平成 30 年度(2018 年度)から甲賀地域(甲賀市・湖南市)において実施している。 また、平成 30 年度(2018 年度)に、建設工事等入札参加資格審査の共同化の実施に向け、県と市町の担当者において、共同化に向けた課題の整理検討を行った。各団体の制度が違う中、一括して受付審査を行うための制度検討を具体的に進めていく必要がある。</p>			
2 取組期間中における取組				
(1)取組の概要	<p>権限移譲・規制緩和に関する市町からの提案制度の活性化を図る。 引き続き、県税・市町税の徴収業務の共同実施等、税務事務における連携を推進するとともに、建設工事等入札参加資格審査の共同化の実施に向けた検討を行う。</p>			
(2)具体的な取組内容	<p>(ア)権限移譲・規制緩和に関する市町からの提案制度の活性化 各市町を個別に訪問し、地域の実情に応じたまちづくりを進めるにあたって見直すべき県と市町の役割分担や、支障となっている県の規制について意見交換し、対話を通じて積極的に提案の種を掘り起こすことにより、提案制度の活性化を図り、地域の課題解決につなげる。</p>			

(イ)県税・市町税の徴収業務の共同実施等

個人県民税に係る収入未済額の縮減を図るため、徴収業務の共同実施を継続するとともに、対象地域の拡大を図る。また、課税事務についても、事務の効率化や納税者の利便性向上を図るため、市町との連携を検討・実施する。

(ウ)建設工事等入札参加資格審査の共同化の実施に向けた検討

これまで県・市町それぞれが受付をしていた建設工事等入札参加資格審査申請書の提出先を一本化し、資格審査事務を共同化する。

(3)目標(2022年度)

(ア)権限移譲・規制緩和に関する市町からの提案制度の活性化

・全市町を訪問し意見交換を実施

(イ)県税・市町税の徴収業務の共同実施等

・徴収業務の共同実施の対象地域 2022年度までに1地域以上追加

(ウ)建設工事等入札参加資格審査の共同化の実施に向けた検討

・建設工事等入札参加資格申請受付・審査の共同化の実施

<目標設定の考え方>

(ア)権限移譲・規制緩和に関する市町からの提案制度の活性化

・提案制度活性化のためには、まず、地域の課題解決のために必要とされる県の役割等について深度ある対話を行うことが必要であると考え、各市町を個別に訪問し意見交換することを目標とする。

(イ)県税・市町税の徴収業務の共同実施等

・高島地域、湖東地域、甲賀地域における徴収業務の共同実施を継続するとともに、その実績等を他の地域に係る関係市町と情報を共有したうえで、それぞれの地域に適応する共同実施の体制について検討し、実施地域を1以上追加することを目標とする。

(ウ)建設工事等入札参加資格審査の共同化の実施に向けた検討

・検討を進める中で、サービス向上、効率化に共同化が有効であると考えていることから、建設工事等入札参加資格申請受付・審査の共同化の実現を目標とする。

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
(ア)権限移譲・規制緩和に関する市町からの提案制度の活性化		各市町との対話(個別訪問) →	→	→	→
(イ)県税・市町税の徴収業務の共同実施等		徴収業務の共同実施の市町との協議等 →	徴収業務の共同実施を随時開始 →		
(ウ)建設工事等入札参加資格審査の共同化の実施に向けた検討	市町協議制度設計 →		システム構築 →	試行実施 →	本格実施 →
			制度周知 →		

取組項目	視座 1「ヒト」	(4) 事務(推進・改善)	推進担当課 (局・室)	総合企画部 企画調整課 総合企画部 県民活動生活課 県民活動・協働推進室 総務部 総務課 総務部 行政経営企画室
	①協働・連携の更なる推進			

1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性

(1) 目指す県庁の姿 ii 進取でオープンな県庁

(2) 基本的な考え方

複雑化・多様化する地域課題に対応するためには、身近な分野において、多様な主体が、共に助け合い、支え合うという「共助」の精神で活動することが重要である。

県民とともに施策を推進する「進取でオープンな県庁」の実現に向け、多様な主体による協働を推進し、「共助社会」の力が最大限に発揮されるよう、政策形成段階から協働を進めるとともに、民間からの提案を事業化する協働提案制度など協働を進めるためのこれまでからの取組に加えて、新しい協働の手法の導入に向けた検討を行う。

また、様々な支援者の共感を得て地域課題の解決につながる寄附や施設運営等へネーミングライツの活用を促進する。

<これまでの取組状況・課題等>

[協働・連携]

平成 28 年（2016 年）3 月に「滋賀県協働推進ガイドライン」を策定し、多様な主体が参画する政策協議の場である「協働プラットフォーム」の設置、行政や多様な主体が個々に有する情報を一元的に集約し情報共有できるホームページ「協働ネットしが」の開設など、協働が推進できるよう取り組んできた。また、企業との包括的連携協定については、平成 27 年（2015 年）4 月から平成 30 年（2018 年）12 月までの間に 11 社と締結（既締結企業数 21 社）するなど、更なる連携に向けた取組を進めている。

今後、企業との連携が更に進むよう取り組むとともに、県でまだ取り組んでいない協働の手法の導入について関係部局で検討するなど、協働が全庁的な取組となるよう更に推進する必要がある。

[寄附等・ネーミングライツ]

寄附等については、琵琶湖の保全や歴史的文化的資産の保全などを目的としたマザーレイク滋賀応援寄附や国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会、琵琶湖博物館リニューアル、びわ湖ホール運営等への寄附、クラウドファンディング、協賛などを呼びかけてきた。

協働・連携の相手方となる NPO 等の多様な主体がより活性化していくには、活動資金の確保が大きな課題となっており、「協働ネットしが」等を通じて、NPO 等の活動を広く発信することで、NPO や公益法人等への理解を深め、寄附文化の醸成を図ってきた。

今後、多様化する地域課題へ対応していくためにも、様々な主体との協働・連携の取組がより重要となってくる。

また、ネーミングライツについては、導入開始から平成 30 年度（2018 年度）末までに 8 施設等について、新たなネーミングライツパートナーを得ており、引き続き、15 施設等について募集している。

2 取組期間中における取組

(1)取組の概要

協働を進めるためのこれまでからの取組について更なる質的向上を図るとともに、協働を進めるための新たな手法の導入(試行)に向けた検討等を行う。

地域課題解決に資する寄附文化の醸成やネーミングライツを活用した地域貢献の土壌づくりを行う。

(2)具体的な取組内容

(ア)包括的連携協定の更なる推進

企業、大学等(以下「企業等」という。)と個別に連携している事業に加えて、複数の企業等が連携する取組の実施に向けて、企業等と協議・検討を進める。また、情報発信を積極的に行うことにより新たな企業等との包括的連携協定につなげるとともに、締結した企業等に対する県政の情報の積極的な提供や定期的な意見交換を通じて新たな取組につなげる。

(イ)コレクティブ・インパクトの導入

多様な主体の参加の下でテーマに応じた対話を行う「協働プラットフォーム」による政策形成段階からの協働の取組を更に進めるため、多様な主体の協働により社会的成果の創出を目指す「コレクティブ・インパクト」の先行事例の情報収集などを行い、県内においてその手法が取り入れられるよう取り組む。

(ウ)ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)の導入

民間事業者等が、民間資金を活用し、社会的課題の解決に向けた事業を行い、自治体が成果に応じて報酬を支払う「ソーシャル・インパクト・ボンド」の導入について、先行事例の情報収集などを行い、県事業として手法が取り入れられるよう取り組む。

(エ)県の施策等へ共感を得る取組や、地域課題解決に資する寄附文化の醸成

滋賀応援基金をはじめとする寄附等の情報発信強化により県の取組への共感を得るとともに、「協働ネットしが」等による NPO 等の活動状況の発信や NPO 等への活動支援を通じて、県民の NPO 等活動への理解促進、寄附への関心向上を図る。

(オ)ネーミングライツを活用した地域貢献の土壌づくり

県民サービスの充実・向上につながる施設や事業運営とネーミングライツパートナーの地域貢献を指向した協働型のネーミングライツの活用促進を図る。

・「滋賀県ネーミングライツ導入ガイドライン」に基づくネーミングライツの活用促進

(3)目標(2022 年度)

(ア)包括的連携協定の更なる推進

・包括的連携協定に基づく新たな連携事項 毎年度 3 件以上

(イ)コレクティブ・インパクトの導入

・2022 年度までに県内で導入

(ウ)ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)の導入

・2022 年度までに県事業でのモデル導入 1 件

(エ) 県の施策等へ共感を得る取組や、地域課題解決に資する寄附文化の醸成
・2022年度に企業、個人等からの寄附件数 500件以上

(オ) ネーミングライツを活用した地域貢献の土壌づくり
・ネーミングライツ成約 2件/年以上

<目標設定の考え方>

(ア) 包括的連携協定の更なる推進
・包括的連携協定について、協定締結を目的化させることなく、取組について不断に見直しつつ更なる連携につなげるため3件以上を目標とする。

(イ) コレクティブ・インパクトの導入
・全国でも導入実績がほとんどないことから、県内での導入を目標とする。

(ウ) ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)の導入
・東近江市をはじめ、全国各地で手法が導入されていることから、本県においても事業の選定や課題の洗い出しなどを関係所属が連携しながら行い、モデル的に1件導入することを目標とする。

(エ) 県の施策等へ共感を得る取組や、地域課題解決に資する寄附文化の醸成
・共感に基づいて寄附をいただく視点も踏まえ、寄附件数を目標値として設定する。

(オ) ネーミングライツを活用した地域貢献の土壌づくり
・制度開始以来、7年で8者のネーミングライツパートナーを得ており、更に活用を促進し、着実に積み重ねていく。

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
(ア) 包括的連携協定の更なる推進		企業等向け重点施策等説明会・意見交換会			
(イ) コレクティブ・インパクトの導入	関係者等と連携し、先進事例共同研究		セミナー開催・啓発		
			導入促進		
		導入事業の検討・導入準備			
				導入	
(ウ) ソーシャル・インパクト・ボンドの導入	事例研究				
		導入事業の検討・導入準備			
				導入	
(エ) 県の施策等へ共感を得る取組や、地域課題解決に資する寄附文化の醸成	寄附メニュー追加・発信	情報発信を強化し、随時見直し			
		協働ネットしが等を通じた発信			
(オ) ネーミングライツを活用した地域貢献の土壌づくり	ガイドライン改定・発信	実績やニーズを踏まえて随時見直し・発信			

取組項目	視座 1「ヒト」	(4) 事務(推進・改善)	推進担当課 (局・室)	総合企画部
	②ICT の活用による事務の効率化や県民サービスの向上			県民活動生活課 県民情報室 総合企画部 情報政策課 総務部 行政経営企画室
1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性				
(1)目指す県庁の姿	iv スマートでしなやかな県庁 v 健康経営を実践する県庁			
(2)基本的な考え方	<p>第 4 次産業革命による社会の変化を踏まえ、AI 等 ICT の積極的な活用などにより常に事務の効率化や県民サービスの向上を図る「スマートでしなやかな県庁」および「健康経営を実践する県庁」の実現に向け、平成 30 年(2018 年)3 月策定の「滋賀県 ICT 推進戦略」や平成 30 年(2018 年)5 月実施の「滋賀県庁健康経営宣言」の理念に基づいて、各種の事務や行政手続への ICT 活用を積極的に推進する。</p> <p><これまでの取組状況・課題等> 平成 30 年(2018 年)7 月に AI を活用した会議録作成支援システムを導入し、これまで職員が手作業で行っていた会議等の記録事務を大幅に省力化したところであり、RPA の導入に向けた実証実験等も行っている。 業務の効率化や県民サービス向上に向けた一層の ICT 活用が求められる。また、ICT 活用に対する庁内の意識や職員のスキルの向上にも取り組む必要がある。</p>			
2 取組期間中における取組				
(1)取組の概要	行政手続の簡素化を推進するとともに、ICT を積極的に活用する。			
(2)具体的な取組内容	<p>(ア)行政手続の簡素化の推進 県に対する許認可・補助金申請や届出等の行政手続について、記載項目の削減や押印の廃止などの申請様式の簡素化、添付書類の削減や写しの提出を可とするなどの添付資料の簡素化、記入例・Q & A・チェックリストの公開、公金収納方法の多様化の検討、電子申請の導入等を推進し、事務の効率化や県民サービスの向上を図る。 電子申請の導入に当たっては、許可証や交付決定通知等への電子署名の活用や、手数料等の電子納付の利用促進を図る。</p> <p>(イ)AI や RPA 等 ICT を活用した業務の効率化 帳票の読み取りやデータ作成、システム入力などの大量・単純な作業の自動化を推進する。 各種案内や相談対応の業務への活用の実用化に向けた検証を進める。 業務上必要な知識や事例等の体系化と共有・検索の仕組みなど、AI 活用方策の研究を進める。 なお、ICT の活用等に当たっては、BPR の実施により、業務のプロセスやそれぞれの作業に要している時間を把握・分析した上で、不要なプロセスや重複している作業について検証するなど、合理的で効率的な事務処理となるよう抜本的な業務の見直しを検討するとともに、電子決裁率の向上に取り組む。 また、職員の ICT 活用のスキルアップ等に向けて、庁内共通情報基盤等の利用方法やルールの周知・習熟を目的とした研修・相談会等や、AI・RPA 等の最新 ICT の動向に関する情報提供、プレゼンテーション会等を実施する。</p> <p>(ウ)全庁的なペーパーレス化の推進 行政運営を効率化し、生産性の向上を図るため、共有フォルダの活用などにより、組織で共有する情報や資料のデジタル化を図るとともに、ネットワーク、タブレット端末等を活用することにより、全庁的に会議や協議のペーパーレス化を進める。</p>			

(3)目標(2022 年度)

(ア)行政手続の簡素化の推進

・電子申請可能な手続ごとの電子申請利用率 毎年 5 ポイント増

(イ)AI や RPA 等 ICT を活用した業務の効率化

・全部または一部が自動化された事務処理の件数 5 件/年
 ・庁内業務における AI 活用方策の研究、実用化に向けた検証の実施

(ウ)全庁的なペーパーレス化の推進

・内部の会議・打ち合わせや内部協議の実施方法 2022 年度までに原則として全てペーパーレス化

<目標設定の考え方>

(ア)行政手続の簡素化の推進

・電子申請について申請者への周知に取り組み、処理件数を着実に増加させる。

(イ)AI や RPA 等 ICT を活用した業務の効率化

・いずれも庁内初の取組であり、先行事例も少ないことから、庁内業務調査や実証実験を繰り返しながら、対象業務を選定し、段階的に導入を進める。

(ウ)全庁的なペーパーレス化の推進

・行政運営の効率化と生産性向上を図り、併せて、SDGs 推進の観点からのコピー用紙使用量の削減を図るためには、できる限り紙の資料をデジタル化して共有し、会議等のペーパーレス化を行うことが有用である。そのため、2022 年度までに原則として内部の会議・打ち合わせや内部協議については全てペーパーレス化することを目指す。

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
(ア)行政手続の簡素化の推進	自主点検の実施 →	簡素化の実施			→
(イ)AI や RPA 等 ICT を活用した業務の効率化		会議録作成システムの導入・活用 →			
	AI-OCR, RPA 実証実験の実施 →	AI-OCR, RPA の導入・活用 →			
		ニーズ調査や実証実験による AI 活用方策の研究 →			
			AI 活用方策の実用化の検証 →		
(ウ)全庁的なペーパーレス化の推進		組織で共有する紙資料の共有フォルダを活用したデジタル化 タブレット端末等を活用した会議等のペーパーレス化の推進 →			

取組 項目	視座 1「ヒト」	(4) 事務(推進・改善)	推進担当課 (局・室)	総務部 行政経営企画室
	③民間活力の活用			教育委員会事務局 教職員課 生涯学習課 保健体育課 図書館

1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性

(1) 目指す県庁の姿 ii 進取でオープンな県庁

(2) 基本的な考え方

県民とともに施策を推進する「進取でオープンな県庁」の実現に向け、民間が持つノウハウや技術等を有効に活用でき、コスト縮減が図れるものについては、民間活力を積極的に活用する。

民間活力の活用方策のうち、アウトソーシングは、地域経済の活性化や一時期に集中する行政需要への対応等の効果も併せてもたらすものであり、民間による代替性のある業務等について導入を検討する。

<これまでの取組状況・課題等>

アウトソーシングについては、コスト縮減等の効果が見込まれることから、以前より窓口業務や文書収発業務、守衛業務等で導入してきたところであり、直近では、総務事務や県庁バス運行業務(ともに平成 29 年度(2017 年度)から)等について導入を拡大した。また、アウトソーシングの導入に関して、民間のニーズをより適切に反映できるよう、平成 29 年度(2017 年度)から、「アウトソーシングにかかる民間提案型募集」を開始した。

アウトソーシングの更なる活用の観点からは、平成 29 年度(2017 年度)の包括外部監査での意見にもあったとおり、民間による代替性のある業務について、アウトソーシングをした場合のコストや改善効果(安全面の確保やサービスの質的向上、機能強化等)、他自治体の事例を検討・比較し、導入の可否を検討することが必要である。

なお、平成 29 年度(2017 年度)の包括外部監査において、検討が不十分である例として意見が出された業務の現状は、次のとおりである。

[県立図書館]

県立図書館では、現在、基本的に任期の定めのない専門の常勤職員(司書)が全ての業務を実施している。平成 29 年度(2017 年度)に策定した「これからの滋賀県立図書館のあり方」に基づいた各種の取組(市町立図書館との連携・協働、学校図書館の支援等)により県民へ充実した図書館サービスを提供していくためには、県立図書館司書の専門知識や経験を生かしていく必要がある。

[県立学校給食調理]

特別支援学校・定時制高校の給食調理業務については、給食実施校(自営方式)における任期の定めのない常勤の調理師の退職には、非常勤職員の雇用で対応しているため、試算による人件費との比較では、アウトソーシングを導入しても経費削減効果は見られなかった。一方、調理員の人材確保(欠員、休暇等の補充)が不安定な状況であり、学校給食の安定供給の側面からの検討も必要となっている。

[県立学校業務員]

県立学校業務員については、平成 18 年度(2006 年度)以降、任期の定めのない常勤職員の退職後は非常勤職員の雇用へ移行を進めている。

2 取組期間中における取組

(1)取組の概要

他自治体における事例を参考に、県が直営で行っている業務で、民間による代替性のあるものについて、アウトソーシングの導入可否等を検討する。

(2)具体的な取組内容

(ア)県立図書館業務のアウトソーシングの導入可否等の検討

図書館業務については、「これからの滋賀県立図書館のあり方」に基づく各種の取組を司書の専門性を生かして着実に推進する必要があることを念頭におきながら、他府県での導入事例の検証やコスト比較等を行うとともに、業務運営の実情を踏まえ、司書の専門的知識や経験を必要としない業務について、効果的・効率的な図書館運営の観点から、アウトソーシング導入可否等を検討する。

(イ)県立学校(特別支援学校・定時制高校)給食調理業務のアウトソーシングの導入可否の検討

安全で安心な学校給食の安定供給や栄養教諭による食育指導の充実のため、調理業務のアウトソーシングの導入可否を検討する。

<検討内容>

- 導入による効果の検証
- 導入順、導入経費の削減方策、委託内容等の検討

(ウ)県立学校業務員業務のアウトソーシングの導入可否の検討

次の3つの観点から検討を行い、その結果によりアウトソーシングの導入可否を判断する。なお、県立学校における障害者雇用の推進に必要な体制の確保に留意する。

- 組織、雇用
 - ・各校毎の業務員配置状況(常勤・非常勤)と今後の見込み
- コスト面
 - ・単独校におけるアウトソーシング導入比較
 - ・複数校のグループ化を考慮したアウトソーシング導入比較
- 業務内容
 - ・アウトソーシングによる業務内容への影響

(エ)他自治体における最近の事例を参考にしたアウトソーシング導入可否の検討

他自治体における最近の事例を参考に、導入可能性のある業務を洗い出し、アウトソーシングをした場合のコストや改善効果等をもとに、アウトソーシングの導入可否の検討を行う。

<検討内容>

- 他自治体の最近の事例、導入可能な業務の抽出
- 業務の現状分析、人件費の算出
- 効果的な導入の方法、導入による効果・コスト

(3)目標(2022年度)

(ア)県立図書館業務のアウトソーシングの導入可否等の検討

・司書の専門知識や経験を生かして県民により充実したサービスを提供するための、効果的・効率的な図書館運営が行われるよう、アウトソーシングの導入等について検討し、可能なものから実施(アウトソーシングの導入可否は2019年度中に判断する。)

(イ) 県立学校(特別支援学校・定時制高校)給食調理業務のアウトソーシングの導入可否の検討
・2020年度までに、アウトソーシング導入可否を判断
 (導入可能な場合)導入可能な学校から2022年度以降にアウトソーシングを導入する。

(ウ) 県立学校業務員業務のアウトソーシングの導入可否の検討
・2019年度にアウトソーシング導入可否を判断
 (導入可能な場合)条件の整った学校から2021年度以降にアウトソーシングを導入する。

(エ) 他自治体における最近の事例を参考にしたアウトソーシング導入可否の検討
・2020年度までに、他自治体における最近の取組を参考にしてアウトソーシング導入可否を判断

<目標設定の考え方>

(ア) 県立図書館業務のアウトソーシングの導入可否等の検討
・包括外部監査の意見等を踏まえるとともに、県民に対する図書館サービスの充実に向けた効果的・効率的な図書館運営が実現されることから、目標として設定する。

(イ) 県立学校(特別支援学校・定時制高校)給食調理業務のアウトソーシングの導入可否の検討
・アウトソーシングの導入可否には、県立学校給食実施校と連携し、(2)に掲げる項目の検討が必要であることから、2020年度までの策定検討を目標とする。検討結果に基づき、導入可能な場合、仕様等検討や入札・契約事務、請負業者との打合せや試行等の導入準備等を行った上で、可能な学校からアウトソーシングによる給食調理を開始する。

(ウ) 県立学校業務員業務のアウトソーシングの導入可否の検討
・アウトソーシングの導入可否については、コスト改善効果の発揮、県立学校における組織・職員の配置、業務品質の確保に係る調査が必要であることから、2019年度中に検討を行う。検討結果に基づき、予算措置、組織整備等の必要な条件整備を行った上で、導入が可能となった学校からアウトソーシングの実施を行う。

(エ) 他自治体における最近の事例を参考にしたアウトソーシング導入可否の検討
・包括外部監査への対応が必要である中で、導入可能な業務の抽出、業務の分析、人件費の算出、効果的な導入の方法、導入の効果・コスト等の検討が必要であることから、2020年度までの検討を目標として設定する。

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
(ア) 県立図書館業務のアウトソーシング導入可否等の検討	他府県事例の検討・コスト比較等調査	導入等の検討			
	→		(導入可能な方策について順次)	調整・実施	→
(イ) 県立学校給食調理業務のアウトソーシングの導入可否の検討	近隣府県の状況調査 コスト比較	導入による効果の検証 導入順の検討 コストダウンの検討			
	→		(導入が可能な場合)	実施に向けた準備	導入開始 →
(ウ) 県立学校業務員業務のアウトソーシングの導入可否の検討	組織・雇用、コスト、業務内容の観点からの検討				
	→		(導入が可能な場合)	実施に向けた条件等整備	実施可能学校にて開始 →
(エ) 他自治体における最近の事例を参考にしたアウトソーシング導入可否の検討	他自治体の取組事例等の調査 導入可能性のある事例の洗い出し		アウトソーシングの導入可否の検討		
	→		→	検討結果を踏まえた対応 →	

取組 項目	視座 1「ヒト」	(4) 事務(推進・改善)	推進担当課 (局・室)	総合企画部 情報政策課 教育委員会事務局 教育総務課 教職員課
	④事務の効率化・適正化			
1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性				
(1)目指す県庁の姿	iv スマートでしなやかな県庁			
(2)基本的な考え方	<p>常に事務の効率化を図る「スマートでしなやかな県庁」の実現に向け、これまで総務事務の集中化等により取り組んできた事務の効率化等について、引き続き、取り組む。</p> <p><これまでの取組状況・課題等></p> <p>給与、旅費等の総務事務については、平成 26 年度(2014 年度)に本庁知事部局を対象に集中化を実施し、平成 29 年度(2017 年度)には、その対象を大津合同庁舎内所属、消費生活センターに拡大した。</p> <p>今後は、事務の効率化に向け、情報システム開発・調達関連事務のように専門知識等が必要な事務も集中化の対象とする。また、適正な事務執行を確保するため、県立学校事務について、集中化等の具体的な取組について検討を行う。</p> <p>[情報システム開発・調達関連事務]</p> <p>現在、システム開発等の予算化、調達の事務はシステムの所管所属が担当しており、情報政策課は各種ガイドライン等の整備、個別の相談対応、審査・合議等を通じて、側面的に所管所属を支援してきた。ICTの専門人材を有しない所管所属が事務を円滑・適切に遂行することは容易でなく、所管所属の負担になっている。</p> <p>[県立学校事務]</p> <p>学校の多岐にわたる事務(給与、物品購入、出納、施設管理、授業料等)を当初より少人数で担当していたが、平成 26 年度(2014 年度)からの知事部局の総務事務集中化等により、給与等事務の未経験者の配属が増えており、学校事務の円滑な執行にも一部課題が生じている。</p>			
2 取組期間中における取組				
(1)取組の概要	<p>情報システム開発等の予算化、調達の事務を情報政策課に一元化する。</p> <p>県立学校事務について分析等を行い、集中化等を検討する。</p>			
(2)具体的な取組内容	<p>(ア)情報システム開発・調達関連事務の集中化</p> <p>ICTの専門知識を要する情報システム開発等の予算化、調達の事務をシステム所管所属から情報政策課へ移管・一元化し、所管所属の負担軽減を図る。</p> <p>(イ)県立学校事務についての集中化等の検討</p> <p>次のとおり段階的に検討を進める。なお、検討に当たっては、学校における障害者雇用の推進に必要な体制の確保に留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 事務局関係各課・県立学校による学校事務についての分析と課題整理(ワーキンググループ等の設置) 作業手法、業務内容、実施場所、事務処理フロー(事務職員、教員)について検討 組織体制、事務処理フロー案の作成 条件整備(システム改修等) 試行 			

(3)目標(2022 年度)

(ア)情報システム開発・調達関連事務の集中化
 ・情報政策課が予算化、調達の事務を行うシステム数 28 システム

(イ)県立学校事務についての集中化等の検討
 ・県立学校における適正な事務執行に向け、新たな取組を実施

<目標設定の考え方>

(ア)情報システム開発・調達関連事務の集中化
 ・新規、再構築が予定されるシステムの事務を移管・一元化する方針とし、対象とする部局を順次拡大していく。

(イ)県立学校事務についての集中化等の検討
 ・小規模職場である学校事務室において適正な事務執行を確保するためには、事務レベルの均一化・向上を図る必要がある、その手法については集中化に限定せずに、幅広く検討していく必要がある。

また、検討に当たっては、主な事務ごとに実施方法を検討する必要があることから、2019、2020 年度に分析・課題対応、体制案の作成等、段階毎に検討を行い、2021 年度に実施可能な内容から試行を行い、2022 年度に実施することを目標とする。

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
(ア)情報システム開発・調達関連事務の集中化	試行実施と効果検証 →	2 部局対象に本格実施 →	知事部局、行政委員会を対象に取組を順次拡大 →		
(イ)県立学校事務についての集中化等の検討	分析・課題整理 (WG設置) →	手法、内容、場所、処理フロー等検討 →	体制案作成と課題対応 →	実施に向けた条件整備 →	実施可能内容から試行 →

取組 項目	視座 1「ヒト」	(4) 事務(推進・改善)	推進担当課 (局・室)	総務部 行政経営企画室 政策研修センター
	⑤業務の更なる見直し			
1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性				
(1)目指す県庁の姿	iv スマートでしなやかな県庁 v 健康経営を実践する県庁			
(2)基本的な考え方	<p>常に事務の効率化を図る「スマートでしなやかな県庁」および「健康経営を実践する県庁」の実現に向け、職員の長時間労働を解消するため、不断の取組として、業務の内容やプロセスの見直し、業務量そのものの削減に取り組んでいく必要がある。</p> <p>取組にあたっては、職員間の対話を通じ、職場での課題が共有されるよう取り組むとともに、職員一人ひとりが自分のこととして業務の見直しに取り組む組織風土の醸成を図る必要がある。</p> <p>また、タテ割りを排し、徹底的に業務の見直しに取り組んでいくためには、担当業務にかかわらず、幅広い職員が参加して議論することを通じ、現場に根差した柔軟な発想を取組に生かしていくことが求められる。</p> <p><これまでの取組状況・課題等></p> <p>長時間労働解消に向けた取組の柱として、業務の見直しを県庁における「働き方改革」実現のための行動計画や県庁における健康経営計画にも位置づけ、取り組んできたところであるが、職員アンケートの結果からは、依然として、仕事の先送りや先を見通した仕事にまで手が回らないなど業務量の多さに起因した課題が見られる。</p> <p>なお、業務の見直しにかかる職員の取組姿勢については、職員アンケートの結果からは、概ね改善傾向にある。</p>			
2 取組期間中における取組				
(1)取組の概要	引き続き、職場での対話を通じた業務の見直しや、職員の発意を業務の見直しに生かす取組を実施するとともに、公募制のタスクフォースを設置して、部局横断的に業務の見直しに取り組む。			
(2)具体的な取組内容	<p>(ア)職員間での対話を通じた業務の見直しの実施</p> <p>職場における取組項目の設定や集中取組期間の設定などを通じ、各々の業務に対する気づきや職場での対話を促す手法により業務の見直しを実施するとともに、事例の共有などを通じて優良な取組の横展開を図る。</p> <p>(イ)業務効率化に資する職員研修の実施</p> <p>タイムマネジメントなど業務効率化に資する職員研修を実施する。</p> <p>(ウ)キラリひらめき改善運動の実施</p> <p>これまでの改善事例のストックをわかりやすい形で庁内共有するとともに、改善運動で寄せられた業務効率化に資するツールの積極的な活用を促すことにより、職員一人ひとりがキラリひらめき改善運動の意義を実感し、意欲的に参画できる「改善の好循環」を生み出す。</p> <p>(エ)タスクフォースを活用した業務の見直し</p> <p>担当業務にかかわらず、幅広い職員が参加して現場の課題等を踏まえながら自由に議論することを通じ、業務見直しのアイデアを創造するための公募制のタスクフォースを設置する。</p>			

(3)目標(2022 年度)

・日頃から業務の進め方を意識的に工夫し、前例にとらわれず事務の見直しに取り組む職員の割合
95%以上

(参考:過去に実施した職員アンケートの結果)

平成 29 年度(2017 年度):75.4% 平成 27 年度(2015 年度):64.5%

<目標設定の考え方>

・職員一人ひとりが自分のこととして業務の見直しに取り組む組織風土の醸成の状況を測定するため、職員アンケートを通じた意識改革の状況を目標として設定する。

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
(ア)職員間での対話を通じた業務の見直しの実施	継続実施				
(イ)業務効率化に資する職員研修の実施	継続実施				
(ウ)キラリひらめき改善運動の実施	継続実施				
(エ)タスクフォースを活用した業務の見直し		タスクフォースによる検討			
			タスクフォースによる提案を踏まえた見直しの検討		

取組 項目	視座 2「モノ」	(1) 整備	推進担当課 (局・室)	総務部 行政経営企画室
	①PPP/PFIの推進			

1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性

- | | |
|-------------|--|
| (1) 目指す県庁の姿 | <ul style="list-style-type: none"> i ‘持続可能な滋賀’を支える県庁 ii 進取でオープンな県庁 |
|-------------|--|

(2) 基本的な考え方

健全な行財政基盤を有する「‘持続可能な滋賀’を支える県庁」の実現に向け、公共施設等の整備については、緊急度やニーズを踏まえ、県民や将来の滋賀にとって真に必要と認められるものに限定するとともに、常に費用対効果や整備内容を精査する。また、県民参加の機会があり、県民とともに施策を推進する「進取でオープンな県庁」の実現に向け、民間活力を積極的に活用することとし、PPP/PFIなどの手法により、効果的・効率的に整備を推進する。

<これまでの取組状況・課題等>

平成 27 年度(2015 年度)から平成 30 年度(2018 年度)までの取組状況は下表のとおりであり、計画的な推進が図られているが、これまでのノウハウを生かし、より一層の事務の効率化に取り組む必要がある。

PFIの推進	新県立体育館、近江学園(※)、県営住宅(新庄寺団地)(※) ※平成 30 年度(2018 年度)に PPP/PFI 導入可能性調査実施
--------	--

2 取組期間中における取組

(1) 取組の概要

PPP/PFI 推進ガイドライン等の改定を行う。

(2) 具体的な取組内容

(ア) PPP/PFI 推進ガイドライン等の改定

PFI導入の優先的検討に係る事務の効率化を図るため、これまでの実績や類似事例を踏まえた検討手順等の見直しを行い、PPP/PFI推進ガイドラインに反映する。

(3) 目標(2022 年度)

(ア) PPP/PFI 推進ガイドライン等の改定

・PPP/PFI 推進ガイドライン等の改定

<目標設定の考え方>

(ア) PPP/PFI 推進ガイドライン等の改定

・PPP/PFI 推進のため、より効果的・効率的に検討しやすい環境づくりの目標として設定する。

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
(ア)PPP/PFI 推進ガイド ライン等の改定	事例収集 ・研究 →	検討・見直し 作業 →	見直し後の制度運用 →		

取組 項目	視座 2「モノ」	(2)見直し	推進担当課 (局・室)	総務部 行政経営企画室 インフラ施設所管課 公営企業施設所管課						
	①施設総量の適正化 ②更なる見直しに向けた検討等									
1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性										
(1)目指す県庁の姿		iv スマートでしなやかな県庁								
(2)基本的な考え方		<p>スリムで柔軟な組織体制をとる「スマートでしなやかな県庁」の実現に向け、人口減少やICTの進展などの社会情勢の変化や将来の利用ニーズの見通し等を踏まえ、建築物、インフラ施設、公営企業施設も含めた全ての施設においてサービスの質・量・費用の面から県民ニーズに即した最適化を図る。</p> <p><これまでの取組状況・課題等> 公共施設等マネジメント基本方針で位置づけられた施設の見直しの進捗状況は予定どおり進んでいるが、社会情勢の変化や県民ニーズを踏まえた更なる最適化が必要である。</p> <table border="1"> <tr> <td>平成 28 年度(2016 年度)末までに見直しを行ったもの</td> <td>19 施設</td> <td>6,690 m²</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度(2017 年度)末までに見直しを行ったもの</td> <td>32 施設</td> <td>14,083 m²</td> </tr> </table>			平成 28 年度(2016 年度)末までに見直しを行ったもの	19 施設	6,690 m ²	平成 29 年度(2017 年度)末までに見直しを行ったもの	32 施設	14,083 m ²
平成 28 年度(2016 年度)末までに見直しを行ったもの	19 施設	6,690 m ²								
平成 29 年度(2017 年度)末までに見直しを行ったもの	32 施設	14,083 m ²								
2 取組期間中における取組										
(1)取組の概要		公共施設等マネジメント基本方針の改定を行う。								
(2)具体的な取組内容		(ア)公共施設等マネジメント基本方針の改定								
建築物		社会情勢等を踏まえて施設評価を行い、廃止、縮小、集約化、売却、移転等の検討および更新(建替)や大規模改修、長寿命化する施設について見直しを行う。								
インフラ施設		施設規模の適正化や、ストック効果、整備費用、維持管理経費のバランスを十分考慮した投資の重点化を図りつつ、長寿命化計画等に基づきマネジメント基本方針を改定する。								
公営企業施設		経営的視点、客観的指標による優先度・必要性を考慮した適切な投資を行うとともに、長寿命化計画等に基づきマネジメント基本方針を改定する。								
(3)目標(2022 年度)		(ア)公共施設等マネジメント基本方針の改定								
a 施設総量(建築物)		平成 27 年度(2015 年度)末 1,476,627 m ² → 1,440,000 m ²								
b 個別施設計画の策定数		(建築物) 平成 29 年度(2017 年度)末 79 施設 → 2020 年度末 494 施設(100%)								
		(インフラ・公営企業) 平成 29 年度(2017 年度)末 25 計画 → 2020 年度末 36 計画(100%)								

<目標設定の考え方>

(ア)公共施設等マネジメント基本方針の改定

a 建築物において、平成 27 年度(2015 年度)末時点で 2025 年度末までに 88 施設 55,652 ㎡を見直すこととしていたが、セール&リースバックの導入など、新たな手法も研究しながら、更なる見直しを通じた適正化を図る。

b 施設ごとの具体の取組を進めるために全ての施設について個別施設計画を策定する。

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
(ア)公共施設等マネジメント基本方針の改定		施設評価および見直しの検討	改定	改定後の方針に基づく取組	

取組 項目	視座 2「モノ」	(3) 管理	推進担当課 (局・室)	総務部 行政経営企画室
	②指定管理者制度の導入拡大等 (指定管理者制度の見直しおよび新たな管理 運営手法の研究・検討等)			
1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性				
(1)目指す県庁の姿	ii 進取でオープンな県庁			
(2)基本的な考え方	<p>県民参加の機会があり、県民とともに施策を推進する「進取でオープンな県庁」の実現に向け、官民連携をより一層推進する。</p> <p>公の施設の管理運営については、民間のノウハウを活用することにより、利用者のニーズを的確に捉えたきめ細やかなサービスの提供およびコストの縮減を図るため、指定管理者制度の導入拡大に向けて、引き続き検討を行う。</p> <p>指定管理者制度導入施設については、管理運営状況を県民・事業者にわかりやすい形で公表し、県の説明責任を積極的に果たすとともに、施設の更なるサービス向上・コスト縮減や競争性の確保に向け、制度の所要の見直しを行う。</p> <p>加えて、コンセッション方式の導入など新たな手法についても検討する。</p> <p><これまでの取組状況・課題等></p> <p>指定管理者制度導入施設においては、制度導入以降、サービス向上や経費節減等の効果がみられるところである。一方で、近年、指定管理者の公募において申請者が1者のみのケースが増え、選定時の競争性が働きにくい状況になりつつある。</p> <p>これまでも競争性の確保に向けた制度の見直しを実施してきたが、更なる改善に向けて、見直しを検討する必要がある。</p> <p>コンセッション方式については、平成 29 年(2017 年)4 月から適用の「滋賀県 PPP/PFI 手法導入優先的検討方針」の中で、単年度事業費が1億円以上となる運営等(運営の見直しや方針決定を行う場合)について検討対象としている。</p>			
2 取組期間中における取組				
(1)取組の概要	<p>指定管理者制度の見直しおよび導入拡大に向けた検討を行う。</p> <p>コンセッション方式の導入にかかる研究・検討を行う。</p>			
(2)具体的な取組内容	<p>(ア)指定管理者制度の見直し等</p> <p>指定管理者制度導入施設の管理運営状況をわかりやすい形で公表し、県の説明責任を積極的に果たすとともに、指定管理者選定における競争性の確保に向け、次のとおり制度の所要の見直しを行う。</p> <p>また、施設のより効率的・効果的な運営を図るため、指定管理者制度の導入拡大に向けて引き続き検討を行う。</p> <p>a 事業者の参入意欲を高めるための募集条件の見直し</p> <p>事業者の参入意欲を高めるため、指定管理者の経営努力を十分考慮するなど、指定管理者募集時に県から提示する指定管理料の参考額のあり方を検討する。</p>			

b 施設の管理運営状況の見える化

指定管理者選定における競争性を確保するとともに、県の説明責任を果たすため、施設の管理運営状況を県民・事業者に分かりやすい形で公表し、見える化を図る。

c モニタリングの更なる充実・強化

指定管理施設のより一層適切な管理運営を確保する観点から、「滋賀県指定管理者モニタリングマニュアル」を改定し、全庁統一的なモニタリング項目について所要の見直しを行う。

(イ)コンセッション方式の導入にかかる研究・検討

公共施設等マネジメント基本方針改定に向けた検討段階で、コンセッション方式の情報収集・研究を進めるとともに、具体的な案件が対象となる場合には、官民連携プラットフォーム等も活用し、導入の検討および具体化に向けた取組を進める。

(3)目標(2022年度)

(ア)指定管理者制度の見直し等

- ・指定管理者募集施設における申請者数の増
- ・施設の管理運営状況の見える化 2020年度より実施

(イ)コンセッション方式の情報収集・研究および検討・具体化

<目標設定の考え方>

(ア)指定管理者制度の見直し等

- ・指定管理者募集施設における申請者数を、前回募集時より増加させる。
- ・公共施設等マネジメント基本方針における施設情報の集約化・共有化の取組と併せて実施することとする。

(イ)コンセッション方式の導入にかかる研究・検討

公共施設等マネジメント基本方針の改定および施設評価の段階で、具体的な案件がコンセッション方式導入の検討対象となる場合を想定し、情報収集・研究を進め、具体的な案件がある場合には、導入の検討および具体化に向けた取組を進めることとする。

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
(ア)指定管理者制度の見直し等 a 事業者の参入意欲を高めるための募集条件の見直し		検討	制度の運用		
b 施設の管理運営状況の見える化		見える化の項目等検討	見える化の実施	情報の更新	
c モニタリングの更なる充実・強化		見直し検討	見直し実施		
(イ)コンセッション方式の導入にかかる研究・検討		情報収集・研究 対象案件の検討		官民連携プラットフォーム等を活用した導入の検討	

取組項目	視座 2「モノ」	(3)管理	推進担当課 (局・室)	土木交通部 都市計画課 公園緑地室
	②指定管理者制度の導入拡大等 (公募設置管理制度(Park-PFI)の導入検討)			

1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性

(1)目指す県庁の姿 ii 進取でオープンな県庁

(2)基本的な考え方

県民参加の機会があり、県民とともに施策を推進する「進取でオープンな県庁」の実現に向け、官民連携を一層推進する。

県営都市公園については、質の向上および公園利用者の利便の向上を図るため、公募設置管理制度(Park-PFI)の導入を目指す。

※ 公募設置管理制度(Park-PFI)：飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公園施設(公募対象公園施設)の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等(特定公園施設)の整備、改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。

<これまでの取組状況・課題等>

県営都市公園においては平成 18 年度(2006 年度)より指定管理者制度を導入してきており、指定管理者による公園の活性化、効率的な維持管理、管理経費の縮減を実現してきたが、年々多様化する利用者ニーズへの対応や老朽化する施設の修繕費の増大などが課題となっている。

2 取組期間中における取組

(1)取組の概要

都市公園法改正により創設された公募設置管理制度(Park-PFI)の導入を目指す。

(2)具体的な取組内容

(ア)Park-PFI の導入

県営都市公園において、新たに設置した滋賀県公園緑地検討協議会(公園協議会)での意見交換を踏まえ、Park-PFI 導入にむけ、事業者向けのアンケート調査などの事前調査を行っていく。

なお、Park-PFI 制度の活用および公園協議会の開催については、2023 年度以降も継続的に行う。

※Park-PFI のイメージ(国土交通省資料より)



(3)目標(2022 年度)

(ア)Park-PFI の導入

・県が管理する都市公園において Park-PFI の導入 3 公園(予定)、湖岸緑地での導入検討

<目標設定の考え方>

(ア)Park-PFI の導入

・Park-PFI の導入がすべての公園で実現可能かどうかは、県営都市公園の利用促進(活性化)のあり方を踏まえた意見交換や事前調査などを行いながら進めていく必要があるため、まずは公園管理者自らが公園敷地の所有権を有し、以前より活性化に向けての意見・要望が多い 3 公園について取り組む。また、湖岸緑地他の公園においても導入検討に着手する。

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
(ア)Park-PFIの導入	公園協議会				
			公募・基本協定	設置管理許可、業者による・整備、運営(予定)	
			湖岸緑地他公園での導入検討		

取組項目	視座 2「モノ」	(3)管理 (4)活用	推進担当課 (局・室)	総務部 行政経営企画室 (3)管理③関係 インフラ施設所管課 公営企業施設所管課
	(3)管理 ①ファシリティマネジメントの推進 ③アセットマネジメントの推進 (4)活用 ①未利用地の有効活用 ②サウンディング型市場調査の積極的活用			

1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性

(1)目指す県庁の姿	i ‘持続可能な滋賀’を支える県庁 ii 進取でオープンな県庁 iv スマートでしなやかな県庁
------------	---

(2)基本的な考え方

健全な行財政基盤を有する「‘持続可能な滋賀’を支える県庁」および県民とともに施策を推進する「進取でオープンな県庁」の実現に向け、公共施設等については、定量的な管理目標の設定・評価、類似施設間のコスト比較、新技術の積極的な活用、民間のノウハウや資金、人材の更なる導入など、経営的視点を取り入れながら、維持管理の最適化を図る。

また、スリムな組織体制をとる「スマートでしなやかな県庁」の実現に向け、未利用の県有資産等については、民間の知恵やノウハウ等による有効活用を推進する。

＜これまでの取組状況・課題等＞

施設の運営改善目標の達成状況については下表のとおりであるが、達成状況が 80%未満の施設が平成 29 年度(2017 年度)で約 2 割あり、引き続き改善に努めていく必要がある。

年度	◎ (100%以上)	○ (80%以上 100%未満)	△ (50%以上 80%未満)	× (50%未満)	— (当期該当なし)
平成 28 年度 (2016 年度)	16 施設	118 施設	7 施設	5 施設	2 施設
平成 29 年度 (2017 年度)	21 施設	97 施設	21 施設	7 施設	2 施設

※運営改善目標については、一定規模以上の施設が対象

2 取組期間中における取組

(1)取組の概要

公共施設等マネジメント基本方針に基づく取組を推進する。

(2)具体的な取組内容

(ア)ファシリティマネジメントの推進
適切な維持管理を行い、長寿命化や更新等に係る対策を計画的・効率的に進めるとともに、民間活力の活用という観点から、指定管理者制度のより効果的な活用を進める。
民間の資金・ノウハウ等を生かした資産活用を推進するため、庁内に民間と連携した情報交換の場として「(仮称)県有資産活用のひろば」を設け、サウンディング型市場調査等の積極的な活用を進める。

(イ)アセットマネジメントの推進
道路、上下水道、農業水利施設等のインフラ施設については、アセットマネジメントおよびストックマネジメントの取組により、長寿命化や更新等に係る対策を計画的・効率的に進める。

(3)目標(2022 年度)

・運営改善目標の達成状況が 80%以上到達している施設(建築物)の割合
平成 29 年度(2017 年度) 79.7% → 90.0%以上

<目標設定の考え方>

・達成状況が 80%未満の施設(建築物)を公共施設等マネジメント基本方針の終期である 2025 年度に 0%にするため、中間地点の 2022 年度で 10 ポイント増の 90%を目指すこととする。

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
(ア)ファシリティマネジメントの推進	管理				
		個別施設計画の策定および計画的な維持管理 →			
		運営改善目標に基づく取組の推進 →			
	活用				
		「(仮称)県有資産活用のひろば」の設置・運営 →			
(イ)アセットマネジメントの推進					
		個別施設計画の策定および計画的な維持管理 →			

取組 項目	視座 2「モノ」	(4)活用	推進担当課 (局・室)	文化スポーツ部 スポーツ課 国スポ・障スポ大会課
	③国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催に向けて整備する施設の有効活用			
1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性				
(1)目指す県庁の姿	i ‘持続可能な滋賀’を支える県庁			
(2)基本的な考え方	<p>健全な行財政基盤を有する「‘持続可能な滋賀’を支える県庁」の実現に向け、公共施設等の整備については、緊急度やニーズを踏まえ、県民や将来の滋賀にとって真に必要と認められるものに限定するとともに、運用面における柔軟な対応等により有効活用を図る。</p> <p>国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催に向けて整備する施設については、両大会の会場として活用することはもとより、将来にわたって本県スポーツの競技力強化や県民の健康づくりの拠点として、さらにはスポーツ以外のさまざまなイベント会場など、地域のにぎわいづくりに繋がる施設として、その有効活用に積極的に取り組む。</p> <p><これまでの取組状況・課題等></p> <p>国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催に向けて整備している施設について、両大会終了後においても施設の有効活用を図る必要がある。</p>			
2 取組期間中における取組				
(1)取組の概要	<p>スポーツの推進や健康づくりの拠点、地域のにぎわいづくりにつながる施設となるよう検討する。</p>			
(2)具体的な取組内容	<p>(ア)スポーツイベントを活用したスポーツツーリズムの推進 施設におけるスポーツイベント等を活用した文化・スポーツツーリズムの推進に向けて、経済波及効果を高めるための関係機関との効果的な連携のあり方や具体的な取組を検討する。</p> <p>(イ)施設の特徴を生かした活用 スポーツ施設として県民のスポーツ活動や健康づくりをより一層推進するとともに、スポーツ以外の様々な活動を促進するため、(仮称)彦根総合運動公園にあつては都市公園としての多様性や新県立体育館にあつては大学、医療機関、福祉施設が近接する立地など、それぞれの施設の特徴を生かした活用方策を検討する。</p>			
(3)目標(2022年度)	<p>(ア)スポーツイベントを活用したスポーツツーリズムの推進 ・文化・スポーツツーリズムの推進に向けた実行委員会等の組織の立ち上げ</p> <p>(イ)施設の特徴を生かした活用 a (仮称)彦根総合運動公園 ・県民のスポーツ拠点や多様な主体の交流の場としての活用を実現するために施設の運用管理の方向性を決定</p> <p>b 新県立体育館 ・大学をはじめとする周辺機関と連携して、スポーツや健康づくりを推進する観点から活用の方向性</p>			

を決定

c その他の施設

・施設の特徴を生かし、利用率や利用者の満足度の向上を図るとともに、スポーツ以外のイベント等でも積極的に活用される施設となるよう、具体的な取組に着手

<目標設定の考え方>

(ア)スポーツイベントを活用したスポーツツーリズムの推進

・ワールドマスターズ実行委員会の取組を踏まえ、組織の立ち上げに向けて、検討を行う必要がある。

(イ)施設の特徴を生かした活用

スポーツの競技力強化や県民の健康づくりの拠点として、スポーツ利用における有効活用はもとより、スポーツ以外のさまざまなイベント会場など、地域のにぎわいづくりに繋がる施設として、より一層有効に活用する必要がある。

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
(ア)スポーツイベントを活用したスポーツツーリズムの推進		情報収集・取組検討		ワールドマスターズの場で取組試行・検証	推進組織の立ち上げ
(イ)施設の特徴を生かした活用			情報収集・運用管理検討		
a (仮称)彦根総合運動公園					
b 新県立体育館		情報収集・活用検討			
c その他の施設		事例調査・活用検討			
			取組実施		

取組 項目	視座 3「財源」	(2) 財源不足への対応	推進担当課 (局・室)	総務部 行政経営企画室 総務部 財政課
	財政の健全化			

1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性

(1) 目指す県庁の姿	i ‘持続可能な滋賀’を支える県庁
(2) 基本的な考え方	

健全な財政基盤を有する「‘持続可能な滋賀’を支える県庁」の実現に向け、今後見込まれる財源不足の縮減を図る。

社会保障関係費や国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会関連経費、公共施設の老朽化対策など今後拡大が見込まれる財政需要に適切に対応しつつ、滋賀の将来のために必要な投資や人口減少をはじめとする様々な行政課題にも的確に対応していくため、持続可能な財政基盤の確立に向けて、歳入・歳出両面から収支改善の取組を計画的に進める。

(単位: 億円)

		2019年度 (H31)	2020年度	2021年度	2022年度
財源不足額(一般財源)		90	94	140	152
収支改善 目標	収支改善による対応	17	18	39	22
	歳入確保による対応	7	5	24	5
	歳出見直しによる対応	10	13	15	17
	財源調整的な基金・県債による対応 (財政調整基金、県債管理基金、行政改革推進債)	73	76	101	130
計		90	94	140	152

(参考)

財源調整的な基金残高見込 (当初予算編成時点)	303 (138)	302 (272)	270 (240)	206 (176)
臨時財政対策債を除く県債残高見込	6,491	6,550	6,576	6,579

※ 2020 年度以降、地方公務員の臨時・非常勤職員の任用の適正化および会計年度任用職員に関する制度導入に係る経費増が見込まれるが、現在検討中であるため、現時点においては含めていない。

<これまでの取組状況・課題等>

平成 10 年度(1998 年度)以降、数次にわたり財政構造改革の方針や計画を策定し、歳入確保、人件費の削減や事業の見直し等に取り組み、財源不足の縮減を図ってきたが、平成 31 年(2019 年)3 月に公表した財政収支見通しでは、平成 30 年度(2018 年度)から 2026 年度までの累計で 959 億円、本方針の期間中、各年度 90~150 億円程度の財源不足が見込まれることから、その縮減に向けて全庁をあげて取り組んでいく必要がある。

2 取組期間中における取組

(1) 取組の概要

- ① 歳入確保
- ② 歳出見直し

(2) 具体的な取組内容

後掲の「①歳入確保」および「②歳出見直し」のとおり

(3)目標(2022年度)

各年度における財政収支の均衡

持続的・安定的な県政運営

・財源調整的な基金残高

平成30年度(2018年度)末(見込) 297億円 → 毎年度160億円程度を維持

・臨時財政対策債を除く県債残高

平成30年度(2018年度)末(見込) 6,256億円 → 6,700億円程度

<目標設定の考え方>

・財政収支見通しを踏まえた収支改善目標を定め、各年度における財政収支の均衡を図るために必要となる取組額

・財源調整的な基金残高:実質赤字比率の財政再生基準5%に相当する赤字額に対応する額

・臨時財政対策債を除く県債残高:本県と財政規模・人口が類似する団体における県債残高の平均額

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
①歳入確保	随時実施	→			
②歳出見直し	予算編成 編成過程での 見直し	→	→	→	→

取組項目	視座 3「財源」	(2)財源不足への対応	推進担当課 (局・室)	総務部 行政経営企画室 総務部 財政課 総務部 税政課 商工観光労働部 商工政策課
	①歳入確保 ア 県税収入の安定確保と貸付金等未収債権の徴収 イ 地方税財源の充実強化			

1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性

(1)目指す県庁の姿 i ‘持続可能な滋賀’を支える県庁

(2)基本的な考え方

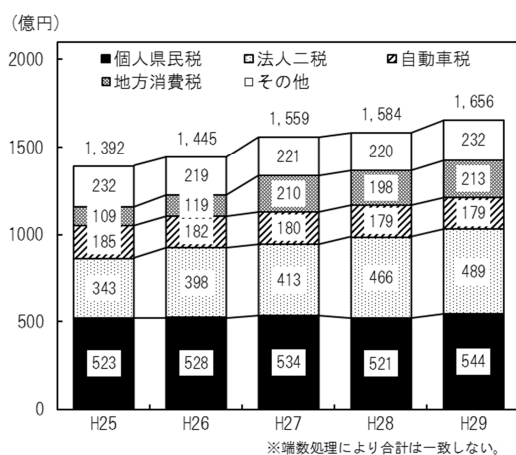
健全な財政基盤を有する「‘持続可能な滋賀’を支える県庁」の実現に向け、歳入確保に最優先で取り組む。

県財政の根幹をなす県税収入の安定確保と地方交付税等の地方税財源の充実強化については、地方自治の担い手として、県民ニーズに則した県政の安定的な経営を継続させていくため、大変重要であり、着実に取り組む。

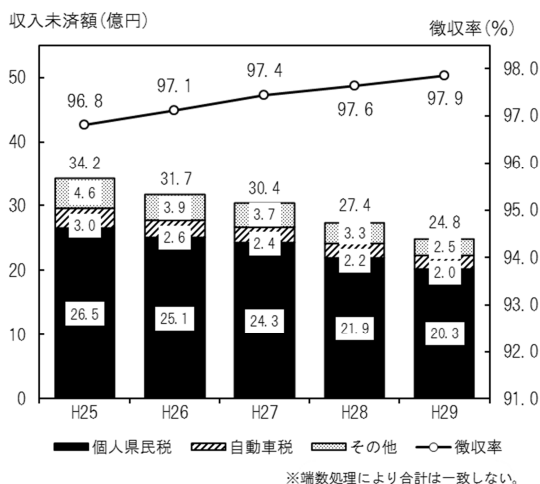
また、平成 27 年(2015 年)3 月策定の「滋賀県産業振興ビジョン」(2019 年度改定予定)に基づく施策を効果的かつ着実に推進し、本県経済の発展や雇用の維持・拡大、地域の活性化に取り組み、県税の確保に努める。

<これまでの取組状況・課題等>

[県税収入額の推移]



[県税収入未済額(徴収猶予を除く)と徴収率の推移]



[県税以外の収入未済額の縮減に向けた取組]

県税以外の収入未済額の縮減に向けた取組として、職員のスキルアップを目的とした研修会等を開催するとともに、未収金の所管所属からの相談に応じる体制を整えている。また、法的措置を前提とした、「税外未収金の共同管理」を実施し、訴訟・強制執行等を活用した滞納整理を行っている。

[地方税財源の充実強化に向けた取組]

大規模災害や県税の減収などの不測の事態に備えるとともに、増加を続ける社会保障関係費や公共施設等の老朽化対策などの財政需要の増大に適切に対応しながら、今後も安定的に行財政運営を行っていくためには、県税や交付税等をはじめとする税財源が適切に確保されることが大変重要である。

これまでから全国知事会などとも連携しながら、機会を捉えて、国に対して地方税財源の確保と充実等を求めてきたところであり、本県特有の財政需要に対する特別交付税での特段の配慮や地方消費税清算基準の見直し、地方法人課税における新たな偏在是正措置の創設等が実現した。引き続き、要請や取組を継続するなど、本県の税財源の充実強化につなげていく。

- ・地方交付税総額の確保・充実、本県の財政需要を反映した交付税の算定
- ・地方税制度の見直し
- ・公共施設等の老朽化対策に係る地方財政措置の充実

2 取組期間中における取組

(1)取組の概要

県税の適正な賦課徴収を通じた県税収入の安定確保に取り組むとともに、県税以外の収入未済額の縮減に向けた対策を推進する。

県税収入増加に向け、産業振興を推進するとともに、県内消費等の呼びかけ・働きかけの枠組みづくりに取り組む。

地方税財源の確保と充実強化に向け、引き続き、国に対して提案や要請を行う。

(2)具体的な取組内容

ア 県税収入の安定確保と貸付金等未収債権の徴収

(ア)県税の適正な賦課徴収を通じた県税収入の安定確保

a 県税の適正な賦課徴収の実施

現行の税制度の検証等を進めるとともに、賦課徴収の体制の充実強化を図り、課税客体の確実な捕捉や適正な課税と確実な徴収を実施する。また、納税環境整備を図ることにより、新規滞納の発生抑制に努めるとともに、滞納整理の早期着手や徹底した滞納処分の実施に取り組み、収入未済額の縮減を図る。

b 県税・市町税の徴収業務の共同実施等

個人県民税に係る収入未済額の縮減を図るため、徴収業務の共同実施を継続するとともに、対象地域の拡大を図る。また、課税事務についても、事務の効率化や納税者の利便性向上を図るため、市町との連携を検討・実施する。

(イ)県税以外の収入未済額の縮減に向けた対策の推進

適切な債権管理、徴収に関する知識の習得を目的とした研修会を開催する。また、「税外未収金の共同管理」により、任意の返済に応じない債務者に対しては訴訟・強制執行等の法的措置を実施するとともに、一括返済が困難な債務者に対しては生活状況等を確認したうえで、分納管理を行う。

イ 地方税財源の充実強化

(ア)県税収入の増収に向けた産業振興の推進

「滋賀県産業振興ビジョン」に基づき、産学官金民の連携により、「水・エネルギー・環境」、「医療・健康・福祉」、「高度モノづくり」、「ふるさと魅力向上」、「商い・おもてなし」の5つの切り口からのイノベーションの創出に重点的に取り組んでいるが、経済・社会情勢の変化に合わせ、2019年度の「滋賀県産業振興ビジョン」改定を機に、新たな切り口からのイノベーションの創出に取り組む。

また、本社機能や研究開発拠点機能を有する企業の誘致等を進めるほか、起業や第二創業の促進を図る。

(イ)県税収入増加に向けた県内消費等の呼びかけ・働きかけの枠組みづくり

軽油引取税・ゴルフ場利用税・県たばこ税・地方消費税について、関係部局と連携し、県税収入の増加に向け、県内消費等の呼びかけ・働きかけの枠組みづくりに取り組む。

(ウ)地方税財源の確保と充実強化に向けた提案・要請

地方税財源の確保と充実強化に向け、引き続き、国に対して提案や要請を行う。

<主な項目>

- ・地方交付税総額の確保・充実、本県特有の財政需要を反映した交付税の算定
- ・公共施設等の老朽化対策に係る地方財政措置の充実
- ・地方分権の実現に向けた税制抜本改革の推進等

(3)目標(2022 年度)

ア 県税収入の安定確保と貸付金等未収債権の徴収

(ア)県税の適正な賦課徴収を通じた県税収入の安定確保

a 県税の適正な賦課徴収の実施

・県税の収入未済額 2022 年度まで毎年度1億円ずつ縮減

b 県税・市町税の徴収業務の共同実施等

・徴収業務の共同実施の対象地域 2022 年度までに1地域以上追加

(イ)県税以外の収入未済額の縮減に向けた対策の推進

・「税外未収金の共同管理」により県税以外の収入未済額の縮減に向けた対策の推進

イ 地方税財源の充実強化

(ア)県税収入の増収に向けた産業振興の推進

・成長産業、魅力創造産業、地域密着産業の振興による本県経済の発展や雇用の維持・拡大、地域の活性化

(イ)県税収入増加に向けた県内消費等の呼びかけ・働きかけの枠組づくり

・県税収入増加につながる新たな枠組 3 件以上導入

(ウ)地方税財源の確保と充実強化に向けた提案・要請

・地方税財源の確保と充実強化、本県の財政需要を反映した交付税算定に向けた国への提案・要請事項の実現

<目標設定の考え方>

ア 県税収入の安定確保と貸付金等未収債権の徴収

(ア)県税の適正な賦課徴収を通じた県税収入の安定確保

a 県税の適正な賦課徴収の実施

・県税の収入未済額について、平成 29 年度(2017 年度)から毎年度1億円ずつ、5 年間で5 億円縮減することとしている目標を 2022 年度まで継続する。

b 県税・市町税の徴収業務の共同実施等

・平成 25 年度(2013 年度)から高島地域(高島市)、平成 27 年度(2015 年度)から湖東地域(愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町)、平成 30 年度(2018 年度)から甲賀地域(甲賀市・湖南市)において徴収業務の共同実施を開始している。これらを継続実施するとともに、その実績等を他の地域に係る関係市町と情報を共有したうえで、それぞれの地域に適応する共同実施の体制について検討し、実施地域を1以上追加することを目標とする。

(イ)県税以外の収入未済額の縮減に向けた対策の推進

・「税外未収金の共同管理」を実施し県税以外の未収金を回収するとともに、共同管理で培った法的措置等のノウハウを職員向けの研修会等を通じて共有することを目標とする。

イ 地方税財源の充実強化

(ア)県税収入の増収に向けた産業振興の推進

・「滋賀県産業振興ビジョン」において掲げている 10 年後に目指す姿を目標とする。

(イ)県税収入増加に向けた県内消費等の呼びかけ・働きかけの枠組づくり






・4 税目(軽油引取税・ゴルフ場利用税・県たばこ税・地方消費税)のうち、既に取り組を行っている県たばこ税を除いた 3 税目について、新たな枠組を導入することを目標とする。

(ウ)地方税財源の確保と充実強化に向けた提案・要請

・政策提案や制度改正要望など、あらゆる機会を捉えて提案・要請を継続していくなかで、その内容が実現することを目標とする。

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
ア 県税収入の安定確保と貸付金等未収債権の徴収 (ア)県税の適正な賦課徴収を通じた県税収入の安定確保					
a 県税の適正な賦課徴収の実施 本県税制のあり方検討		「滋賀県税制審議会」を設置し、制度の期限や政策部局による施策の方向性の検討の進捗状況に応じて、本県税制のあり方を検討			
納税環境整備・電子化推進		随時検討・適宜対応			
		地方税共通納税システムの導入			
		クレジットカード納税等の導入・他の電子決済の導入について研究			
		自動車税納付確認システムの利用拡大検討		導入	
		法人二税課税標準通知の電子化			
収入未済額縮減		2017年度から数値目標を設定して取組			
b 県税・市町税の徴収業務の共同実施等		徴収業務の共同実施の市町との協議等		徴収業務の共同実施を随時開始	
		市町との課税事務の連携について検討・実施			

<p>(イ) 県税以外の収入未済額の縮減に向けた対策の推進</p>	<p>訴訟・強制執行等の法的措置を前提とした回収の実施 (税外未収金の共同管理)</p>					
<p>イ 地方税財源の充実強化 (ア) 県税収入の増収に向けた産業振興の推進</p>	<p>ビジョンに基づく施策の推進</p>	<p>ビジョン(改定版)に基づく施策の推進</p>				
<p>(イ) 県税収入増加に向けた県内消費等の呼びかけ・働きかけの枠組づくり</p>		<p>ビジョンの改定</p>				
<p>(ウ) 地方税財源の確保と充実強化に向けた提案・要請</p>	<p>関係部局と調整・随時実施</p>					
	<p>あらゆる機会をとらえて実施</p>					

取組 項目	視座 3「財源」	(2) 財源不足への対応	推進担当課 (局・室)	総務部 財政課
	①歳入確保 ウ 受益者負担の適正化			

1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性

(1) 目指す県庁の姿	i ‘持続可能な滋賀’を支える県庁
(2) 基本的な考え方	<p>「‘持続可能な滋賀’を支える県庁」の実現に向け、受益者負担の原則に基づき、負担の公平を図る観点から、特定のサービスを受ける受益者に対し、所要経費に対する適切な負担を求めることにより、健全な行財政基盤の維持を図る。</p> <p><これまでの取組状況・課題等> これまでから、受益者に対し、個別のサービスの対価として、使用料(利用料金を含む。)および手数料の適切な徴収を行っている。 2019年10月1日より、原価計算による所要経費と現行料金との差額分に加え、消費税および地方消費税の税率引上げ分の反映を行い、また、24件の証明事務について新たに徴収規定を設けることなどとした条例改正を、平成31年(2019年)2月定例会議において行った。</p>

2 取組期間中における取組

(1) 取組の概要	使用料や手数料について、社会経済情勢の変化や、国の法令の改正の状況等も踏まえながら、便益に応じた適正な負担を求める。
(2) 具体的な取組内容	<p>(ア) 受益者負担の適正化 行政財産の利用に係る使用料や役務の提供にかかる手数料について、社会経済情勢の変化等を踏まえた必要経費に対する負担のあり方を検討し、定期的に見直しを行う。 使用料や手数料を徴収していないもののうち、受益者に負担を求めるべきものがないかについても併せて点検し、必要があれば項目の追加等を行う。 新たに生じた役務の提供など、個別の事務が発生した場合には、速やかに反映されるべく、随時条例の改正を行う。 2019年5月頃に改正見込みの消費税および地方消費税の税率引上げに係る「地方公共団体の手数料の標準に関する政令(以下「標準令」という。)」に係る手数料の見直しを行う。</p>
(3) 目標(2022年度)	・適切な料金設定の維持
<目標設定の考え方>	・使用料・手数料の収入額や原価計算による必要経費は社会経済情勢の変化等により変動しうるものであることから、定期的な見直しにより適切な料金設定の維持を図る必要がある。

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
(ア) 受益者負担の適正化		標準令改正に伴う手数料の見直し(上半期)			
		使用料手数料条例の一斉見直しに係る改正分施行(10/1～)	社会経済情勢の変化等を踏まえ、料金を見直し		

取組項目	視座 3「財源」	(2) 財源不足への対応	推進担当課 (局・室)	総務部 行政経営企画室
	①歳入確保 エ 県有資産の売却・利活用			総務部 財政課 資産を有する課

1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性

(1) 目指す県庁の姿 i ‘持続可能な滋賀’を支える県庁

(2) 基本的な考え方

健全な財政基盤を有する「‘持続可能な滋賀’を支える県庁」の実現に向け、未利用資産の売却を進めるとともに、売却が困難なものや、その他の資産についても貸付けや広告掲出などの有効活用促進に取り組む。

<これまでの取組状況・課題等>

[未利用資産の入札・売却状況]

未利用資産については、平成 12 年度(2000 年度)から一般競争入札による売却を中心に取り組んでいるが、立地条件等により土地利用ニーズが低く、売却困難な物件が増加している。

(単位:百万円)

取組事項	H27		H28		H29		H30(見込)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
未利用県有地の処分	11	1,159	9	671	8	71	2	13

[資産活用の状況]

資産活用については、行政財産の貸付け等による活用に取り組んでいるところであるが、変化する環境もふまえた多様なニーズ等も念頭に、活用を進めていく必要がある。

(単位:百万円)

取組事項	H27		H28		H29		H30(見込)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
自動販売機設置(台数)	267	82	261	84	272	83	270	68
太陽光発電設置貸付け	1	※10	1	※10	2	27	2	27
壁面広告	33	3	21	3	18	4	13	2
駐車場利用(箇所)	17	31	20	33	※2	1	1	1

※1 貸付け料 12 千円 ※2 18 箇所指定管理者制度導入

2 取組期間中における取組

(1) 取組の概要

未利用資産を洗い出し、売却等の迅速化を図る。

資産(土地・建物等)の余裕床・余裕土地にかかる活用や有料化、貸付け、広告掲出等の有効活用を検討・実施する。

(2)具体的な取組内容

県有財産活用検討会議において未利用資産の処分方針等を決定するとともに、「(仮称)県有資産活用のひろば」を活用し、民間の意見を取り入れながら、県有資産の売却・利活用に向けた取組を進める。

(ア)県有資産の売却

未利用資産については、不用資産の圧縮、スリム化の観点から、必要な条件整備を着実に進め、売却を促進する。

(イ)県有資産の利活用

利用ニーズが低く、売却が困難になってきている資産の貸付けを検討するほか、その他の資産についても、未利用空間等を含めて配置の最適化を図るとともに、自動販売機の設置拡大や太陽光発電等の設置貸付け、駐車場の有料化、ネーミングライツの売却、壁面等を活用した広告の募集など、資産の有効活用を促進する。

(3)目標(2022年度)

(ア)県有資産の売却

・財産売払い収入として見込む 24 件、3,040 百万円の確実な売却

(イ)県有資産の利活用

・資産の新規活用件数 8 件(4年間)

<目標設定の考え方>

(ア)県有資産の売却

・未売却案件および取組期間中の案件・売却見込額を目標とする。

(イ)県有資産の利活用

・自動販売機の設置拡大、太陽光発電の設置貸付け、広告掲出等の新規活用件数を目標とする。

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
(ア)県有資産の売却 未利用資産の洗い出し、売却等の迅速化					
					→
					→
(イ)県有資産の利活用 資産の有効活用検討・実施					
					→

取組 項目	視座 3「財源」	(2) 財源不足への対応	推進担当課 (局・室)	全ての部局 全ての行政委員会
	①歳入確保 オ 自主財源拡充に向けた歳入確保の積極的な推進			

1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性

(1) 目指す県庁の姿 i ‘持続可能な滋賀’を支える県庁

(2) 基本的な考え方

健全な財政基盤を有する「‘持続可能な滋賀’を支える県庁」の実現に向け、歳入確保に最優先で取り組む。

様々な行政需要に対応するためには、県税収入や地方交付税等の充実・強化に加え、県の経営資源を活用した自主財源の確保と充実が重要であり、寄附等の促進、ネーミングライツや広告の活用、宝くじの販売促進、自動販売機等の設置収入をはじめ、あらゆる取組可能性を検討し、推進する。

<これまでの取組状況・課題等>

[寄附等の促進]

マザーレイク滋賀応援寄附募集による「琵琶湖の保全」、「歴史的文化的資産」に対する寄附を始め、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会、琵琶湖博物館リニューアル寄附、うみのこ建造への寄附等を収入してきたが、より一層、県の事業等を積極的に発信し、寄附等を促進することが重要となる。

[ネーミングライツの活用]

平成 24 年度(2012 年度)から 7 施設等(施設の一部を含む)、1 事業についてネーミングライツを導入しており、さらに「協働」の視点から発信し、活用を促進していく必要がある。

[宝くじ販売の促進]

様々な販売促進や広報の取組を進めてきたが、販売額(収益金)は全国、本県とも平成 29 年度(2017 年度)まで 4 年連続の減少傾向にある。平成 30 年(2018 年)10 月から始まった宝くじ公式サイトでのインターネット販売の普及啓発や、国や他の自治体とも連携・協力し、宝くじの魅力向上と収益金確保に努める。

[広告事業]

県の情報誌や自動車税納税通知書・本庁事務用共通封筒、ホームページのバナー、庁舎内外の壁面、デジタルサイネージ、パンフレットやチケット、公用車、道路照明灯等で広告を活用してきている。

[公募による自動販売機の設置]

原則全ての県有施設で公募による設置を進めており、平成 30 年度(2018 年度)までに 270 台(72 施設)が設置されており、さらに利用者のニーズを踏まえた設置の拡大を検討する必要がある。

(単位:百万円)

主な取組の状況	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)
	収入額	収入額	収入額	見込 収入額
①寄附*	92	368	82	98
②ネーミングライツ	1	5	6	7
③宝くじ	3,492	3,155	2,862	2,907
④広告	16	17	14	29
⑤自動販売機	82	84	83	74

*マザーレイク滋賀応援寄附、その他の寄附を含む。

2 取組期間中における取組

(1)取組の概要

県の事業等を積極的に発信し、寄附等を促進するとともに、ネーミングライツについて活用しやすい環境づくりを進める。

宝くじについて、臨時販売や広報活動を継続・充実させるとともに、ATMやインターネット販売等の普及啓発を行う。

広告の対象拡大を検討するとともに、自動販売機の設置拡大等を図る。

その他経営資源の活用について、あらゆる可能性を検討し、自主財源の確保を図る。

(2)具体的な取組内容

(ア)寄附等の促進

県内外に事業や施策等を積極的に発信し、寄附や協賛等を促進する。

(イ)ネーミングライツの活用促進

事業者や現場がより利用しやすい仕組みづくりを進めるとともに、施設(施設の一部を含む)や事業、イベントなどの対象案件拡大・魅力向上に取り組み、活用を促進する。

(ウ)宝くじ販売の促進

県庁内外における宝くじの臨時販売の継続、宝くじの景品利用の促進、ATM、インターネット販売等の普及啓発、コンビニ等の販売チャンネルの拡大推進、広報活動の充実強化を図る。

(エ)広告の活用推進

既に導入しているものについて引き続き実施していくとともに、対象とする媒体について様々な角度から検討のうえ、活用を促進する。

(オ)自動販売機の設置

利用者のニーズを踏まえ、原則公募による設置を進め、設置拡大を図るとともに、省エネや創エネにつながる自動販売機の導入についても検討する。

(カ)その他

引き続きリサイクル資源の売却を継続するとともに、他会計からの繰り入れによる収入など、常に財源確保を意識し、あらゆる可能性を検討し、取り組む。

(3)目標(2022年度)

(ア)寄附等の促進

平成30年度(2018年度) 収入見込額 98百万円 ⇒ 137百万円

(イ)ネーミングライツの活用促進

平成30年度(2018年度) 収入見込額 7百万円 ⇒ 55百万円

(ウ)宝くじ販売の促進

平成30年度(2018年度) 収入見込額 2,907百万円 ⇒ 3,400百万円

(エ)広告の活用推進

平成30年度(2018年度) 収入見込額 29百万円 ⇒ 30百万円

(オ)自動販売機の設置

平成30年度(2018年度) 収入見込額 74百万円 ⇒ 78百万円

(カ)その他

平成30年度(2018年度) 収入見込額 265百万円 ⇒ 352百万円

＜目標設定の考え方＞

行政経営方針期間中の収支改善の取組にかかる自主財源確保額を目標とする。

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
(ア)寄附等の促進	寄附制度改善 →	情報発信を強化し、随時見直し →			
(イ)ネーミングライツの活用促進	仕組み改善 →	対象を拡大・発信を強化し、随時対象や内容を見直し →			
(ウ)宝くじ販売の促進	ATM販売拡大 (H29～+260箇所) →	宝くじの臨時販売や社会貢献広報等の継続・充実、ATM、インターネット販売等の普及啓発、販売チャンネルの拡大推進、広報活動の充実等 →			
(エ)広告の活用推進		継続実施・対象の拡大検討 →			
(オ)自動販売機の設置		継続実施・ニーズを捉えて設置拡大 →			
		省エネ自販機等導入促進 検討 →		省エネ自販機等も含めた 公募 →	

取組 項目	視座 3「財源」	(2)財源不足への対応	推進担当課 (局・室)	総務部 財政課
	②歳出見直し			
1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性				
(1)目指す県庁の姿		i ‘持続可能な滋賀’を支える県庁		
(2)基本的な考え方		<p>厳しい財政収支が見込まれる中であっても、「滋賀県基本構想」に基づき、滋賀の未来を見据えた施策を積極的に展開し、県内経済の活性化や地域課題の解決、県民福祉向上に資する事業を着実に推進していくためには、選択と集中の一層の徹底を図り、最少の経費で最大の効果が挙がるよう必要な見直しを不断に行うことにより、限られた財源をより効果的・効率的に活用していく必要がある。</p> <p>こうした認識の下、現行の施策・事業全般について、県が実施する必要性や効果、経費積算の妥当性等を厳しく見極め、存廃を含め今後のあり方を検討した上で存続する施策事業について、一層の効率化、合理化、経費の最小化、年度間の平準化を図る。</p> <p>また、単なる経費の削減だけではなく、各事業において、歳入確保につながる工夫・改善を行うことにより、実質的な負担を抑制する。</p>		
2 取組期間中における取組				
(1)取組の概要		<p>選択と集中の一層の徹底を図り、最少の経費で最大の効果が挙がるよう必要な見直しを行う。</p>		
(2)具体的な取組内容		<p>ア 政策的経費 約 32 億円</p> <p>事業開始時からの状況変化、目的の達成、課題の消滅等により、事業継続の必要性が低下している場合は廃止するとともに、事業の効果や人的負担も含めた費用対効果が低下している場合は、経済性・効率性向上の観点から手法の見直しを行う。</p> <p>なお、将来の歳出抑制につながる予防的経費や歳入確保に資する経費については、中長期的な観点から事業効果を捉え、その効果が損なわれることが無いよう留意する。</p> <p>また、決算等で多額の不用が生じている事業は、積算や事業量等を精査し、不用額の縮減を図る。</p> <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 廃止 <ul style="list-style-type: none"> ・地域主導型再生可能エネルギー検討支援事業補助金 ・戦略的素材生産システム構築事業費補助金 ・淡海子ども食堂普及推進事業費補助金 ➤ 補助対象・補助率、委託内容等の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・自治振興交付金 ・小規模事業経営支援事業費補助金 ・環境保全型農業直接支払交付金 ・びわ湖ホール管理運営委託料 <p>イ 公共事業費</p> <p>補助公共事業については、喫緊の課題である災害に強い社会基盤づくりに向けて国の「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」に呼応した取組を国費や地方財政措置を最大限活用しながら、積極的に推進する。</p> <p>単独公共事業については、近年頻発している台風等の災害の予防や、施設の老朽化等の課題に対応するため、事業の効率化や投資効果の早期発現に留意しながら必要な事業費を確保し、着実な推進を図る。</p>		

ウ 内部事務費、施設管理その他事務事業費等の見直し 約 20 億円
 行政を維持する上で根幹となる経費であることに留意しつつ、業務の見直し等を通じて一層の効率化、合理化を図るとともに、外部委託による場合は、より競争性が高まるよう必要な検討を行い、経費の縮減につなげる。

＜主な取組＞

- 廃止
 - ・海外職員派遣研修
 - ・中小企業人材育成促進事業
 - ・いじめで悩む子ども支援事業
- 事業内容等の見直し
 - ・総合保健専門学校運営経費
 - ・道路維持管理費
 - ・ダム管理費

エ 公営企業に対する繰出金 約 3 億円
 公営企業において、収入確保や業務の効率化、組織のスリム化など一層の経営努力を行い、一般会計からの繰出金の縮減を図る。

＜主な取組＞

- 事業内容等の見直し
 - ・病院事業繰出金(総合病院等)
 - ・公園建設工事費(下水道処理場に敷設する公園)
 - ・淡海環境プラザ管理運営費

(3)目標(2022 年度)

各年度における財政収支の均衡

持続的・安定的な県政運営

・財源調整的な基金残高

平成 30 年度(2018 年度)末(見込) 297 億円 → 毎年度 160 億円程度を維持

・臨時財政対策債を除く県債残高

平成 30 年度(2018 年度)末(見込) 6,256 億円 → 6,700 億円程度

＜目標設定の考え方＞

・財政収支見通しを踏まえた収支改善目標を定め、各年度における財政収支の均衡を図るために必要となる取組額

・財源調整的な基金残高:実質赤字比率の財政再生基準 5%に相当する赤字額に対応しうる額

・臨時財政対策債を除く県債残高:本県と財政規模・人口が類似する団体における県債残高の平均額

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
②歳出見直し	予算編成 編成過程で の見直し	→	→	→	→

取組 項目	視座 3「財源」	(3)特別会計等	推進担当課 (局・室)	総務部 事業課
	①公営企業の経営基盤の強化、自主性拡大 ア モーターボート競走事業			

1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性

(1)目指す県庁の姿 i ‘持続可能な滋賀’を支える県庁

(2)基本的な考え方

施策を安定的に実施できる健全な財政基盤を有する「‘持続可能な滋賀’を支える県庁」の実現に向け、県の財源確保を目的とするモーターボート競走事業の更なる経営基盤の強化は重要課題である。引き続き、健全な経営の確保、質の高いサービスの提供、組織の強化および人材育成を目指し、売上等の向上や効率的な開催運営を図る。

また、今後の起債償還や老朽化設備更新のための内部留保資金の確保に努め、経営基盤の強化を図ることにより、公営競技事業の使命である一般会計への安定的な繰出を継続する。

<これまでの取組状況・課題等>

モーターボート競走事業は、平成 27 年(2015 年)3 月に中期経営計画を策定し、平成 27 年度(2015 年度)から 2019 年度までの 5 年間で計 4 億円の繰出金を目標としたところ、グレードレースの開催や電話投票の伸びにより売上が増加し、平成 29 年度(2017 年度)までの 3 年間で既に 9 億円の繰出を達成した。

一方で、本場来場者数は年々減少しており、収益率が最も高い本場売上をいかに回復させるかが課題となっている。

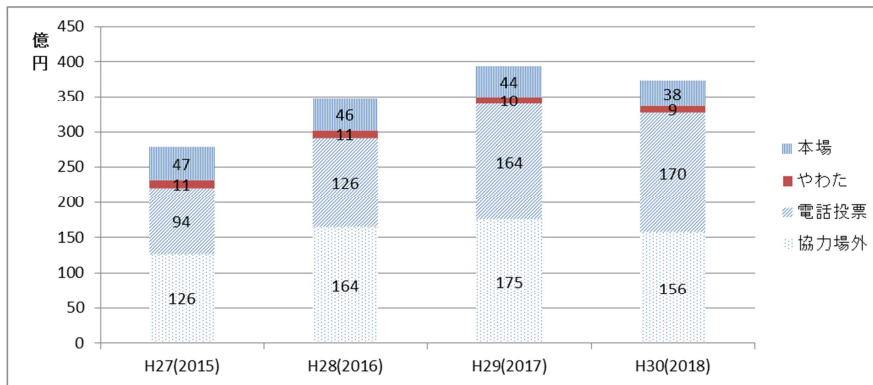
また、平成 29 年(2017 年)4 月より地方公営企業法を一部適用し、経営基盤の強化に努めている。

[売上金額]

単位:千円

	H27(2015)	占有率	H28(2016)	占有率	H29(2017)	占有率	H30(2018)	占有率	
開催日数	180日		186日		186日		186日		
売 上	本場	4,731,019	17.0%	4,621,472	13.3%	4,458,566	11.3%	3,750,000	10.1%
	やわた	1,111,472	4.0%	1,061,019	3.1%	966,940	2.5%	920,000	2.5%
	電話投票	9,363,180	33.6%	12,628,566	36.4%	16,441,867	41.8%	16,990,000	45.5%
	協力場外	12,627,785	45.4%	16,430,140	47.3%	17,473,524	44.4%	15,640,000	41.9%
	計	27,833,456	100%	34,741,197	100%	39,340,897	100%	37,300,000	100%
対前年度比	96.0%		124.8%		113.2%		94.8%		
1日平均売上	154,630		186,781		211,510		200,538		
対前年度比	89.6%		120.8%		113.2%		94.8%		
備考 (開催グレードレース)			G I マスターズ		G I 近畿地区戦 G II レディースオールスター		G II モーターボート大賞		

※H30(2018)は 2 月補正後の予算額

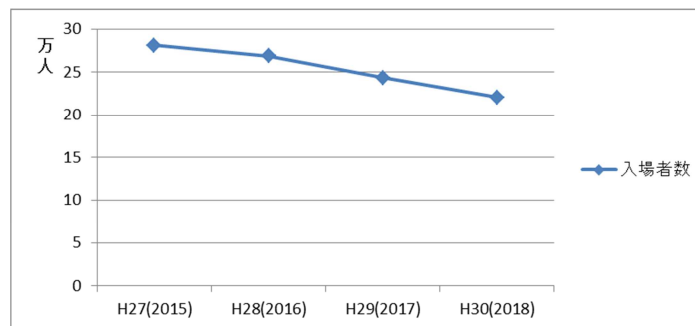


[入場者数(本場来場者数)]

単位:人

	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)
入場者数	281,094	268,963	243,626	221,000
対前年度比	100.2%	95.7%	90.6%	90.7%
1日平均入場者数	1,562	1,446	1,310	1,188
対前年度比	93.5%	92.6%	90.6%	90.7%

※H30(2018)は2月補正予算上の見込人数

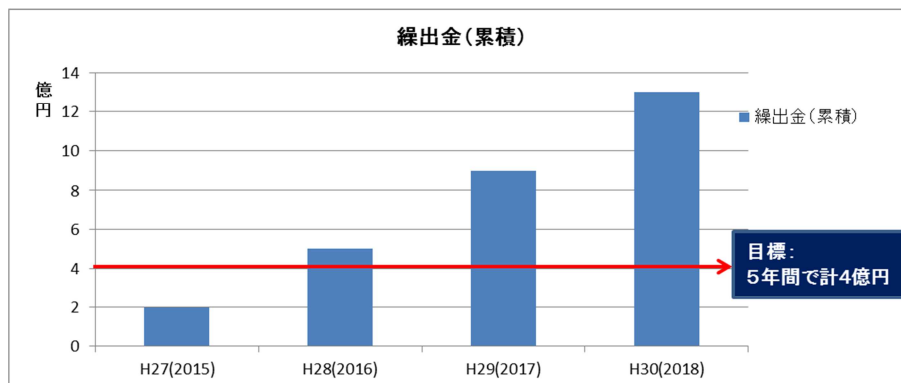


[繰出金]

単位:千円

	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)
繰出金	200,000	300,000	400,000	400,000

※H30(2018)は2月補正後の予算額



2 取組期間中における取組

(1)取組の概要

売上等の向上や効率的な開催運営を図り、一般会計へ安定的に繰出を行う。

(2)具体的な取組内容

(ア)売上の向上

グレードレースの誘致や、年々売上が拡大している電話投票を中心に、更なる売上向上を目指す施策を実施する。

(イ)本場の来場促進

多数の来場者数が見込めるグレードレースの誘致や、観光事業者と連携したツアー客の誘致に努めるとともに、若者や女性・ファミリー向けの施策として、イベントの実施やSNSを活用した情報発信を更に充実させる。

また新たに、キッズルームの改修やトイレのリニューアル等、快適な施設づくりに取り組む。

(ウ)効率的な開催運営

本場来場者数に見合った効率的な開催運営を実施するとともに、外向発売所の整備によりコンパクトな発売体制が可能となったことから、場外発売日数およびナイター発売日数をさらに拡大し、受託事業収益の増加を図る。

(エ)内部留保資金の確保

計画的な設備更新や収益拡大策により、内部留保資金の確保に努め、今後の老朽化設備更新に備えるとともに、起債の早期償還も目指す。

(オ)次期中期経営計画の策定

2020年度から2024年度までの次期中期経営計画を、2019年度に策定する。

(3)目標(2022年度)

2019年度から2022年度までの4年間で、12億円の一般会計繰出金を確保

<目標設定の考え方>

・毎年1競走のグレードレース誘致を目標としていることから、GIレースを1競走誘致した平成28年度(2016年度)の実績を目標値として設定する。

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
(ア)売上の向上					
	グレードレースの誘致や電話投票促進施策				
(イ)本場の来場促進					
	グレードレースの誘致、ツアー客の誘致 イベントの実施、SNSによる情報発信、施設改善等				
(ウ)効率的な開催運営					
	場外発売日数の拡大(2019年度 330日、2020年度 350日)				
	ナイター発売日数の拡大				
(エ)内部留保資金の確保					
	内部留保資金の確保				
(オ)次期中期経営計画の策定					
		計画の策定			

取組項目	視座 3「財源」	(3) 特別会計等	推進担当課 (局・室)	企業庁 経営課
	① 公営企業の経営基盤の強化、自主性拡大 イ 工業用水道事業および水道用水供給事業			

1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性

(1) 目指す県庁の姿 i ‘持続可能な滋賀’を支える県庁

(2) 基本的な考え方

健全な行財政基盤を有する「‘持続可能な滋賀’を支える県庁」の実現に向け、公営企業の経営基盤の強化、自主性拡大に取り組む。

工業用水道事業および水道用水供給事業については、節水意識の向上や人口減少等により水需要が減少する一方で、施設の老朽化による更新費用の増加が見込まれる。こうしたことから、将来にわたって経営基盤の健全性を維持しつつ、施設更新や耐震化に取り組んでいく。

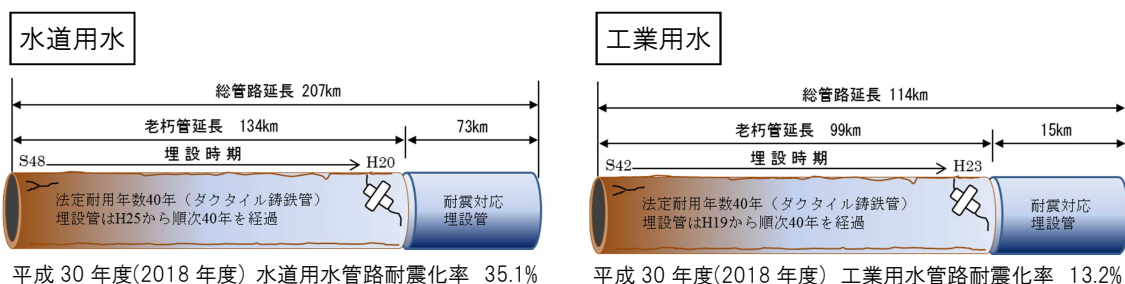
<これまでの取組状況・課題等>

企業庁では、平成 23 年(2011 年)に水道用水供給事業の事業を統合し、4 浄水場の運転管理を吉川浄水場に集中させて実施してきた。また、事業運営の指針となる「滋賀県企業庁水道ビジョン(2011 年～2020 年)」および、実施計画である「経営計画(前期 2011 年～2015 年、後期 2016 年～2020 年)」に基づいて事業を推進し、組織のスリム化や維持管理経費の削減に努め、経営基盤の強化に取り組んできた。

加えて、長期的視点に立ち、計画的、効率的に更新事業を実施するため、平成 28 年(2016 年) 3 月にアセットマネジメント計画を策定した。

しかしながら、今後の課題として、用水供給に係る 3 浄水場は耐震対策が未実施で、特に吉川浄水場では、液状化により甚大な被害が想定される。

また、事業開始から工業用水道事業では 50 年、水道用水供給事業では 40 年が経過し、更新が必要な管路が増加する。



2 取組期間中における取組

(1) 取組の概要

滋賀県企業庁水道ビジョンおよび経営計画の改定を行う。また、アセットマネジメント計画に基づき、計画的に水道施設の耐震化等を進める。

(2) 具体的な取組内容

(ア) 企業庁水道ビジョンおよび経営計画の改定

経営環境の変化や諸課題を踏まえ、今後も安全で安心な水を安定して供給するため、2020 年度に終期を迎える滋賀県企業庁水道ビジョンおよび経営計画の改定を行う。

(イ) 水道施設の耐震化等の推進

浄水場の耐震対策は、特に液状化により甚大な被害が想定される吉川浄水場から、順次、対策を進める。また、管路については、耐震管を用いて更新を行う。

(3)目標(2022 年度)

(ア)企業庁水道ビジョンおよび経営計画の改定

・企業庁水道ビジョンおよび経営計画 2020 年度末改定

(イ)水道施設の耐震化等の推進

・浄水場耐震対策

吉川浄水場耐震対策工事 2019 年度着手、2022 年度完了

・管路耐震化率

用水(管路総延長 207km) 平成 30 年度(2018 年度)末 35.1% → 40.2%

工水(管路総延長 114km) 平成 30 年度(2018 年度)末 13.2% → 16.1%

<目標設定の考え方>

(ア)企業庁水道ビジョンおよび経営計画の改定

・企業庁水道ビジョンおよび経営計画が 2020 年度に終期を迎えることから、同年度に改定を行う。

(イ)水道施設の耐震化等の推進

・2055 年度に管路耐震化率 100%とすることを目標に掲げている「アセットマネジメント計画(期間:2016 年度～2055 年度)」に基づき、2022 年度末の目標を設定する。

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
(ア)水道ビジョンおよび経営計画の改定	現ビジョンおよび計画での事業展開	達成状況評価等 収支予測 健全な経営維持の検討 懇話会での意見聴取 関係団体への説明・協議		改定ビジョンおよび経営計画での事業展開	
(イ)水道施設の耐震化等の推進 ・浄水場の耐震対策	(吉川浄水場) 詳細設計完了	工事発注準備 工事着手	工事实施	工事实施	工事实施完了
	(馬淵浄水場) 詳細設計発注	詳細設計完了	工事発注準備 工事着手(一部)	工事实施完了(一部)	
・管路の更新	管路の耐震化率(見込み)				
	水道用水 35.1%				40.2%
	工業用水 13.2%				16.1%

取組 項目	視座 3「財源」	(3) 特別会計等	推進担当課 (局・室)	琵琶湖環境部 下水道課
	①公営企業の経営基盤の強化、自主性拡大 ウ 流域下水道事業			
1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性				
(1) 目指す県庁の姿	i ‘持続可能な滋賀’を支える県庁			
(2) 基本的な考え方	<p>健全な行財政基盤を有する「‘持続可能な滋賀’を支える県庁」の実現に向け、公営企業の経営基盤の強化、自主性拡大に取り組む。</p> <p>琵琶湖流域下水道事業については、市町等による公共下水道事業、農業集落排水施設および浄化槽等の各種汚水処理事業と連携し、施設整備を進め、下水道の普及および拡大を図ってきた。</p> <p>2019 年度からは、地方公営企業法(以下「法」という。)の一部適用(財務規定等の適用)により、計画的かつ効果的な運営を図る。さらには、県全体の下水道経営を俯瞰し、ハードおよびソフトに係る広域化・共同化の可能性検討を市町および関係団体と行う。</p> <p><これまでの取組状況・課題等></p> <p>本県では、当初から県内の大半を流域下水道として整備し、また、「滋賀県汚水処理施設整備構想 2016」に基づき農業集落排水施設を下水道に接続するなど、施設の広域化を進めている。</p> <p>今後、施設の老朽化や財政難、職員不足などの課題が深刻化することが予想され、より一層の広域化・共同化を進める必要がある。</p>			
2 取組期間中における取組				
(1) 取組の概要	<p>法の全部適用(組織規定等も適用)により得られるメリットとデメリットや、上下水道の統合効果を整理し、流域下水道事業の組織のあり方を研究する。</p> <p>下水道事業と各種汚水処理事業が連携して、県・市町等によるハード・ソフトを組み合わせた広域化・共同化計画を策定する。</p>			
(2) 具体的な取組内容	<p>(ア) 組織のあり方検討</p> <p>法の全部適用について、下記の視点で検討を深掘りしていくための論点や材料を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織の独立性の確保による効率化 ・水道部門との統合効果 <p>(イ) 広域化・共同化計画の策定</p> <p>県・市町等による広域化・共同化計画の検討を目的に、「滋賀県汚水処理事業広域化・共同化研究会」を設置し、検討を進める。導入が想定される広域化・共同化施策を整理する。</p> <p>導入が想定される広域化・共同化施策ごとに、県・市町等による連携ブロックを取りまとめ、更に連携ブロックごとに検討を行い、計画書として取りまとめる。</p>			
(3) 目標(2022 年度)	<p>(ア) 組織のあり方検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2024 年度を目途に一定の結論を得るための論点整理 <p>(イ) 広域化・共同化計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管内の市町等と連携して 2022 年度までに広域化・共同化計画を策定 			

<目標設定の考え方>

(ア)組織のあり方検討

全国の流域下水道事業が2020年度までに法を適用するため2021年度に決算が出揃う。その後3年間の決算状況や効果・課題等を把握した上で、2024年度を目処に組織のあり方について一定の結論を得ることとする。

(イ)広域化・共同化計画の策定

県・市町等による広域化・共同化研究会により必要な検討を行い、県・市町等の合意を踏まえて、2022年度までに広域化・共同化計画を策定することとする。

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
(ア)組織のあり方検討	法の一部適用の準備	法の一部適用(企業会計)の開始	他自治体の動向調査		
				組織のあり方の論点整理	
(イ)広域化・共同化計画の策定	検討体制の構築や基礎調査等	施策の整理、ブロック案の取りまとめ	連携ブロックごとの施策検討		
					計画策定

取組項目	視座 3「財源」	(3) 特別会計等	推進担当課 (局・室)	病院事業庁 経営管理課
	①公営企業の経営基盤の強化、自主性拡大 エ 病院事業			

1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性

(1) 目指す県庁の姿 i ‘持続可能な滋賀’を支える県庁

(2) 基本的な考え方

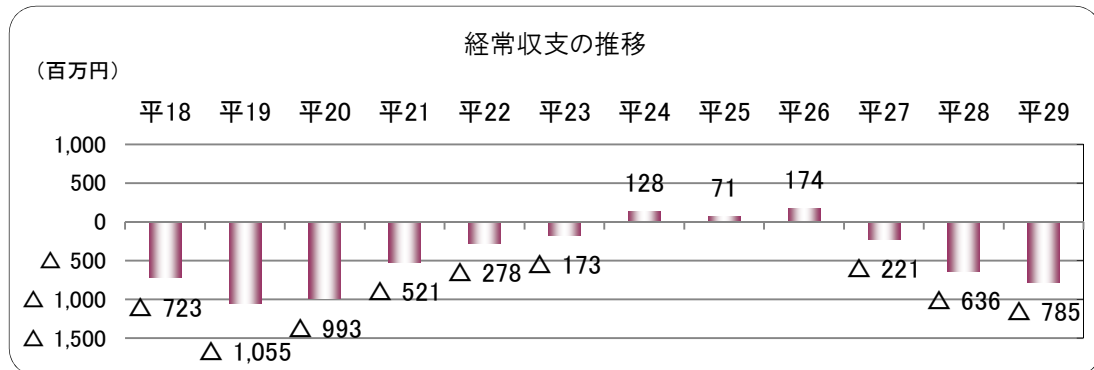
健全な行財政基盤を有する「‘持続可能な滋賀’を支える県庁」の実現に向け、公営企業の経営基盤の強化、自主性拡大に取り組む。

病院事業については、全県的な視点に立ち、高度な医療を追求、構築し、県内のどこに住むどなたにも適切な医療を提供できるよう、必要な人材の確保・育成、施設・システムづくり、知財創出などを3病院の協働により進めるとともに、それらを支える経営、運営基盤を強化する。

<これまでの取組状況・課題等>

地方公営企業法を全部適用した平成18年(2006年)4月からは、病院事業の業務運営に関する目標および目標を達成するための取組事項を定めた「滋賀県立病院中期計画」に基づいた取組を実施し、平成21年度(2009年度)には、総務省の公立病院改革ガイドラインに基づくプランを兼ねるものとして策定した「第二次中期計画」に基づく取組を実施。平成24年(2012年)4月からは、病院を取り巻く環境の変化に対応するために策定した「第三次中期計画」に基づく取組を進め、精神医療センターの医療観察法病棟や成人病センターの新病棟を開設した。平成29年(2017年)4月からは、各病院が2025年の到達像(ビジョン)の実現に向けて病院改革に取り組むための計画として「第四次中期計画」を策定し、各取組を進めた。

病院事業の経常収支は、平成24年度(2012年度)から3年連続の単年度黒字を達成したものの、平成27年度(2015年度)からは再び赤字となっており、経営基盤の強化が課題である。



2 取組期間中における取組

(1) 取組の概要

第四次県立病院中期計画および次期(第五次)県立病院中期計画に基づく経営基盤の強化を進めるとともに、自主性拡大に向けて病院機能および運営形態のあり方を検討する。

(2) 具体的な取組内容

(ア) 第四次中期計画に基づく取組の推進

公立病院運営を取り巻く環境は大きく変化しており、その中で、県立病院として安全で質の高い医療を提供するとともに、政策医療としての専門性の高い医療や不採算医療を担い、各二次保健医療圏の病院等に対応困難な症例にも対応できるよう、三次保健医療圏を対象とした拠点病院としての役割を着実に果たす必要がある。特に、安定した経営基盤を確立するために、以下の取組を行う。

- a 経営状況の分析
現在の厳しい経営状況を改善するため、病院経営の専門家による現状分析、課題抽出、助言を得て、経営改善に向けた取組につなげる。
 - b 収益の確保
各病院の機能の明確化と連携の強化を図るとともに、新たな診療報酬の取得に向けて取り組む。
 - c 費用の適正化
人件費の抑制や薬品、診療材料の購入費用の抑制と使用効率の改善に取り組むほか、委託業務の見直しや施設の適切な管理運営による費用の抑制に努める。
 - d 目標の進行管理
中期計画の進行管理については、PDCA サイクルによる目標管理を実施し、病院ごとに各年度 2 回の自己評価を行うとともに、経営改革の達成度を専門的な見地および県民の視点から評価を行う機関として、外部委員で構成する「滋賀県立病院経営協議会」を設置し、同協議会による外部評価を実施する。
- (イ) 県立病院のあり方検討および第五次中期計画の策定・取組の推進
総合病院と小児保健医療センターの 2024 年 1 月の統合に向けた準備を進めることと並行して、国の医療制度等の動向や他の自治体における地方独立行政法人化の状況を見据え、県内医療機関や関係団体、庁内各部局とも協議しながら、県立病院に求められる役割を整理・検討する。その結果は、2020 年度に策定する次期の県立病院中期計画に反映するとともに、計画に基づく取組を推進する。

(3) 目標(2022 年度)

- (ア) 第四次中期計画に基づく取組の推進
・中期計画における収支目標の達成
病院事業庁全体の経常収支比率: 2019 年度 100.1%、2020 年度 100.3%
- (イ) 県立病院のあり方検討および第五次中期計画の策定・取組の推進
・2020 年度末までに第五次県立病院中期計画を策定し、同計画を推進

< 目標設定の考え方 >

現行の第四次中期計画が 2017 年度から 2020 年度を計画期間としていることから、現計画の達成と次期計画の策定および各年度における目標達成を目標と設定する。

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
(ア) 第四次中期計画に基づく取組の推進	第四次中期計画に基づく取組の推進 →				
(イ) 県立病院のあり方検討および第五次中期計画の策定・取組の推進		第五次中期計画の策定 (県立病院のあり方検討) →		第五次中期計画に基づく取組の推進 →	

取組 項目	視座 3「財源」	(3) 特別会計等	推進担当課 (局・室)	総務部 行政経営企画室 各出資法人所管課
	②出資法人の経営改善、自立性拡大の推進			

1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性

(1) 目指す県庁の姿	i ‘持続可能な滋賀’を支える県庁
(2) 基本的な考え方	

健全な行財政基盤を有する「‘持続可能な滋賀’を支える県庁」の実現に向け、県が出資・出損を行うことで設立に関わり、必要に応じて人的あるいは財政的支援を行っている出資法人の経営改善、自立性拡大の推進に取り組む。

出資法人は、今後、より一層効果的、効率的に公共的サービスを提供することが求められる。また、県に財政的リスクのある出資法人(県が債務保証・損失補償、長期貸付けまたは短期貸付けを行う出資法人)においては、その経営の悪化に伴う県財政への影響を回避する必要がある。

こうしたことから、出資法人が、自らの責任で事業を遂行する県から独立した事業主体として、その特性に応じた経営改善や自立性の拡大を図るよう、県として適切に関与を行う。また、出資法人および県における経営評価や情報公開を行い、出資法人の経営状況等の透明性を高める。さらに、県は、出資法人を取り巻く状況や業務内容の変化等に応じて、全庁的な視点で出資法人のあり方にかかる必要な検討を行うとともに、公共的分野における民間活動の担い手としての出資法人の設立趣旨に鑑み、地域活性化等に資する有意義な活動の展開に向けて必要な検討を出資法人へ促す。

<これまでの取組状況・課題等>

出資法人は、設立以降、各行政分野での県の政策目的の達成に大きな役割を果たしてきたが、法人を取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ、平成 9 年度(1997 年度)から数次にわたり、法人のあり方や県の関わり方について見直しを行った。

その結果、社会情勢の変化等により設立当初の意義が低下した法人の量的な見直しが一定進んだことから、平成 27 年度(2015 年度)から県は、「滋賀県行政経営方針」に基づき、出資法人がより効率性、柔軟性、専門性等を發揮した運営を行うよう法人の経営改善、自立性拡大に重点を置いた関与を行っている。

[これまでの見直し等の主な結果]

○法人数	51 法人(平成 9 年度)	→	26 法人(平成 29 年度)
○県からの派遣職員数	110 人(平成 20 年度)	→	93 人(平成 29 年度)
○債務超過法人数	5 法人(平成 16 年度)	→	1 法人(平成 29 年度)

2 取組期間中における取組

(1) 取組の概要

出資法人の経営改善等に関する基本的な考え方(後掲)に沿って、各出資法人へ適切に関与を行う。

(2) 具体的な取組内容

(ア) 法人ごとの計画(後掲)に基づく進捗管理

各出資法人へ適切に関与を行うにあたり、出資法人との間で、法人ごとの計画(後掲)を定め、進捗管理を行う。

出資法人のうち、滋賀県土地開発公社および(公財)滋賀県希望が丘文化公園については、幅広くあり方の検討に向けて取り組むよう、県は、出資法人の特性を踏まえながら、積極的な関与を図る。

また、(公財)滋賀県環境事業公社、(一社)滋賀県造林公社、(公財)滋賀食肉公社および(株)滋

賀食肉市場については、県が債務保証・損失補償、長期貸付けまたは短期貸付けを行う出資法人であることから、県は、出資法人の特性を踏まえながら、積極的な関与を図る。

なお、(公財)滋賀食肉公社および(株)滋賀食肉市場は、総務省通知(平成30年(2018年)2月20日付「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」)を踏まえて策定する経営健全化方針に基づく取組を行う。

(イ)経営評価の実施および公表

出資法人の経営状況の把握および各出資法人への適切な関与に資するよう、毎年度、各出資法人について県および出資法人自身による経営評価を行うとともに、その内容を公表する。

(3)目標(2022年度)

- ・県以外の者からの収入の拡大
法人全体として2022年度において平成30年度(2018年度)より拡大
- ・県の財政的リスク(損失補償・債務保証、長期・短期貸付け)の縮小
法人全体として2022年度において平成30年度(2018年度)より縮小

<目標設定の考え方>

各出資法人が、その特性に応じた経営改善や自立性の拡大を図ることとしていることから、法人全体として、県以外の者からの収入の拡大を目標として設定する。

また、出資法人の経営が悪化した場合における県財政への影響を縮小させる必要があることから、県の財政的リスク(損失補償・債務保証、長期・短期貸付け)の縮小を目標とする。

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
(ア)法人ごとの計画(後掲)に基づく進捗管理		法人ごと計画に基づく進捗管理 →			
(イ)経営評価の実施および公表		評価の実施および公表(毎年度) → → → →			

出資法人の経営改善等に関する県の基本的な考え方

I 経営改善等の必要性

出資法人(県が資本金、基本金、基金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資し、または出捐している法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)に基づき設立された法人を除く。)をいう。以下同じ。)は、県から独立した組織としての効率性や柔軟性、機動性等を生かして県の施策目的を効果的に推進する観点から、県がその設立に関わり、これまで必要に応じて人的あるいは財政的側面から関与を行ってきた。

こうした中、出資法人については、平成9年度から数次にわたる見直しに取り組み、改革の成果を上げてきたところである。

一方、県は、限られた資源でどのような施策をどの程度実施するかという視点で行政経営を進めることが求められており、地域活性化等に資するよう、現場のニーズに即した効率的で効果的な行政サービスを実現する観点から、不断の改革に取り組まなければならない。

また、主として県に財政的リスクのある出資法人において、経営が著しく悪化した場合、県の財政に影響を及ぼすことも懸念されることから、効率化や経営健全化等に継続して取り組むことが求められている。

公共サービスの一層効果的で効率的な提供を実現する観点および県財政への影響を回避する観点から、県は、今後も、出資法人によるその特性に応じた経営改善および自立性の拡大に向けて、適切な関与を行う。また、引き続き出資法人および県による経営評価や情報公開を行い、出資法人の経営状況等の透明性を高める。さらに、県は、出資法人を取り巻く状況や業務内容の変化等に応じて、全庁的な視点で出資法人のあり方にかかる必要な検討を行うとともに、公共的分野における民間活動の担い手としての出資法人の設立趣旨に鑑み、地域活性化等に資する有意義な活動の展開に向けて必要な検討を出資法人へ促す。

II これからの出資法人のあり方と県の関与について

出資法人と県の関与のあり方については、県民にとってより効果的かつ効率的な公共的サービスの提供という観点から、次のような方向を目指す。

1 今後の出資法人のあり方

(1) 自立した経営機能の発揮

これまで出資法人は、行政が担うべき分野の拡大や業務量の増大等に対応して行政を補完、代替、支援する役割を果たしてきたことから、人的、財政的に県への依存度が大きくなる傾向にあったが、新公益法人制度への移行を踏まえ、自主的、主体的な経営が求められるようになっている。

そのため、今後は、県の人的、財政的関与に過度に依存することなく、自らの経営感覚が生かせる自立した経営体に転換していくことを目指す。

(2) 環境変化に対応しうる経営の確立

近年の社会経済情勢の変化は著しく、出資法人の運営にも大きな影響を及ぼすようになっている。公共的分野における民間活動の担い手として出資法人が継続的に活動を展開していくためにも、出資法人自らが社会経済情勢の変化に機敏に対応して事業の見直しを行い、地域の活性化等に資する有意義な活動を含め、出資法人の目的に沿った多様な活動を自主的かつ効果的に展開できる経営の実現を目指す。

(3) 透明性の確保

出資法人は、県組織の外部にあって業務の執行について高い柔軟性を有する反面、その活動内容等については、県民から見えにくい状況にあることから、財務状況だけでなく、組織や活動の成果なども含め、実態を県民が容易に把握できるよう、透明性の更なる向上を目指す。

2 県の関与のあり方

(1) 役割と責任の明確化

出資法人は、県から独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行する法人であり、その経営責任はもとより経営者に帰するものであるが、県の施策目的を達成するため出資法人の実施している事業について県が一定の関与を行っている場合は、県と出資法人における責任の所在が不明確になりやすいことから、県は、人的、財政的関与の縮小を図るとともに、あらかじめ出資法人との役割分担とそれぞれの責任を明確にする。

(2) 適切かつ効果的な連携協力関係の構築

県は、出資法人の自主性や主体性を尊重しつつ、出資法人が地域の活性化等に資する有意義な活動を展開し、効果的に出資法人の目的が達成できるよう、出資法人との連携、協力を図る。

(3) 経営状況の的確な把握

県は、出資者として出資法人が抱える課題や県の財政的リスクに対して迅速に対処する必要があるため、監査、報告徴収その他の手段によりその経営状況を適時的確に把握、評価するとともに、県民にもその状況をわかりやすく伝える。

III 出資法人の経営改善等の推進

出資法人が公共的活動の担い手としてその役割を發揮していくためには、健全な財務状況を確保しつつ、より効果的かつ効率的な活動が展開できるよう出資法人の経営改善や自立性の拡大、透明性の向上等の不断の改革を推進することが必要である。

また、主として県に財政的リスクのある出資法人において、出資法人の経営が著しく悪化した場合、県の財政に影響を及ぼすことも懸念されることから、出資法人の効率化や経営健全化等に取り組むことが必要である。

このため、県は、出資法人の自主性を尊重しつつ、出資者として次の事項について、出資法人への要請も含めて取り組む。

1 自主的・自立的経営の推進

(1) 組織体制

① 出資法人が県から独立した経営機能を發揮するためには、県の人的関与を可能な限り縮小する必要があることから、出資法人の代表者への知事および副知事の就任については、事業を円滑に推進していくためやむを得ない場合を除き、原則として廃止する方向で引き続き見直す。例外的に廃止しない場合においては、知事および副知事が代表者の職責を果たしうるのか、十分に検討を行うものとする。

また、県職員の出資法人への派遣については、出資法人の要請に基づき必要最小限の範囲にとどめることとするほか、県退職職員の役職員への就任についても、出資法人の要請に基づくことを基本とするとともに、その透明性の確保に努める。

さらに、外部から専門性や経験に優れた人材を出資法人の役職員に積極的に登用する取組も促す。

② 出資法人の経営状況等の正確な把握を行うためには、財務諸表の適正性の確保が前提となることから、出資法人による財務諸表の作成等に当たり、公認会計士その他の企業会計等に通じた者による監査、確認、指導または助言を受けることとなるよう取り組む。

(2) 財政基盤の強化等

① 出資法人の自主性を高めるためには財政の自立性を高めることが必要不可欠であり、出資法人の継続的な活動を確保する観点からも、県の補助金や受託事業による財政的関与に過度に依存しない財務体質を確立することが極めて重要である。

また、出資法人は県から独立した事業主体であり、その経営は原則として自助努力により行われるべきであることから、県がやむを得ず補助金等による財政支援を行う場合であっても、その対象は、性質上当該出資法人の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、および当該出資法人が能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費に、限られるものと考えられる。

このため、公益法人制度改革による税制優遇措置を活用した民間資金の導入や事業収入の確保等を積極的に推進し、補助金等による県の財政的関与を縮小していくとともに、基本財産等法人経営の基礎となる財産についても民間資金の積極的な導入により財政基盤の強化が図られるよう取り組む。

- ② 出資法人の債務に関する損失補償(道路公社および土地開発公社に対する債務保証を含む。以下同じ。)は、これを行わないことを原則とする。ただし、他の方策による公的支援では対応困難であるなど、真に必要やむを得ず行う場合には、損失補償契約の内容、損失補償を行う特別の理由、対象債務の返済の見通し、損失補償を行っている債務を県が負うことになった場合の影響等を、議会・県民等に明らかにするものとする。
- ③ 出資法人に対する短期貸付け(同一年度に貸付けと返済の双方が行われる貸付けをいう。)を反復継続して実施している場合には、当該出資法人が県からの借入れの縮小に取り組むことを基本として、早期に改善するよう努めるものとする。
- ④ 5に規定する県が積極的な関与を図る出資法人のうち、県が公的支援を行うものについて財政的・人的支援を継続する場合には、支援を漫然と継続することや、支援の規模が安易に拡大することがないよう、県の支援の上限や期限、支援を再検討する要件等の取決めについて検討を行う。

2 経営見通しと目標を明らかにした経営計画の策定

出資法人が健全な経営を確保し、自らの目的に沿ってその活動を効果的に展開するとともに、主として県に財政的リスクのある法人において、県の施策目的を効果的に推進する観点に留意しつつ、経営が著しく悪化した場合における県財政への影響を回避するためには、将来的なあり方も含め、中長期的な視点をもって経営に当たることが極めて重要である。

このため、出資法人において経営全般にわたる中長期的な目標とそのための取組を明らかにした3年から5年程度の計画を策定するとともに、それをもとに、毎年度、具体的な年度目標を定めて効果的な経営が行われるよう取り組む。

3 経営評価の実施

出資法人が健全な経営を確保しつつより効果的な事業展開を行うとともに、主として県に財政的リスクのある法人において、県の施策目的を効果的に推進する観点に留意しつつ、経営が著しく悪化した場合における県財政への影響を回避するためには、経営の状況や活動の成果を適切に把握、評価し、次の取組に生かしていくマネジメントサイクルを確立することが極めて重要である。

このため、中長期的な計画や毎年度の目標をもとに、出資法人自らが経営状況や活動状況等について点検評価し、達成度や課題等を明らかにして改善につなげるため、経営評価を実施するよう取り組む。

また、県としても、出資法人の経営状況や活動の実態、点検評価の結果などを適切に把握し、その内容について経営評価において出資者として評価し、必要な対応を行う。

4 情報公開の推進

県が関与している出資法人については、財政健全化法の施行などを背景として県民の関心も高まっていることから、出資法人の活動状況や財務状況のほか、経営評価なども含め、出資法人自らがインターネットなど様々な媒体を用いて積極的に情報を提供するよう取り組む。

また、県としても、出資法人に関与している立場から、その状況を総括的に県民に分かりやすく情報提供する。

5 県が積極的な関与を図る出資法人

次に該当する出資法人については、県民ニーズに即して必要な行政サービスを効果的、効率的に提供する観点および県財政への影響を回避する観点から、出資法人が役割の見直しやその検討、または財務の健全性確保に向けて取り組むよう、県は、出資法人の特性を踏まえながら、積極的な関与を図る。

- (1) 現在の社会や県民のニーズに十分適合しないもの
- (2) 出資法人以外の者により適切に代替されうるもの
- (3) 公共性または公益性に乏しいもの、これらが著しく低下したもののその他の県が支援を行う政策的必

要性の低いもの

- (4) 他の事業手法と比べて費用対効果に乏しいもの
- (5) 債務超過であるもの
- (6) 県が債務に関する損失補償(道路公社および土地開発公社に対する債務保証を含む。)を行っているもの
- (7) 県が短期貸付けを行っているもの
- (8) 県が長期貸付けを行っているもの

各出資法人に係る計画

1 滋賀県土地開発公社【担当部課(局・室)名:総合企画部企画調整課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	平成26年(2014年)3月に県が策定した「滋賀県土地開発公社のあり方に関する方針」において、現事業の全ての終了が見込まれる2023年度末を目途に公社の役割を検証することとした。今後は、公社の専門性・機動性・交渉ノウハウの需要や事業量の見通しを踏まえつつ、第3期中期経営計画に基づく取組を実施するとともに、公社の役割の検証を進める。※検証においては、現時点では公社の廃止を前提とせず、廃止から存続までを含め幅広く検討を行う。					
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標
1 第3期中期経営計画に基づき、滋賀竜王工業団地の分譲、日野町西大路地区定住宅地整備事業、新名神高速道路用地の取得、草津警察署移転用地事務造成工事にかかる積算、監理・監督業務および(仮称)多賀スマートインター用地事務に取り組むとともに、県等からのあっせん事業を積極的に受託し、健全経営を目指す。【出資法人】						<ul style="list-style-type: none"> ・【滋賀竜王工業団地】分譲完了 2019年度末 ・【日野町西大路地区定住宅地整備事業】分譲完了 2023年度末 ・【新名神高速道路用地事務】用地事務完了 2019年度末(収用の場合 2020年度末) ・【草津警察署移転】造成工事積算等 2020年度後半 ・【多賀スマートインター用地事務】用地事務完了 2020年度半ば
2 県から公社への委託事業(土地の先行取得等)に係る今後の見通しを踏まえ、公社の役割や必要性について、事業を所管する部局を交えて検証を行う。【県】						<ul style="list-style-type: none"> ・委託事業の見通しの精査および公社の役割・必要性の検証 2019年度 ・び文公園都市のうち新県立体育館用地の買戻し 2019年度
3 公社保有の長期末利用地(び文公園都市・竜王岡屋地区・旧リゲインハウス用地・米原駅周辺中核施設用地)について、公社をはじめ関係機関とともに開発の可能性を整理し、利活用方策の検討や用地の買戻しを行うことにより短期貸付けの縮小を目指す。【県】						<ul style="list-style-type: none"> ・米原駅周辺中核施設用地の買戻し 2020年度以降
備考	・「県による債務保証がある」、「県からの短期貸付けがある」※平成31年(2019年)3月時点					

2 公益財団法人淡海文化振興財団【担当部課(局・室)名:総合企画部県民活動生活課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当財団は、協働の主体となるNPOや市民活動団体の人材育成、活動助成等の直接的な支援を行うことで、県とともに多様な主体による協働を推進する重要な役割を担っている。今後も、協働を担うことのできるNPO等を育成するためには、長年にわたり蓄積してきた支援の実績、経験を有する財団の存在は不可欠であり、県としても引き続き支援していく必要がある。一方で、財団の経営は県からの補助に依存しているため、これまでから業務執行体制の見直し等経費の節減を行っているが、さらに、休眠預金等活用法に規定する資金分配団体となるなど県からの補助に頼らない事業の拡大や寄附金等の独自財源の獲得により、自立性の拡大を図る。					
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標
<p>1 市民活動の成果と価値を可視化、検証し、活動の改善や資金提供者等への説明責任につなげる「社会的インパクト評価」を担うことのできる職員を育成し、NPO等への同評価の普及を図る。</p> <p>また、休眠預金等活用法に規定する資金分配団体の選定は、社会的インパクト評価が実施可能な団体であることを前提に制度構築が進められているため、同評価に確実に取り組み、この資金分配団体に選定されて、同法に基づくNPO等への助成事業等を財団の主たる業務の一つとして導入することで、法人の自立性の拡大を図りながら、業務内容についても見直しを行う。【出資法人】</p>	<p>体制づくり</p> <p>資金分配団体への申請・選定</p>	<p>NPO等への社会的インパクト評価の普及</p> <p>NPO等への助成および申請支援・業務内容の見直し</p>				<p>・体制づくり・社会的インパクト評価を実施できる人材育成 平成30年度(2018年度)</p> <p>・資金分配団体 申請および選定 2019年度 上半期 助成および申請支援 2019年度 下半期以降</p> <p>・賛助会員数 平成29年度(2017年度)67人(団体)(実績) → 2022年度 145人(団体)</p>
<p>2 企業訪問の強化や財団事業の成果の明確化などで、財団および財団の事業への理解を得ることにより、賛助会員数の増と「未来ファンドおうみ」への寄附の確保を図る。【出資法人】</p>		<p>賛助会員の募集・拡大</p> <p>未来ファンドおうみへの寄附の確保</p>				<p>・寄附 平成29年度(2017年度) 247万円(実績) → 2018~2022年度 250万円×5年</p>
<p>3 「おうみ未来塾」に対して社会的インパクト評価を実施し、その成果・課題を明らかにすることで、事業内容の改善を行い、より一層地域で活躍する人材育成を行う。【出資法人】</p>	<p>社会的インパクト評価実施</p>	<p>事業内容見直し</p>	<p>第16期以降の運営</p>			<p>・「おうみ未来塾」卒業生が地域で活躍している割合 平成29年度(2017年度)49% (実績) → 2022年度 60%</p>

3 公益財団法人滋賀県スポーツ協会【担当部課(局・室)名:文化スポーツ部スポーツ課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当法人は、県民のスポーツ活動の推進のための役割を果たしてきており、今後も、より一層県民スポーツの推進に取り組むとともに、財政基盤の確立のために会員数の増加等に取り組むことにより、県の財政的関与の縮小やサービス向上を目指す。					目標
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
1 第5次中期経営計画「2024 滋賀国スポの成功に向けた取組等」を策定し、計画に基づき事業を推進する。【出資法人】	第4次計画の評価と第5次計画の策定 →	次期中期経営計画に基づき、関係団体や関係機関との連携に努め、県と緊密な協力体制のもと、各種スポーツ振興事業の実施 →				<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な人材育成と採用を実施し、組織力を高める取組の実施 ・指定管理施設事業参加者数 平成30年度(2018年度)から毎年1%増
2 指定管理施設での利用促進、賛助会員の拡大等により、自主財源を拡充する。【出資法人】		指定管理施設での利用者・事業参加者の拡大 →	賛助会員・協賛企業の拡大 →			<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者施設利用者数 平成30年度(2018年度)から毎年1%増 ・賛助会員数 平成29年度(2017年度)217会員 → 2022年度 285会員
3 安全、快適で県民から信頼される施設運営に努めるため、研修会、講習会を利用して職員の資質向上を図り、施設利用者の拡大を図る。【出資法人】		研修等への職員の積極的参加 →				<ul style="list-style-type: none"> ・施設の安心・安全と管理運営のため、上級体育施設管理士の資格取得者 毎年度1名以上 平成30年度(2018年度)12名 → 2022年度 16名
4 新電力会社等への契約を継続し、維持管理の経費削減に努める。 スポーツ競技等に対応できるLED照明導入への検討を行う。【出資法人】		新電力会社等への継続契約とLED照明の検証による新たな施設への導入の検討・実施 →				<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理経費の削減
5 滋賀県競技力向上対策本部の中核として、競技力向上推進計画に基づき事業を実施する。【県・出資法人】		県と法人が共同で選手強化事業を推進するとともに、少年種別の強化充実を図る →				<ul style="list-style-type: none"> ・国民スポーツ大会男女総合成績 充実期(平成29年度(2017年度)～2020年) 10位台 躍進期(2021年～2023年) 10位以内

4 公益財団法人びわ湖芸術文化財団【担当部課(局・室)名:文化スポーツ部文化芸術振興課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	平成29年(2017年)4月1日から、(公財)びわ湖ホールと(公財)滋賀県文化振興事業団の文化芸術部門を統合し、両財団の強みを融合させ、県の総合的な文化芸術振興を担っている。引き続き、効率的・効果的な事業の実施に努めるとともに、さらに評価を高めてより一層の自主財源の確保に取り組むなど、法人の自立性向上を図る。					
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標
1 中期経営計画(平成29年度(2017年度)～2020年度)に基づき、ホール稼働率や有料公演入場率の向上に向けた取組などにより、自主財源率の向上に努める。【出資法人】	中期経営計画に基づく取組の実施			次期中期経営計画に基づく取組の実施		<ul style="list-style-type: none"> 自主財源率(2020年度) びわ湖ホール 41.1% 文化産業交流会館 26%
2 自主事業の充実と貸館利用促進のための取組により、ホール稼働率の向上を図る。【出資法人】	自主事業の充実・貸館利用の増加に向けた取組			次期中期経営計画に基づく取組の実施		<ul style="list-style-type: none"> ホール稼働率(2020年度) びわ湖ホール 85%以上 文化産業交流会館(イベントホール) 26%
3 公演内容の充実と効果的な情報発信により、有料公演入場率の向上を図る。【出資法人】	公演内容の充実・効果的な情報発信			次期中期経営計画に基づく取組の実施		<ul style="list-style-type: none"> 有料公演入場率(2020年度) びわ湖ホール 88% 文化産業交流会館 81%
4 統合前2財団のそれぞれのノウハウやチャネルを活用し、他団体と積極的に連携して、効果的な事業運営に努める。【出資法人】	関係団体・市町ホール等との連携事業の推進			次期中期経営計画に基づく取組の実施		<ul style="list-style-type: none"> 連携事業数 毎年度 45事業以上
5 県派遣職員について、法人の自立性を高めつつ、人的関与の縮小を検討する。【県】	人的関与の縮小					<ul style="list-style-type: none"> 県派遣職員の引上 2020年度まで各年度1名

5 公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園【担当部課(局・室)名:文化スポーツ部文化芸術振興課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	平成29年(2017年)4月に(公財)滋賀県文化振興事業団(文化・芸術部門)と(公財)びわ湖ホールが統合し、(公財)びわ湖芸術文化財団として組織再編されたことに伴い、当財団は現在、「希望が丘文化公園」のみを管理運営する法人となっている。希望が丘文化公園基本計画(平成30年(2018年)3月策定)においては、民間資金の活用等を含め、「希望が丘文化公園」の効果的・効率的な管理方針を検討することとしているが、この管理運営方針の検討結果は、「希望が丘文化公園」のみを管理する財団の組織運営にも大きく関係することから、この検討に併せて、財団の将来に向けたあり方等の検討を行う。					
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標
1 基本計画に基づく効果的・効率的な管理方針の検討と合わせ、出資法人のあり方等について検討を行う。【県】		(公園の管理運営方針検討)	あり方等検討	検討結果を反映した取組		<ul style="list-style-type: none"> あり方等の検討 2021年度末
2 県と協議をしながら、財団のあり方等について検討を行う。【出資法人】	(次期指定管理者選定)		あり方等検討	検討結果を反映した取組		<ul style="list-style-type: none"> 来園者数 平成29年度(2017年度) 892,052人(実績) → 2022年度 926千人
3 「秋祭り」等の新規事業の実施等により、来園者数を拡大し収益の増加を図る。【出資法人】	新規事業の実施等、来園者数拡大に向けた取組の実施					

6 公益財団法人滋賀県環境事業公社【担当部課(局・室)名:琵琶湖環境部循環社会推進課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当法人は、平成20年度(2008年度)のクリーンセンター滋賀開業当初から債務超過が続いていたが、その後経営改善に努めた結果、平成27年度(2015年度)には解消した。その後、平成29年(2017年)3月に策定した中期経営計画(平成29年(2017年)～2021年)に沿って、安定的な施設運営と適正な埋立管理を行っており、引き続き法人の経営の安定化に向けた改善に取り組む。					
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目 標
1 「中期経営計画」(平成29年(2017年)3月策定、平成29年(2017年)～2021年の5年間)に基づき、引き続き安定した経営基盤の確保に取り組む。【出資法人】						<ul style="list-style-type: none"> ・経常収支 毎年度 黒字 ・自己資本比率 毎年度 50%以上 ・借入金依存率 毎年度 30%以下
2 廃棄物の適正な受入・埋立管理に引き続き取り組む。【出資法人】						<ul style="list-style-type: none"> ・安定・適正な施設運営の継続 2023年度 ・計画的な施設整備工事による埋立容量の確保 2019年度
3 埋立終了後の管理方法の検討等を行う。【出資法人】						<ul style="list-style-type: none"> ・埋立終了後の適切な管理の検討 2023年度 ・維持管理積立金の確保 2023年度
4 「クリーンセンター滋賀の今後の運営に係る基本方針」(平成28年(2016年)10月策定)に基づき、公社の経営安定化に資するよう県の資金的支援を継続する。【県】						<ul style="list-style-type: none"> ・公社における経常事業収支の自律確保を基本原則とし、県としては、埋立終了期限の2023年10月までクリーンセンター滋賀を大切な資産として有効に活用できるよう、資金面での計画的な支援を行う
備考	・「法人の代表者へ知事が就任している」、「県による損失補償がある」 ※平成31年(2019年)3月時点					

7 一般社団法人滋賀県造林公社【担当部課(局・室)名:琵琶湖環境部森林政策課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当法人は、経営理念「琵琶湖と淀川を守りつつ地域の木材生産の核となる公社林づくり」に基づき、公益的機能の持続的発揮に配慮した効率的な森林整備の推進、収益性の高い木材の生産と販売の推進および健全な公社経営の確保に取り組んできた。今後、経営理念の実現のため、公社は公益的機能の持続的発揮を維持しながら収益性の改善による伐採収益の確保に引き続き努める。また、伐期を迎える公社林が増大することを踏まえ、県としても公益的機能の持続的発揮と木材生産の採算性を両立するための公社林の保全・活用方法の検討等を行う。					
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標
1 公益的機能の持続的発揮と木材生産における採算性を両立する公社林の保全・活用方法について、外部専門家の意見を踏まえて検討し、公社への指導助言を行う。【県】	公社造林のあり方の検討		検討結果に基づく指導・助言			・公社造林あり方検討会の設置・検討 平成30年度(2018年度)～2019年度
2 次期中期経営改善計画を策定する。【出資法人】		次期中期経営改善計画の策定	次期中期経営改善計画に基づく取組の実施			・中期経営改善計画の策定 2020年度
3 収益性を確保しつつ、水源涵養機能や県土保全機能等の持続的発揮に配慮した効果的な伐採を行う。【出資法人】	水源涵養機能等の持続的発揮に配慮した効果的な伐採の実施					
4 分収造林契約の変更について、引き続き粘り強く取り組み、伐採計画への影響を最小限にとどめるよう努める。【出資法人】			取組の実施			・分収造林契約の分収割合変更 2017年度(平成29年度)70%(実績) →2020年度100%
備考	「法人の代表者へ知事が就任している」※平成31年(2019年)3月時点					

8 公益財団法人滋賀県緑化推進会【担当部課(局・室)名:琵琶湖環境部森林政策課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当法人は現在、出捐金以外には県からの財政的・人的支援を受けることなく健全に運営している。引き続き、「1 自主・自立性のある経営を維持・継続」、「2 県を主とした行政と相互補完または相乗効果を図る一体的な事業実施」、「3 公益財団法人として透明性の高い経営の推進」の方針に基づき運営を行う。					
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標
1 自主・自立性のある経営を維持・継続するために、緑の少年団等との協働による募金など、積極的な普及・啓発活動により県民、企業、団体等の緑化意識を高め、緑の募金の額を拡大する。【出資法人】	普及・啓発活動等の実施	普及・啓発活動等による緑化意識の向上と募金額の拡大				・緑の募金額 平成29年度(2017年度)47,492千円(実績) →毎年度60,000千円
2 県を主とした行政と相互補完または相乗効果を図る一体的な事業実施を行うために、森・緑づくり等への活動支援を着実に実施する。【出資法人】	森・緑づくり等への活動支援	市町緑化担当に働きかけを行い、森・緑づくり等への活動支援を着実に実施				・森・緑づくり活動への支援数 平成29年度(2017年度)65箇所(実績) →毎年度年75箇所
3 公益財団法人として透明性の高い経営を行うため、情報公開の一層の推進を図る。【出資法人】	情報公開の推進	事業の実施状況や業務・財務等にかかる情報公開の一層の推進を図る				・ホームページ更新回数 平成29年度(2017年度)月1回(実績) →毎年度月2回

9 公益財団法人糸賀一雄記念財団【担当部課(局・室)名:健康医療福祉部障害福祉課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	県「外郭団体見直し計画」における「廃止」との方針に対し、存続を求める多くの声を受けて、平成 23 年度(2011 年度)に財団が「財団のあり方についての報告」を作成し、自主的・主体的な運営をめざすこととなった。財団では現在、中期経営計画(平成 28 年度(2016 年度)～2020 年度、5 年間)に沿って、普及啓発事業の充実に向けた研修プログラム開発に取り組んでおり、これを活用した研修等を通じて共感・賛同の輪を広げるとともに、県内外の福祉、医療、経済界等の研修事業を受注することにより、賛助会員・寄付金の増加や財源確保を図り自立した運営ができるよう、県として必要な支援、働きかけを行っていく。					
具体的な取組内容	(2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2020 年度	目 標
<p>1 普及啓発事業の充実【出資法人】 ブックレット等の多様な啓発資材や新たな研修プログラムなどを作成し、福祉専門職や企業等の研修で活用されるよう働きかける。</p>	<p>ブックレットを活用した啓発・PR 他の啓発資材等の検討・作成</p>	<p>活用・啓発</p>	<p>活用・啓発</p>	<p>次期経営計画に基づく取組の実施</p>		<p>・普及啓発事業参加者数(表彰式講演会・研修事業参加者) 平成 29 年度(2017 年度) 169 人(実績) → 毎年度 300 人</p>
<p>2 表彰事業の見直し【出資法人】 糸賀思想の普遍性に鑑みた表彰分野の障害福祉以外への拡大、応募者拡大に向けた改善に取り組む。</p>	<p>(平成 27 年～)推薦委員制度の導入・効果的な運用 (平成 29 年～) 記念賞・未来賞の対象分野の拡大</p>			<p>次期経営計画に基づく取組の実施</p>		<p>・未来賞応募数 平成 29 年度(2017 年度) 6 件(実績) → 2020 年度 15 件</p>
<p>3 発信力の強化【出資法人】 アールブリュットなど国内外に展開する取組、他分野との連携強化、財団ホームページの充実に取り組む。</p>	<p>アールブリュット関連事業との連携による普及啓発教育・医療・経済界との連携強化 財団ホームページの充実による情報発信</p>			<p>次期経営計画に基づく取組の実施</p>		<p>・賛助会員数 平成 29 年度(2017 年度)52 人、22 団体(実績) → 2020 年度 120 人、20 団体</p>
<p>4 財政基盤・運営基盤の強化【出資法人】 賛助会員や寄付の拡大に努め、県の出資比率を引き下げるとともに、事業の企画・運営における他団体の協力体制を整え、効果的・効率的な運営を図る。</p>	<p>ブックレットを活用した賛助会員や寄付の募集</p>	<p>次期経営計画の策定</p>		<p>次期経営計画に基づく取組の実施</p>		<p>・県の出資比率 平成 29 年度(2017 年度)末 39.1%(実績) → 2020 年度末 32.3%</p>
<p>5 県の関与【県】 県の呼びかけにより設立された経緯を踏まえ、財団の自主的・主体的な運営に向けた支援、働きかけを行う。</p>	<p>財団の行う検討等への支援、財団運営等に対する関係者への協力依頼</p>					<p>※上記の目標は、平成 28 年度(2016 年度)に策定された財団の中期経営計画に基づく</p>

10 一般財団法人滋賀県動物保護管理協会【担当部課(局・室)名:健康医療福祉部生活衛生課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	県の動物管理行政を円滑に推進するため、昭和59年(1984年)に県、7市、43町村および社団法人滋賀県獣医師会が設立した協会という性質上、自立性の発揮は容易ではないが、社会的に注目されている動物愛護業務および県民の安全へ直結する管理業務を適正に実施しつつ、災害時のペット同行避難へ対応するため業務内容を見直し、経費の支出削減に努めつつ自主財源確保の取組を継続する。					
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標
1 賛助会費および寄付金収入を増加させることで自主財源を確保する。【出資法人】		広報を強化し会員数、寄付者数を増加				・賛助会費・寄付金収入の増加 平成29年度(2017年度) 1,225千円(実績) → 2022年度 1,400千円
2 災害時に起こるトラブルを防ぐために注目され、啓発が必要である”ペットとの同行避難”について、従来の啓発内容を見直し、より重点をおいて飼養者へ啓発する。【出資法人】		飼養者向け講習会の内容見直し・開催増加				・しつけ方教室、出前教室、ペット防災対策講習会の増加 平成29年度(2017年度) 43回(実績) → 2022年度末 50回
3 効率的な事業実施により諸経費(事務経費、動物指導車運行業務にかかる経費)の支出を削減する。【出資法人】		効率的な事業実施を徹底				・事業の効率化により2022年度において平成29年度(2017年度)に比べ諸経費の支出を削減

11 公益財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター【担当部課(局・室)名:健康医療福祉部生活衛生課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	自主衛生管理に係る啓発事業や、金融および経営に通じた職員(経営指導員)による経営相談、生活衛生同業組合に対する指導センターの専門性を発揮した指導助言等に引き続き取り組むとともに、関係者等からの出資による経済的基盤の強化を図る。					
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標
1 関係団体から出資(寄付)を得て、県以外の者からの基本財産(出資金)を増やし、自己資本の充実をもって経済的基盤の強化を図る。【出資法人】		県以外の者からの出資金の増額				・県の出資比率 平成29年度(2017年度)末 31.8%(実績) → 2021年度末 25%未満
2 生活衛生同業組合と連携し、経営相談事業の周知に努め、相談室の運営、巡回相談を積極的に行うとともに、非組合員も含めた生衛業者に対して、自主点検実施の啓発を図り、経営相談事業、自主衛生管理事業を推進する。【出資法人】		経営相談事業の推進、自主衛生管理事業の推進				・指導相談件数・自主点検実施件数 2022年度において、平成30年度(2018年度)比10%増加

12 公益財団法人滋賀県産業支援プラザ【担当部課(局・室)名:商工観光労働部商工政策課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当法人は、滋賀県産業振興ビジョンや滋賀県中小企業活性化の推進に関する条例等に基づき、県域の中核的支援機関として必要な施策を実施する役割を果たしているが、第4次産業革命の進展や人材不足等、めまぐるしく変化する経済・社会環境に対応できるよう、県内中小企業等に対して今後も継続的な支援を行っていく。また、自立した運営を行っていくため、外部資金等の積極的な獲得に努めるとともに社会・経済情勢・ニーズの変化への対応、他の県内産業支援機関との連携強化に取り組む。					
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標
1 第三期中期経営計画(平成27年度(2015年度)から2019年度)の目標を達成するとともに、経済情勢やニーズの変化に即した第四期中期経営計画を策定する。【出資法人】	<p>第三期中期経営計画の目標達成</p>					<ul style="list-style-type: none"> ・第三期中期経営計画における目標の達成 取引あっせん成立件数 平成29年度(2017年度)102件(実績) → 2019年度180件 創業準備オフィス入居者の起業件数 平成29年度(2017年度)33件(実績) → 2019年度55件等 ※2020年度以降は第四期中期経営計画による
2 県内の産業支援機関とネットワークを構築し、情報の共有化・連携を図ることで効率的・効果的な支援に努める。【出資法人】	<p>各機関訪問調査</p>	<p>ネットワーク構築・連携</p>		<p>連携</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・各商工会議所、商工会、市町産業支援担当課等創業支援機関との連携による創業支援者の交流やイベント・セミナー等の共催による開催、情報の共有化 2019年度から開始
3 管理経費の見直しによる支出削減を行うとともに積極的に国等の外部資金や補助金、受託金等を獲得するなどにより、県から自立した運営に努める。【出資法人・県】	<p>取組の検討</p>	<p>支援・申請(毎年度)</p>	<p>新たな収入確保の取組の実施</p>	<p>管理経費の削減</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発プロジェクト採択件数 平成29年度(2017年度)18件(実績) → 2019年度20件に増 ※2020年度以降は第四期中期経営計画による ・人件費以外の管理経費を2022年度において平成30年度(2018年度)より1,936千円削減

13 公益財団法人滋賀県陶芸の森【担当部課(局・室)名:商工観光労働部モノづくり振興課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当法人は、陶器産業の振興と陶芸文化の向上について役割を果たし、より魅力的な事業展開のため収益改善および支出削減に取り組んできたところである。しかしながら、大きな成果に結びついていないため、引き続き安定的に事業活動を行うために、収益拡大の方策について見直し、経営の改善に向けて取り組んでいく。						
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標	
1 企業等の外部資金の積極的な獲得に努め、財務基盤の安定を図り、事業展開に活用する。【出資法人】		企業や団体からの外部資金の拡大 				・企業等からの外部資金の増加 「やきもの振興基金」:2022年度において、平成30年度(2018年度)に比べ10%増	
2 2021年度に向けて次期中期経営計画を策定する。【出資法人】	次期中期経営計画の策定 		次期中期経営計画に基づく取組の実施 			・次期中期経営計画の策定 2020年度 ・来園者数の増加 平成23～26年度(2011～2014年度)平均322,000人 → 2020年度350,000人 ※2021年度以降の目標は、次期中期経営計画において定める。	
3 中期経営計画に基づく取組である、各種イベント誘致、展覧会の開催、子どもたちの作陶体験事業、アーティスト・イン・レジデンス事業での国際的ネットワークの構築、適切な公園の維持管理等を実施し、利用者の拡大を図る。【出資法人】	講座やイベントの開催等 						
4 ミュージアムショップの充実や自動販売機の設置など、収益拡大の方策について見直しを行う。【出資法人】		方策の検討 		方策の実施 			・収益拡大の方策の検討 2020年度

14 公益社団法人びわこビジターズビューロー【担当部課(局・室)名:商工観光労働部観光振興局】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	少子高齢化や人口減少社会の到来の中で、交流人口を増やし、地域振興事業の要として観光が注目されている。地域の観光資源を活用し、様々な主体と連携しながら明確なコンセプトによる観光地域づくりの舵取りの役割が求められており、これら事業を展開していく職員の育成を図るとともに、自主財源の拡充を図り、経営の改善に努める。						
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標	
1 会員の確保【出資法人】 高齢化や後継者問題等で将来的な会員数の減少が推測される中、新たな分野における会員の開拓を進め会員数の維持・増加に取り組み、会費収入の安定を図る。	新たな分野における会員の開拓等の会員確保の取組実施 						・会員数 2022年度において、平成30年度(2018年度)末比5%増
2 人と組織の充実【出資法人】 中期計画に基づき、観光物産振興に関し、専門性を強め、継続的に事業展開をするため、計画的段階的な研修等を通してプロパー職員の育成・充実を図る。	中期計画の策定 		計画的な研修の実施 				・戦略的な事業を展開し、観光地域づくりを牽引する人材の育成 ・広告収入・売上手数料収入 2022年度において、平成30年度(2018年度)比5%増
3 自主財源の拡充【出資法人】 広告収入や売上手数料収入等の拡充に取り組むとともに、旅行業など収益事業領域の新たな開拓を行い、自主財源の拡充を図る。	広告収入や売上手数料収入等の拡充 						
	旅行業を生かした事業検討 		旅行業の登録手続き 宿泊斡旋等を通じた自主財源の確保 				・旅行業の開始による新たな財源の確保

15 公益財団法人滋賀県国際協会【担当部課(局・室)名:総合企画部国際課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当法人は、中間支援組織の柔軟性や専門性等を生かし、全国でも先進事例とされる教育や労働、防災といった事業にも取り組んできたところである。今後、さらなる社会のグローバル化の進展に伴い、国際感覚に優れた人材の育成や、平成30年(2018年)末の出入国管理法改正に伴う外国人労働者の増加を鑑み、外国人住民を含む全ての人が最大限に能力を發揮できるよう多文化共生の推進等の事業に引き続き取り組む。また、一定の成果をあげている収益事業において安定的な財源確保に努め、法人の自立性を高める。					
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標
1 第2期および第3期中期経営計画に基づく事業の進捗管理を行うことにより、計画的な事業の推進に取り組む。【出資法人】	第2期中期計画による進捗管理		評価・検討 第3期中期計画策定	第3期中期計画による進捗管理		・第3期中期経営計画の策定 2020年度 ・多文化共生総合相談ワンストップセンター設置・運営開始 2019年度
2 外国人材の円滑な受入れならびに外国人との共生社会の実現に向けた環境整備に取り組む。【出資法人・県】	方策検討	多文化共生総合相談ワンストップセンター設置・運営				・災害時外国人支援ボランティア数 平成29年度(2017年度) 100名(実績) → 2022年度 120名
3 県域における災害時外国人支援の役割整理について、県と国際協会と協議を行い、災害時の外国人対応の体制を整備する。【出資法人・県】	県・協会との協議(災害時の人員体制に係る検討、市町国際交流協会との協議)		災害時の体制・役割等の明確化 訓練・シミュレーションの実施 地域防災計画に明記			・自主財源率 平成30年度(2018年度)予算 28% → 2022年度決算 31%
4 事業の質を確保しつつ、経費を節減し、また、パスポート写真撮影事業をはじめとする収益事業による自主財源を拡充することで、協会事業費への県の財政支援の縮小を図る。【出資法人・県】	方策検討	経費の節減・自主財源の拡充 協会事業費への県の財政支援の縮小				・協会事業費への県の財政支援 2022年度において、平成30年度(2018年度)より2,500千円縮小

16 パナソニックアソシエイツ滋賀株式会社【担当部課(局・室)名:商工観光労働部労働雇用政策課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当法人は、設立以来、出資以外には県から財政的・人的支援を受けることなく運営しており、障害者雇用実績も拡大していることから、引き続き健全な経営状況を維持しながら、重度障害者の雇用を継続する。					
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標
1 出資法人における重度障害者の多数雇用を維持する。【出資法人】	重度障害者の雇用					・重度障害者を含む障害者の多数雇用の維持(平成30年(2018年)4月1日現在) 36人(21人) ※かつこ内は重度障害者
2 重度障害者雇用モデル事業所として、工場見学や実習を受け入れるとともに、県および関係機関の行う雇用促進のための啓発事業に積極的に協力する。【出資法人】	見学や実習の受入れ、講演等の啓発活動の継続					


17 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金【担当部課(局・室)名:農政水産部農業経営課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当法人は、農林漁業の担い手の確保・育成と担い手への農地集積を目的に、農林漁業への就業対策や農地中間管理事業を実施している。しかし、自主財源に乏しいことから、事業を進める上で今後も国、県から一定の支援を受けつつ、平成 27 年度(2015 年度)に策定された中期経営計画に基づき、効率的な事業実施による支出の削減や負担金徴収等による収入源の確保の取組を進める。					
具体的な取組内容	(2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	目標
1 事業参加者からの負担金徴収や関係機関・団体等からの寄付金による収入確保に取り組む。【出資法人】	負担金や寄付金収入による財源確保の実践		財源確保手法の見直し	新たな財源確保手法の実践		・負担金および寄付金による収入確保 平成 29 年度(2017 年度) 228 千円(実績) → 2020 年度 350 千円
2 中期経営計画に基づく事業を効率的に実践し、2021 年度以降の事業について見直しを行う。【出資法人】	中期経営計画に基づく事業の実践		次期計画の策定	次期計画に基づく事業の実践		・効率的な事業実施による経営収支差額のプラス維持 平成 30 年度(2018 年度)～2020 年度
3 今後業務の増加が予想される中間管理事業について、関係機関等との協議を進め、効果的、効率的な業務を実施する。【出資法人】	市町・JA等との連携体制の強化		国の事業見直し(平成 30 年(2018 年))の事業への反映			・新たな業務委託機関の数 2020 年度末において、平成 29 年度(2017 年度)末に比べて1機関増加
4 現在法人が実施している中期経営計画に対し県として評価を行い、その結果に基づき指導を進める。【県】	中期経営計画進捗状況の評価・見直し指導		次期計画の策定指導	次期計画に基づく評価・指導		・中期経営計画の目標が達成され、かつ次期計画が策定される 2020 年度末

18 一般社団法人滋賀県畜産振興協会【担当部課(局・室)名:農政水産部畜産課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	TPP11 の発効等を踏まえ、「総合的な TPP 等関連政策大綱」に基づく畜産業の体質強化、安全 安心な畜産物の安定供給等の事業を効率的に実施するため、既存事業および執行体制の見直しを図る。					
具体的な取組内容	(2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	目標
1 既存事業の見直し【出資法人・県】 関係団体と調整のうえ、社会情勢や関係者のニーズに応じた事業展開のため、既存事業見直しの検討を行う。	見直し検討			事業実施		・事業見直し検討 2019 年度 ・中期経営計画の策定 2019 年度
2 中期経営計画の策定【出資法人】 中長期的な経営計画の策定を行う。	検討・計画策定		計画に基づく取組の実施			計画中間見直し
備考	・「中長期の経営計画が未策定である」※平成 31 年(2019 年)3 月時点					

19 公益財団法人滋賀県水産振興協会【担当部課(局・室)名:農政水産部水産課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	資産運用益による収入の確保は厳しい状況にあるが、水産資源の減少に対応するため、引き続き中期経営計画に基づいた経営改善を図るとともに、栽培漁業の中核機関として、経営資源を最大限に生かして、効率的な生産と放流を行い、資源の増殖を進める。						
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標	
1 第Ⅲ次中期経営計画に基づく効果的な放流事業を実施する。【出資法人・県】	第Ⅲ次計画の策定 	栽培基本計画に基づく効果的な稚魚放流					・冬季ニゴロブナ当歳魚(0歳魚)資源尾数の増加 平成 28 年度 (2016 年度)507 万尾(実績) → 2022 年度 700 万尾
2 効率的な種苗生産を行うとともに余剰種苗の分譲により自主財源を拡充する。【出資法人】		効率的な種苗生産・余剰種苗の分譲					・効果的な放流に係る情報交換会 年 1 回以上実施 ・種苗の分譲による収入額の増加 2022 年度において平成 30 年度 (2018 年度)より増加
備考	・「法人の代表者へ副知事が就任している」 ※平成 31 年(2019 年)3月時点						

20 公益財団法人 滋賀県建設技術センター【担当部課(局・室)名:土木交通部監理課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」において、県・市町等の適切な発注関係事務に必要な外部機関の育成・活用の促進に努めることとされている。また、道路法改正による「橋梁等の近接目視点検」義務化を受けて、当法人では、市町からの要請に基づき、橋梁の点検や工事に対する技術支援を実施している。このように、県・市町の適正な公共工事の執行、維持管理のための機関として、当法人の役割は増している。また、県、市町等職員の技術力向上を担う県内唯一の機関であることから、中期経営計画(平成28年(2016年)3月策定)に基づき運営の効率化や経費の節減を図りつつ、県・市町等への業務支援の充実を図り、引き続き自立性のある経営を維持する。					
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標
1 県および市町職員の研修受講者の意見を反映させ、研修の充実を図る。【出資法人】	基礎研修の充実・品質管理およびICTに係る研修の充実 →					・高度化・専門化するICT関連の実践的な研修の導入 2022年度
2 県および市町に対して公共事業の積算・施工管理等の支援事業を行うとともに、きめ細かい技術支援を通じて市町職員の技術の向上に努める。 また、市町管理橋梁の定期点検の実施を通じて、橋梁の適正な管理と橋梁修繕工事に対する技術的支援を進める。【出資法人】	橋梁点検 (1巡目) →	積算・施工管理等の支援業務の充実 橋梁点検(2巡目) 修繕工事への技術支援・施工管理等の支援業務の充実 →				・積算受託収益における市町の割合 平成25～29年度(2013～2017年度)平均22.3%(実績) → 平成30年度(2018年度)～2022年度 平均25.0% ・市町の橋梁点検と修繕工事への積極的な支援 基本協定締結市町数 平成29年度(2017年度)17市町(実績) → 2022年度 18市町
3 積算システム集約化事業および工事管理情報システム事業の安定的運営に努める。 また新技術導入(ドローンを活用した市町への災害支援等)の検討を行う。【出資法人】	積算システム、工事管理情報システム更新による安定的運営 ドローンを活用した災害支援等の検討 → ドローンを活用した災害支援等の実施 →					・システム集約の維持と設備の更新
4 採算性を見極めつつインフラ老朽化対策等、時代のニーズに即した新たな事業(市町管理橋梁修繕事業に対する技術支援(修繕記録のデータベース化等))を検討する。 また、2021年度に次期中期経営計画を策定する。【出資法人】	現計画に基づく取り組みの実施・新たな事業の検討 →				次期中期経営計画の策定 →	新計画に基づく取り組みの実施 ・ドローンの技能認定証明証取得者 平成30年度(2018年度)2人(実績) → 2022年度 3人 ・次期中期経営計画の策定 2021年度

21 滋賀県道路公社【担当部課(局・室)名:土木交通部道路課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当公社は、有料道路等を借入金で建設し、供用後は利用者からの料金を維持管理をしている。このため、良好な維持管理による安全で快適な有料道路等の提供と、利用者ニーズに対応したサービスに努めるとともに、料金徴収期間内に建設費を確実に償還していく。					
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標
1 琵琶湖大橋有料道路第6期事業の着実な実施に取り組む。【出資法人】	ETCの整備 →	4車線化拡幅(用地の取得促進、工事の実施) →			基礎工耐震補強 工事の実施 →	<ul style="list-style-type: none"> 琵琶湖大橋有料道路第6期事業 事業計画の見直し 2022年度末 長寿命化計画の見直し 琵琶湖大橋 2021年度末 その他の橋梁 2019年度末
2 良好な維持管理による安全で快適な有料道路等の提供に取り組む。【出資法人】	長寿命化計画に基づく効率的・効果的な修繕の実施 →					<ul style="list-style-type: none"> 大津港駐車場の収支改善策の検討・実施 2022年度(継続) 次期中期経営計画の策定 2019年度末
3 大津港駐車場の利用促進等による収支改善に取り組む。【出資法人・県】	長寿命化計画の見直し (その他の橋梁) →					
	長寿命化計画の見直し (琵琶湖大橋) →					
4 次期中期経営計画を策定する。【出資法人】	収支改善策の検討・実施 →					
	次期中期経営計画の策定 →					
	次期中期経営計画に基づく取組の実施 →					

22 信楽高原鉄道株式会社【担当部課(局・室)名:土木交通部交通戦略課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当法人は、平成3年(1991年)の列車衝突事故により経営危機に陥ったものの、事業継続は不可欠との認識のもと、県、甲賀市と3者で「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく鉄道事業再構築実施計画を国に申請。平成25年度(2013年度)から同計画に基づき、上下分離方式により収支均衡を図りつつ安全・安定運行に必要な対策を講じているが、経常利益の確保に向けて、引き続き、利用者促進や経費節減に取り組んでいく必要がある。					
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標
1 鉄道事業再構築実施計画の着実な取組の実施	実施計画の進捗確認 →	確認結果を踏まえた取組の実施 →				<ul style="list-style-type: none"> 輸送人員 50万人 旅客収入 1億円
安全な輸送サービスの確保、経営合理化の推進、情報発信力とブランド構築力【出資法人】	進捗状況・効果等の評価					
①鉄道用地・施設の取得、保有等 ②施設整備、維持修繕・管理等に要する経費の負担 【①②甲賀市による支援、②県による甲賀市への補助】	整備等の計画の点検					
まちづくり施策と連携した利用促進 【甲賀市による推進】	利用促進施策内容の評価					

23 公益財団法人滋賀県文化財保護協会【担当部課(局・室)名:教育委員会事務局文化財保護課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当法人は、文化財保護の推進のため、特に県が調査主体である国や県の実施する公共事業に関連する発掘調査業務を中心にその役割を果たしてきたところであるが、近年、市町が実施する発掘調査等の支援のほか、市町や観光協会等と連携し、社会的要請に応じた事業の幅の拡大を図っている。今後、新たな事業を実施することで文化財を通じた地域への社会貢献を進めるなど法人の自立性向上を図り、引き続き財政基盤の安定に努める。					
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標
1 公共事業に関わる埋蔵文化財の発掘調査を効率的に進め、引き続き財政基盤の安定に努める。【出資法人】 開発事業計画を早期に把握し、中長期的な発掘調査事業量の見通しについて、法人と情報共有し、市町支援を含む発掘調査の円滑な実施に努める。【県】		計画的・効率的な発掘調査事業の実施				<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査年間受託契約額 平成30年度(2018年度)～2022年度の平均 434百万円(税抜) 文化財活用事業に対する貸付件数 平成30年度(2018年度)0件 → 2019～2020年度 各1件 2021～2022年度 各2件
2 県内で実施される文化財活用事業に対する資金貸付事業を新たに開始し、文化財を通じた地域への社会貢献を進める。【出資法人】	文化財活用事業貸付金創設	貸付事業活用に向けた取組(制度の周知)				

24 公益財団法人滋賀県暴力団追放推進センター【担当部課(局・室)名:警察本部組織犯罪対策課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当法人は、県「外郭団体見直し計画」における「自立性の拡大」との方針を踏まえ、県の関与の縮小を念頭に業務を進めてきたが、補助金に依存する状態が続いており、改めて賛助会費収入の増額や県の財政的関与の縮小に向けた取組方法を検討する。興味をひくようなホームページや、訪れやすい相談所への改善、また、賛助会員の優遇制度の設定等により会員を拡大することで、寄付金収入を増やし、自立性の拡大をより一層進める。					
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標
1 ホームページの活用方法を検討する。【出資法人】		掲載内容の検討		リンク先企業の検討		<ul style="list-style-type: none"> ホームページリンク先企業 平成30年度(2018年度)0社(実績) → 2022年度 10社
2 相談事業の充実に向け、周知方法等を検討する。【出資法人】	相談所開設チラシや暴追センター紹介チラシの設置場所の開拓検討			効果の検証と改善検討		<ul style="list-style-type: none"> チラシ設置場所 2022年度において平成30年度(2018年度)に比べて10箇所増
3 賛助会員の拡大に向け、企業のセミナーや、警察等行政が企画するイベントへの参加し、会員を募る。【出資法人】	センターを紹介し周知を図り賛助会員を募る					<ul style="list-style-type: none"> 会員企業 平成29年度(2017年度)253社(実績) → 2022年度 280社
4 賛助会員の拡大に向け、会員であることのメリットを検討する。【出資法人】		メリット考案	メリットの試行		効果の検証と改善検討	

取組項目	視座 3「財源」	(4)「未来へと幸せが続く滋賀」構築に向けた行政需要と新たな財源	推進担当課 (局・室)	総務部 税政課 琵琶湖環境部 琵琶湖保全再生課 森林政策課 土木交通部 交通戦略課
	—			

1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性

- | | |
|------------|------------------------------------|
| (1)目指す県庁の姿 | i ‘持続可能な滋賀’を支える県庁
ii 進取でオープンな県庁 |
|------------|------------------------------------|

(2)基本的な考え方

健全な行財政基盤を有する「‘持続可能な滋賀’を支える県庁」および県民とともに施策を推進する「進取でオープンな県庁」の実現に向け、社会環境の変化に伴う対応の必要性が高まる行政需要に対し、財源のあり方、負担の仕組みのあり方等について、必要な体制整備を図りながら積極的に研究、議論を進め、検討していく。

<これまでの取組状況・課題等>

[琵琶湖森林づくり県民税]

環境重視と県民協働で取り組む森林づくりについて、事業効果が広く及び公益性が高く県民全体に新たな負担を求めるものとして、平成 18 年(2006 年)に「琵琶湖森林づくり県民税」が創設されたが、今後、次期「琵琶湖森林づくり基本計画」の策定過程と並行してそのあり方を検討する必要がある。

[琵琶湖の活用に伴う適切な負担のあり方]

平成 27 年(2015 年)の「琵琶湖の保全及び再生に関する法律(琵琶湖保全再生法)」に基づき策定された「琵琶湖保全再生計画」を指針としつつ、「守る」と「活かす」の好循環につながる「琵琶湖の活用に伴う適切な負担」を検討する必要がある。

[地域特性を踏まえた公共交通の維持確保に向けた検討]

移手段の確保について、社会インフラとしての交通が果たす役割を可視化しながら、未来への投資や費用負担のあり方等の議論を深めていく必要がある。

[税制にかかる専門的な検討機関の設置]

行政需要に対するサービス提供への負担の類型として、使用料、負担金、協力金、寄付など、様々な手法が考えられるが、「税」を検討する場合には、体制として学術的・専門的な視点から慎重かつ正確な検討が必要であり、そうした機能を有する機関の設置が不可欠となる。

2 取組期間中における取組

(1)取組の概要

琵琶湖森林づくり県民税のあり方等を検討するとともに、琵琶湖の活用に伴う適切な負担のあり方等について検討する。

地域公共交通のあり方について、利用者、担い手、コストの 3 つの視点から検討する。

「滋賀県税制審議会」を設置し、本県税制のあり方について専門的な見地から審議する。

(2)具体的な取組内容

(ア)「琵琶湖森林づくり県民税」の見直し

2021 年度を始期とする次期「琵琶湖森林づくり基本計画」の策定と並行して、平成 30 年(2018 年)に制定された森林経営管理法を踏まえ創設される森林環境税(2024 年導入)や森林環境譲与税(2019 年導入)との整合性に留意し、県と市町との役割分担、連携協力の状況も踏まえ、公益的機能が高度に発揮される森林づくりの財源としてのあり方を検討し、適切な制度として運用する。

(イ)「琵琶湖の活用に伴う適切な負担のあり方」検討

琵琶湖の利用と負担にかかる過去の検討の再整理や、負担の類型化および課題整理を進めた上で、琵琶湖の維持管理経費とその原因者や受益者との関係、利用に対する負担の妥当性等について整理し、実現可能性のあるものについて負担の導入・制度化の検討を進める。

(ウ)「地域特性を踏まえた公共交通の維持確保」に向けた検討

平成 30 年(2018 年)に実施した地域の移動需要や公共交通に対する意識に関する調査の試行を踏まえ、バス交通について、滋賀県における地域公共交通の社会的便益や投資、費用負担や補助制度のあり方等について研究、議論を進める。

(エ)「滋賀県税制審議会」の設置・運営

「滋賀県税制審議会」を設置し、本県のような政策目標や社会経済情勢の変遷により変化していく行政需要を踏まえ、受益と負担の適正化を図るため、課税自主権の活用や現行税制のあり方について、専門的な見地から検討・調査・審議を行う。

(3)目標(2022 年度)

(ア)「琵琶湖森林づくり県民税」の見直し

・「琵琶湖森林づくり県民税」制度を見直し、2020 年度を目途に条例改正

(イ)「琵琶湖の活用に伴う適切な負担のあり方」検討

・琵琶湖の活用と負担について一定整理し、実現可能なものから取組を開始

(ウ)「地域特性を踏まえた公共交通の維持確保」に向けた検討

・地域公共交通を支えるために必要な投資や費用負担のあり方等について取りまとめ

(エ)「滋賀県税制審議会」の設置・運営

・「滋賀県税制審議会」を設置し、年1件以上の案件について諮問

<目標設定の考え方>

(ア)「琵琶湖森林づくり県民税」の見直し

・平成 28 年度(2016 年度)に改正を行った「琵琶湖森林づくり県民税条例」において、「施行後 4 年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要と認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ものとしていることを踏まえ、2020 年度中に条例改正を行うことを目標とする。

(イ)「琵琶湖の活用に伴う適切な負担のあり方」検討

・様々な整理・議論・検討を進めることから、「実現可能なものから」とする。

(ウ)「地域特性を踏まえた公共交通の維持確保」に向けた検討

・公共交通が地域にもたらす効果を踏まえ、社会インフラとしての地域公共交通のあり方について、全県的な検討の土台づくりを行うものとする。

(エ)「滋賀県税制審議会」の設置・運営

・税制にかかるテーマについて、専門的な視点から慎重かつ正確な検討が行われるよう運営する。

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
(ア)「琵琶湖森林づくり県民税」の見直し	森林譲与税との整理	次期「森林づくり基本計画」策定過程と並行して、見直しを検討	条例改正・見直し後の制度運用		
(イ)「琵琶湖の活用に伴う適切な負担のあり方」検討	地域資源の利用と負担の類型化整理	必要に応じて利用に伴う負担の導入・制度化の検討を進め、可能なものから取組開始			
(ウ)「地域特性を踏まえた公共交通の維持確保」に向けた検討	地域の移動需要や公共交通に対する意識に関する調査の試行	公共交通の効果や投資、費用負担のあり方の研究	研究、検討結果のまとめ	費用負担等について県民的議論	
(エ)「滋賀県税制審議会」の設置・運営	審議会設置・運営(諮問 1回以上/年)				

取組項目	視座 4「情報」	(1) 収集	推進担当課 (局・室)	総務部 行政経営企画室
	① 県民とのきめ細かな対話の実践、県民の声の施策への一層の反映			

1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性

(1) 目指す県庁の姿 ii 進取でオープンな県庁

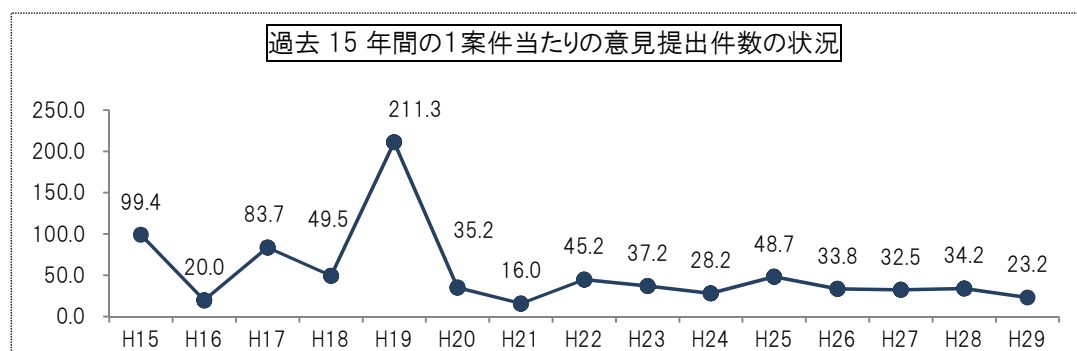
(2) 基本的な考え方

県民とともに施策を推進する「進取でオープンな県庁」の実現に向け、徹底的にオープンな行政経営の下、県民とのきめ細かな対話を実践し、県民の声を施策に一層反映させる。

県民の声を施策に反映させる取組のうち、県民政策コメントは、基本的な政策の立案過程において、立案に係る県の説明責任を果たし、また、県民の声を直接反映させる機会を確保することで、公正・透明な行政運営に加えて、県民の参画による県政の推進を目的とするものであり、この制度のより一層の活用を図る。

<これまでの取組状況・課題等>

県民政策コメント制度は、制度として定着が図られたが、制度発足当初からすると意見提出件数は、案件によって左右されるものの全体として低下傾向にあり、活性化が課題である。



2 取組期間中における取組

(1) 取組の概要

県民政策コメント制度の見直しを行う。

(2) 具体的な取組内容

(ア) 県民政策コメント制度の見直し

他自治体での取組事例等を調査し、広聴事業全体の中での効果的な活用も図りながら、より多くの県民の声が提出されるよう、制度の趣旨を踏まえた活性化に向けて、必要な見直しを行う。

(3) 目標(2022年度)

(ア) 県民政策コメント制度の見直し




- ・活性化に向けた制度見直し 2019年度末まで
- ・1案件当たりの意見提出件数 平均 64件以上(過去5年平均 32件)

<目標設定の考え方>

(ア) 県民政策コメント制度の見直し

・制度の趣旨を踏まえた活性化を早期に図るため、2019年度までの制度見直しを目標とする。過去5年の意見提出件数の平均が32件で減少傾向にあることから、この傾向を打破するため、過去5年平均の2倍を目標として設定する。

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
(ア) 県民政策コメント制度の見直し		制度の総点検、他自治体の取組事例等の調査 	広聴事業全体の中での活用も図りながら、制度見直し 	見直し後の制度運用 		

取組 項目	視座 4「情報」	(1) 収集	推進担当課 (局・室)	総務部 行政経営企画室
	②情報収集・活用の研究			
1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性				
(1) 目指す県庁の姿		ii 進取でオープンな県庁 iv スマートでしなやかな県庁		
(2) 基本的な考え方		<p>ICTの積極的な活用により常に県民サービスの向上を図る「スマートでしなやかな県庁」、現場に根ざした効果的な施策を立案する「進取でオープンな県庁」の実現に向け、ICTを積極的に活用して、県民ニーズを的確に把握することに努める。</p> <p>県は、各種統計調査やアンケート等のもとより、日常業務を通じて様々な情報を保有しているが、それらを十分活用してきたとは言えないとの指摘がある。</p> <p>そこで、日常業務で得た様々な情報や県民等との対話内容といった生の情報を、ICT活用により効率的にデジタルデータ化して、分析・加工・共有し、行政経営に生かす方法や仕組みについて研究を始める。</p> <p>＜これまでの取組状況・課題等＞</p> <p>平成 27 年度(2015 年度)に、災害時の迅速な状況把握等を目的に、土木分野においてドローンを試行導入し、その後、本格導入するとともに森林整備等に導入を拡大してきた。本県では、現場状況の把握といった基本的な活用に加え、ドローンで撮影したデジタル映像のリアルタイム配信へと応用している。</p>		
2 取組期間中における取組				
(1) 取組の概要		<p>日常業務で得た様々な情報をデジタルデータ化して、分析・加工・共有し、行政経営に生かす方法・仕組みの研究を始める。</p>		
(2) 具体的な取組内容		<p>(ア) 日常業務で得た情報を行政経営に生かすための方法・仕組みの研究</p> <p>モバイル機器やドローン等の県庁内での活用状況等を踏まえるとともに、他自治体等での事例を調査し、情報をデジタルデータ化して、分析・加工・共有し、行政経営に生かすための方法・仕組みについて研究を始める。</p>		
(3) 目標(2022 年度)		<p>(ア) 日常業務で得た情報を行政経営に生かすための方法・仕組みの研究 ・2020 年度を目途に研究結果を一定取りまとめ</p>		
＜目標設定の考え方＞		<p>(ア) 日常業務で得た情報を行政経営に生かすための方法・仕組みの研究 ・事例調査等から行う必要があり、一定の期間を要することから、2 年間の研究期間とする。</p>		

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
(ア) 日常業務で得た情報を行政経営に生かすための方法・仕組みの研究		事例調査	活用方策・仕組みの研究	可能なことから実用化	

取組項目	視座 4「情報」	(2)活用	推進担当課 (局・室)	総合企画部 企画調整課 総合企画部 統計課 総務部 市町振興課
	①客観的な証拠に基づく政策立案(EBPM)の推進			
1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性				
(1)目指す県庁の姿	ii 進取でオープンな県庁 iii 市町とともに自治を担う県庁 iv スマートでしなやかな県庁			
(2)基本的な考え方	<p>近年、ICT が急速に進展し、データの利活用も急速に進んでいる。データを重視して施策を立案する「進取でオープンな県庁」および ICT の積極的な活用などにより常に事務の効率化を図る「スマートでしなやかな県庁」の実現に向け、データ分析に基づいて課題等を迅速かつ的確に把握し、有効な対策を講じる EBPM(Evidence Based Policy Making: 証拠に基づく政策立案)に取り組む。</p> <p>EBPMによる施策検討の新たな仕組みを検討するとともに、EBPMに欠かせない職員の統計リテラシー(統計データの理解・活用力)を向上させて、県庁のみならず、県内自治体における EBPM の推進・定着を図る。</p> <p><これまでの取組状況・課題等></p> <p>平成 30 年度(2018 年度)から、滋賀大学データサイエンス学部と連携し、庁内の課題等についてデータ分析による課題解決を目指す EBPM モデル研究事業を実施している。</p> <p>職員の統計リテラシー向上に向けて、平成 26 年度(2014 年度)から、統計課職員を講師に県・市町職員を対象にした統計研修を行っており、また、平成 30 年度(2018 年度)からは滋賀大学データサイエンス学部教員による、より高度な分析手法等を学ぶ専門統計研修を実施している。</p> <p>このように様々な取組を実施しているが、EBPMによる施策構築が十分に行われているとは言えない状況にある。</p>			
2 取組期間中における取組				
(1)取組の概要	<p>EBPM を推進するための研究・仕組づくりや、県・市町職員の統計リテラシー向上のための研修を行う。</p>			
(2)具体的な取組内容	<p>(ア)データに基づく施策検討の仕組づくりの検討・構築</p> <p>将来人口の推計結果を政策に活用するなどデータに基づくモデル的な研究を進めるとともに、県内自治体の政策に EBPM を定着させるための研究チームを立ち上げ、EBPM による施策構築のための新たな仕組づくりに向けた検討を行う。</p> <p>(イ)県・市町職員を対象にした統計に関する研修の充実</p> <p>統計に関する知識、データ分析手法等のレベルアップを目的に、県・市町職員を対象にした研修を充実する。</p>			
(3)目標(2022 年度)	<p>(ア)データに基づく施策検討の仕組づくりの検討・構築</p> <p>・2021 年度までに県の政策立案プロセスへの反映方法を検討し、具体の仕組を構築</p> <p>(イ)県・市町職員を対象にした統計に関する研修の充実</p> <p>・統計研修の年間受講者数 150 人以上(過去 5 年の平均 94.4 人)</p>			

<目標設定の考え方>

(ア)データに基づく施策検討の仕組づくりの検討・構築

・2019年度から2021年度の3年間で仕組を構築するための検討を進めることとする。

(イ)県・市町職員を対象にした統計に関する研修の充実

・職員を対象にした統計課主催の統計研修は平成26年度(2014年度)から実施しており、平成30年度(2018年度)までの5か年の年間平均受講者数が94.4人であることから、約1.5倍の年間150人以上を目標として設定する。

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
(ア)データに基づく施策検討の仕組づくりの検討・構築		モデル研究事業の実施 →	研究チームの立ち上げ →	政策立案プロセスへの反映方法の検討 →	施策検討のための仕組の構築 →
(イ)県・市町職員を対象にした統計に関する研修の充実		滋賀大学データサイエンス学部教員による「専門統計研修」の実施 →			統計課職員による「職員のための統計講座」の継続実施(随時、内容等の見直し) →

取組 項目	視座 4「情報」	(3) 公開	推進担当課 (局・室)	総合企画部 情報政策課
	①オープンデータ化の徹底と民間活用の推進			
1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性				
(1)目指す県庁の姿	ii 進取でオープンな県庁			
(2)基本的な考え方	<p>「進取でオープンな県庁」の実現に向け、県民共有の財産である県の保有する行政情報について、企業や地域におけるニーズを踏まえつつ、保有情報のオープンデータ化を一層推進する。</p> <p>また、県が公開・提供するオープンデータの利活用を促進することにより、これらのデータに基づく公共サービスの向上や、新たな民間サービスの創出を誘引する。</p> <p><これまでの取組状況・課題等></p> <p>平成 27 年度(2015 年度)から、県ホームページに専用のページ「オープンデータ・カタログサイト」を設置し、統計情報を中心とした 152 種のデータをオープンデータとして公開・提供してきた。今後、公開データの対象範囲の拡大や、公開するデータをコンピュータによる利用・加工が容易な形式へ変換していくことが求められる。</p>			
2 取組期間中における取組				
(1)取組の概要	オープンデータ化の推進とデータ利活用の促進を行う。			
(2)具体的な取組内容	<p>(ア)オープンデータ化の推進</p> <p>県ホームページ等で公開済みの情報のほか、県民・企業等へのニーズ調査に基づく情報や国選定の推奨データセット等に基づく情報のオープンデータ化と、データの二次利用が容易な形式への変換を促進する。</p> <p>(イ)オープンデータ利活用の促進</p> <p>産学官連携組織「滋賀県地域情報化推進会議」における各種セミナーやデータ利活用コンテスト等の取組を通じて利活用を促進する。</p>			
(3)目標(2022 年度)	・オープンデータ化された情報数 152 種 → 300 種			
<p><目標設定の考え方></p> <p>・県ホームページ等で公開済み情報のうちオープンデータ化可能なものに加え、国の推奨データセットのうち県の保有情報を対象とする。</p> <p>※ 国の推奨データセット: 自治体のオープンデータの取組の参考となるよう、国が公開を推奨するデータ</p>				

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
(ア)オープンデータ化の推進	公開済み情報から取組対象を選定 →	ニーズ調査、対象の見直し →			
		データ公開の順次拡大 →			
(イ)オープンデータ利活用の促進		セミナー・コンテストの実施 →			
		利活用事例の顕彰、カタログサイト等での紹介 →			

取組 項目	視座 4「情報」	(3) 公開	推進担当課 (局・室)	総合企画部 県民活動生活課 県民情報室
	② 条例に基づく現用公文書の適正な管理および特定歴史公文書等の適切な保存、利用等の推進			
1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性				
(1) 目指す県庁の姿	ii 進取でオープンな県庁			
(2) 基本的な考え方	<p>公文書等は、県の諸活動および歴史的事実の記録であり、かつ、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源であることから、公文書等の適切な取扱いを確保して、県民の知る権利を尊重することが重要となっている。</p> <p>こうしたことを踏まえ、「進取でオープンな県庁」の実現に向け、公文書等の管理の基本となる事項を条例で定めることにより、現用公文書の適正な管理および特定歴史公文書等の適切な保存、利用等を図る。これらの取組を通じて、県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、現在および将来の県民への説明責務を全うする。</p> <p><これまでの取組状況・課題等></p> <p>歴史的文書の利用請求権の付与、意思決定に至る過程等を合理的に検証できるような文書作成の義務付け等の統一的な公文書管理ルール確立などの本県の文書管理上の課題を解決するため、平成 28 年(2016 年)9 月に「未来に引き継ぐ新たな公文書管理を目指して(方針案)」を作成し、これに基づき、「滋賀県公文書等の管理に関する条例」(以下「条例」という。)の制定を目指して取組を進めてきた。</p>			
2 取組期間中における取組				
(1) 取組の概要	<p>条例の規定に基づき、現用公文書の適正な管理を行うとともに、特定歴史公文書等の適切な保存、利用等を推進する。</p>			
(2) 具体的な取組内容	<p>(ア) 現用公文書の適正な管理の徹底</p> <p>各実施機関における適正な文書管理の統一的な実施のためのガイドライン等を作成し、当該ガイドライン等に基づき、各職員が適正な文書管理を行うことができるよう、階層別の研修の実施や公文書管理に関する調整会議等の開催を通じて、その内容を周知徹底する。</p> <p>また、現用公文書の管理体制の整備やコンプライアンスに関する職員のセルフチェックの中で現用公文書の適切な管理を確保するとともに、毎年度、現用公文書の管理状況を取りまとめ、県民に公表する。</p> <p>(イ) 特定歴史公文書等の適切な保存、利用等</p> <p>特定歴史公文書等の利用に関する運用ルールを策定するとともに、県立公文書館において、特定歴史公文書等の展示、インターネットの利用による提供を行うほか、教育機関、図書館等との連携による特定歴史公文書等の利用の促進に関する事業を実施する。</p>			
(3) 目標(2022 年度)	<p>(ア) 現用公文書の適正な管理の徹底</p> <p>・研修時のアンケートにおいて文書管理が「常にできている(100%)」または「ほぼ、できている(80%以上)」と回答した職員の割合 100%</p> <p>(イ) 特定歴史公文書等の適切な保存、利用等</p> <p>・県立公文書館の年間利用者数 3,000 人</p>			

＜目標設定の考え方＞

(ア)現用公文書の適正な管理の徹底

・適切な文書管理は、効率的な県政運営、県の説明責任を果たす上で、職員が内容を理解し、実践する必要があるため、この指標を設定する。

(イ)特定歴史公文書等の適切な保存、利用等

・県立公文書館の前身となる組織である県政史料室の平成 29 年度(2017 年度)の利用者数 1,946 人の 50%増を目標として設定する。

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
(ア)現用公文書の適正な管理の徹底		ガイドラインの作成等の条例施行準備	条例の一部施行		条例に基づく文書管理の徹底
(イ)特定歴史公文書等の適切な保存、利用等	県政史料室における歴史的 文書の利用	特定歴史公文書等の利用に関するル ール・事業の 検討			特定歴史公文書等の展示等の実施および 利用促進に関する事業の実施

取組 項目	行政経営方針の着実かつ迅速な推進 を図るために	推進担当課 (局・室)	知事公室 秘書課 総務部 人事課 総務部 行政経営企画室
	(1) 職員の理解と行動		
1 「目指す5つの県庁の姿」実現に向けての基本的な考え方			
<p>「目指す5つの県庁の姿」の実現に向け、本実施計画に掲げた各取組を着実かつ迅速に推進することが重要である。</p> <p>そのため、職員一人ひとりが、策定の趣旨を理解し、目指す県庁の姿に共感し、経営理念や経営の基本的な視点に基づき、行動を起こすことが不可欠であり、職員に対し、行政経営方針 2019 の周知を図るとともに、経営者である知事と現場の職員の間で、思いや考えを共有できるように取り組む。</p>			
2 取組期間中における取組			
(1) 取組の概要			
<p>職員に対して、行政経営方針 2019 等の周知を図るとともに、職員意見等の把握に努める。</p> <p>職員と知事が思いを共有する場を設置するとともに、職員が自律的に健康経営の実践に取り組む組織となるよう、健康経営にかかる取組の人事評価への反映を行う。</p>			
(2) 具体的な取組内容			
<p>(ア) 職員に対する周知と職員意見等の把握</p> <p>職員に対して、行政経営方針 2019 および同実施計画の概要版を配布するとともに、2019 年度に地方機関を含む全庁を対象に意見交換会等を開催し、同方針等の積極的な周知を図る。加えて、職員アンケート等を実施し、職員の意見等の把握に努める。</p> <p>(イ) 職員と知事が思いを共有する場の設置</p> <p>職員一人ひとりがやりがいをもって楽しく働ける環境づくりに向け、職員が知事に現場の思いを直接伝えるとともに、知事が職員に自らの思いや考えを伝え、共有する場として「知事と話そう！職員座談会」を定期的で開催する。</p> <p>(ウ) 健康経営にかかる取組の人事評価への反映</p> <p>健康経営の理念を共有し、その実践に向けて自律的に取り組む組織となるよう、健康経営にかかる取組を人事評価の業績評価項目として設定する。</p>			

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
(ア)職員に対する周知と職員意見等の把握		概要版の配布 意見交換会等の開催 職員アンケート等の実施	必要に応じて継続実施		
(イ)職員と知事が思いを共有する場の設置		「知事と話そう！職員座談会」の定期開催			
(ウ)健康経営にかかる取組の人事評価への反映		運用			

取組 項目	行政経営方針の着実かつ迅速な推進 を図るために	推進担当課 (局・室)	総務部 行政経営企画室 各推進担当課等
	(3) 進行管理		

1 「目指す5つの県庁の姿」実現に向けての基本的な考え方

「目指す5つの県庁の姿」の実現に向け、本実施計画に掲げた各取組を着実かつ迅速に推進することが重要である。

そのため、全取組項目を対象に、目標の達成状況を把握するとともに、達成状況に対しての Study(振り返り、課題等の検証、対策等の検討)を実施するなど、適切な進行管理に取り組む。特に主要な取組項目については、行政経営改革委員会に達成状況等を報告し、評価等を行う。

また、評価結果等は、県ホームページ等を通じて、県民に分かりやすく情報発信するとともに、県民との対話を通して、県庁は、組織として学習を続ける。

2 取組期間中における取組

(1) 取組の概要

各取組項目について、目標の達成状況を把握するとともに、主要なものについては、行政経営改革委員会に報告し、評価等を行う。

また、目標の達成状況等については、県ホームページ等を通じて情報発信する。

(2) 具体的な取組内容

(ア) 目標の達成状況の把握等

それぞれの推進担当課等において、取組内容に応じて適切な期間ごとに、目標の達成状況を把握するとともに、Study(振り返り、課題等の検証、対策等の検討)を実施し、その結果を次年度等の取組に反映させる。目標の達成状況や Study の結果については、年2回程度、全取組項目の取りまとめを行う。



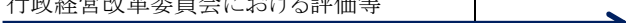
(イ) 行政経営改革委員会における評価等

主要な取組項目について、行政経営改革委員会に達成状況等を報告し、目標の達成状況等について、評価を行うとともに、必要に応じ、同委員会から実効ある取組に向けた意見等をいただく。

(ウ) 分かりやすい情報発信

目標の達成状況等については、県ホームページ等を通じて、県民に分かりやすく情報発信するとともに、特に主要な取組項目については、行政経営改革委員会からの意見も付して情報発信する。

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
(ア) 目標の達成状況の把握等		目標の達成状況の把握 Study(振り返り、課題等の検証、対策等の検討) 次年度等の取組に反映 全取組項目の取りまとめ 		2023年度以降の行政経営にかかる方針の策定に向けた検証 	
(イ) 行政経営改革委員会における評価等		行政経営改革委員会における評価等 			
(ウ) 分かりやすい情報発信		県ホームページ等を通じた情報発信 